

会津若松市 地域防災計画 資料編 (第 1 章資料編)

平成 2 6 年改訂
(平成 2 9 年 2 月修正)
(平成 3 0 年 3 月修正)
(平成 3 1 年 3 月修正)
(令和 4 年 3 月修正)
(令和 6 年 3 月修正)
(令和 6 年 1 0 月修正)

「 資 料 編 」 目 次

目次

(資料 1-4-3-1) 会津若松市防災会議委員構成団体等.....	1
(資料 1-4-3-2) 会津若松市災害対策本部規程 別表第1(第2条、第3条関係).....	2
(資料 1-4-3-3) 会津若松市災害対策本部規程 別表第2(第4条関係).....	3
(資料 2-1-1-1) 災害時庁内組織体系図等.....	8
(資料 2-1-1-2) 防災関係機関の業務内容.....	9
(資料 2-1-1-8) 災害時応援協定締結先一覧.....	13
(資料 2-4-1) 注意報・警報発表の基準.....	18
[参考] 【土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)】.....	21
[参考] 【浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)】.....	22
[参考] 【洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)】.....	22
[参考] 雨の強さと降り方.....	23
[参考] 風の強さと吹き方.....	24
[参考] 防災情報入手サイト.....	25
(資料 2-4-2-1) 重要水防区域.....	26
[参考] 重要水防箇所評定基準(河川).....	28
[参考] 指定河川洪水予報の標題 気象庁ホームページより.....	29
(資料 2-4-2-2) 河川洪水時浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧.....	30
(資料 2-4-3) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域.....	37
(資料 2-4-3-1) 土石流危険渓流.....	38
(資料 2-4-3-2) 急傾斜地崩壊危険箇所.....	40
(資料 2-4-3-3) 地すべり危険箇所.....	41
(資料 2-4-3-4) 新たな土砂災害の発生のおそれのある箇所.....	41
(資料 2-4-3-5) 山腹崩壊危険地区.....	44
(資料 2-4-3-6) 崩壊土砂流出危険地区.....	45
(資料 2-4-3-7) 地すべり危険地区.....	46
(資料 2-4-3-8) 雪崩危険箇所.....	46
(資料 2-4-3-9) 防災重点農業用ため池一覧表.....	49
(資料 2-4-3-10) 道路の危険箇所.....	50
(資料 2-4-3-11) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧.....	50
(資料 2-5-1) 避難所・避難場所一覧表.....	53
(資料 2-6-1) 会津若松市内の緊急輸送路線.....	65
(資料 2-6-2) 交通規制の実施責任者及び実施基準.....	68
(資料 2-6-3) 消防防災ヘリコプター緊急場外離着陸場.....	69
(資料 2-7-1) 防災用備蓄品一覧.....	70
(資料 2-7-2) 土のう配備箇所.....	72
(資料 3-8-2) 会津若松市所在医療取扱代表機関及び救急告示医療機関名等.....	73
(資料 3-10-1) 人員輸送代表機関等.....	73
(資料 3-12-6) 応急仮設住宅建設用地状況等報告.....	74
(資料 3-14-3) 電力施設災害応急対策計画の協力機関.....	74
(資料 3-14-4) ガス供給代表機関.....	74
(資料 4-1-5) 災害に係る住家の被害認定の概要.....	75
[参考] 会津若松市防災会議条例.....	77
[参考] 会津若松市災害対策本部条例.....	78
[参考] 会津若松市災害対策本部規程.....	79
[参考] 災害対策基本法について.....	80
[参考] 災害救助法について.....	84
災害救助法による救助の程度、方法及び期間について.....	88
福島県における緊急通行車両の確認手続等取扱要領.....	92

(資料 1-4-3-1) 会津若松市防災会議委員構成団体等

(1) 会長

会津若松市防災会議会長 会津若松市長

(2) 指定地方行政機関の職員

福島労働局会津労働基準監督署
東北農政局福島県拠点
関東森林管理局会津森林管理署
北陸地方整備局阿賀川河川事務所
東北地方整備局郡山国道事務所会津若松出張所
福島地方気象台

(3) 県職員

会津地方振興局
会津保健福祉事務所
会津農林事務所
会津若松建設事務所

(4) 警察職員

会津若松警察署

(5) 市職員

(6) 消防職員

会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部
会津若松市消防団

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関等

日本郵便(株)会津若松郵便局
東日本旅客鉄道(株)あいづ統括センター
東日本電信電話(株)福島支店
東北電力ネットワーク(株) 会津若松電力センター
東京電力リニューアブルパワー(株)猪苗代事業所
東日本高速道路(株)東北支社会津若松管理事務所
会津乗合自動車(株)
（公社）福島県トラック協会会津支部
（公社）福島県看護協会会津支部
会津鉄道(株)
（公社）会津若松医師会
（福）会津若松市社会福祉協議会

(8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験者

会津若松市区長会
公立大学法人会津大学

(9) その他市長が必要と認めたもの

会津若松消防署
会津若松市民生児童委員協議会
男女共同参画推進活動ネットワーク加入団体

(資料 1-4-3-2) 会津若松市災害対策本部規程 別表第1(第2条、第3条関係)

災害対策本部	部 名	部 局 長	副 部 長	課 (班) 名	課 (班) 長
災害対策本部長					
市 長					
災害対策副本部長	企画政策部	企画政策部長	企画政策部長 支所長	企画調整課 地域づくり課 秘書広聴課 情報統計課	企画調整課長 地域づくり課長 秘書広聴課長 情報統計課長
副市長	財務部	財務部長	財務部長 支所長	まちづくり推進課 住民福祉課	まちづくり推進課長 住民福祉課長
災害対策本部員	総務部	総務部長	総務部長 支所長	財政課 税務課 納税課 公共施設管理課	財政課長 税務課長 納税課長 公共施設管理課長
企画政策部長	健康福祉部	健康福祉部長	健康福祉部長 支所長	総務課 人事課 契約検査課	総務課長 人事課長 契約検査課長
財務部長	観光商工部	観光商工部長	観光商工部長 支所長	環境生活課 危機管理課 市民課 廃棄物対策課 市民センター	環境生活課長 危機管理課長 市民課長 廃棄物対策課長 市民センター所長
総務部長	建設部	建設部長	建設部長 支所長	地域福祉課 障がい者支援課 高齢福祉課 こども家庭課 こども保育課 国保年金課 健康増進課	地域福祉課長 障がい者支援課長 高齢福祉課長 こども家庭課長 こども保育課長 国保年金課長 健康増進課長
市民部長	農政部	農政部長	農政部長 支所長	観光課 商工課 企業立地課	観光課長 商工課長 企業立地課長
健康福祉部長	議会事務局	議会事務局長	議会事務局長 支所長	農政課 農林課	農政課長 農林課長
観光商工部長	教育委員会	教育委員長 教育部長	教育委員長 教育部長 支所長	都市計画課 まちづくり整備課 開発管理課 道路課 建築住宅課	都市計画課長 まちづくり整備課長 開発管理課長 道路課長 建築住宅課長
農政部長	選挙管理委員会	選挙管理委員長 事務局	選挙管理委員長 事務局 支所長	会計課	会計課長
建設部長	監査事務局	監査事務局長	監査事務局長 支所長	議会事務局	議会事務局次長
教育長	農業委員会	農業委員長 事務局	農業委員長 事務局 支所長	教育総務課 学校教育課 文化課 スポーツ推進課	教育総務課長 学校教育課長 文化課長 スポーツ推進課長
教育部長	上下水道局	上下水道局長	上下水道局長 支所長	生涯学習総合センター 地区公民館	生涯学習総合センター副所長 地区公民館長
上下水道事業者				選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局次長
上下水道局長				監査事務局	監査事務局次長
議会事務局長				農業委員会事務局	農業委員会事務局次長
選挙管理委員会事務局				総務課 経営企画課 上水道施設課 下水道施設課	総務課長 経営企画課長 上水道施設課長 下水道施設課長
監査事務局長					
農業委員会事務局					
会計管理者					

(資料 1-4-3-3) 会津若松市災害対策本部規程 別表第 2 (第 4 条関係)

会津若松市災害対策本部構成表

班 名	主な内容	構成部 (主な課)
総括班	災害対策本部に関すること。 災害状況に関する情報収集・情報管理・被災地図の作成に関すること。 災害対策方針の作成に関すること。 防災関係機関との調整に関すること。 被災者台帳の整備に関すること。	◎市民部 (危機管理課)、総務部、会計課、議会事務局、教育委員会、選挙管理委員会事務局、監査事務局、農業委員会事務局
受援班	応援職員等への対応に関すること。	◎総務部 (人事課)
広報・伝達班	広報活動等に関すること。 市ホームページの作成に関すること。 情報伝達手段の確保に関すること。 情報流出等への対応に関すること。	◎企画政策部 (秘書広報課)、教育委員会 (文化課)
避難所運営班	避難所の開設運営に関すること。 支援物資配布・保管に関すること。	◎財務部 (納税課)、企画政策部、建設部、教育委員会
応急復旧班	市施設や道路等の被災状況調査や応急復旧に関すること。 住宅の応急危険度判定に関すること。 災害廃棄物の処理に関すること。 災害応急住宅等の建設に関すること。 家屋等の被災状況調査に関すること。	◎建設部 (都市計画課)、教育委員会、上下水道局、市民部、財務部、農政部
物資エネルギー班	物資・食料・燃料の調達に関すること。 支援物資の受入、輸送に関すること。 輸送車両の確保に関すること。	◎観光商工部 (商工課)、農政部、総務部
医療救護班	応急医療の支援に関すること。 医療機関、医師会等との連絡調整に関すること。 遺体の処理、埋葬に関すること。 被災者の安否確認、問い合わせに関すること。 行方不明者の捜索への協力に関すること。 被災者等の健康管理への支援に関すること。	◎健康福祉部 (健康増進課)、市民部
要配慮者対策班	災害時要配慮者 (帰宅困難者、観光客、外国人等を含む。) への情報提供・避難支援に関すること。 福祉避難所の開設運営及び民間福祉施設との連絡調整に関すること。 避難生活への支援に関すること。	◎健康福祉部 (高齢福祉課)、観光商工部、教育委員会
ボランティア対策班	社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 災害ボランティアセンター開設運営への協力に関すること。	◎健康福祉部 (地域福祉課)
地域対策班	地域住民への情報提供、支援物資配布・保管及び相談対応に関すること。	◎市民部 (環境生活課)、企画政策部、教育委員会

備考

- 1 構成部の欄において、◎が付されている部局を班長とする。
- 2 避難所運営等応援が必要な場合には、本部長において調整する。

会津若松市災害対策本部事務分掌表

部名 (部長名)	課 (班) 名	事務分掌
企画政策部 (企画政策部長)	企画調整課 (避難所運営班)	1 避難所の開設運営に関すること。 2 国、県等に対する窓口及び要望等の資料作成に関すること。
	地域づくり課 (避難所運営班)	1 避難所の開設運営に関すること。 2 災害時の交通機関の状況調査に関すること。
	秘書広報課 (広報・伝達班)	1 新聞発表、ラジオ放送、テレビ放送、ホームページ、広報車による広報活動その他の広報に関すること。

		2 災害写真の撮影、収集、記録等に関する事。
	情報統計課（広報・伝達班）	1 庁内の情報システムの円滑な運用及び管理に関する事。 2 情報伝達手段の確保に関する事。 3 災害対策本部の情報システム環境の整備に関する事。 4 情報流出防止等に関する事。
	支所（地域対策班）	まちづくり推進課 1 所管区域内の被害調査、災害防止及び応急措置に関する事。 2 区域内の関係機関への協力要請及び連絡調整に関する事。 3 本部及び各部との連絡調整に関する事。 4 災害対策本部（代替）設置に関する事。
		住民福祉課 1 所管区域内の災害に係る初期対応に関する事。 2 地域の市民相談に関する事。 3 住民への情報提供、支援物資の配布・保管に関する事。
財務部（財務部長）	財政課（避難所運営班）	1 避難所の開設運営に関する事。 2 災害応急対策等の緊急予算措置に関する事。
	税務課（避難所運営班）	1 避難所の開設運営に関する事。 2 被災住宅の調査に関する事。
	納税課（避難所運営班）	1 避難所の開設運営に関する事。
	公共施設管理課（応急復旧班）	1 災害応急住宅等の建設に関する事。 2 公共建築物の安全確認、災害防止及び応急措置に関する事。 3 被災住宅の応急危険度判定や二次調査において、「建築職」としての専門的な見識が必要な場合の同調査に関する事。
総務部（総務部長）	総務課（総括班・受援班）	1 他市町村等への協力要請についての連絡調整に関する事。 2 応急対策用車両（一般）の確保に関する事。 3 被災者の輸送対策（輸送車両の確保を含む。）に関する事。 4 自動車（本庁所属）の配車に関する事。 5 災害損失の補償事務に関する事。 6 物資・金銭等の寄附に関する事。 7 情報流出防止等に関する事。
	人事課（総括班・受援班）	1 災害時における職員の勤務体制に関する事。 2 国・県・他市等の派遣職員の受け入れに関する事。 3 職員の安否確認に関する事。 4 災害従事職員の健康相談に関する事。
	契約検査課（物資エネルギー班）	1 応急物資の調達に関する事。
市民部（市民部長）	環境生活課（地域対策班）	1 区長会への情報提供に関する事。 2 コミュニティセンターとの連絡調整に関する事。 3 コミュニティセンターへの自主避難者への対応に関する事。 4 公害の調査及び処理に関する事。
	危機管理課（総括班）	1 防災会議に関する事。 2 災害対策本部の設置及び運営に関する事。 3 総合的災害対策の策定調整に関する事。 4 被災者台帳の整備に関する事。 5 避難行動要支援者名簿の提供に関する事。 6 県・自衛隊等関係機関への派遣要請に関する事。 7 警察署・消防本部・消防団との連絡調整に関する事。 8 災害情報の収集・被害状況の整理報告に関する事。 9 避難情報（防災メール）の伝達に関する事。 10 職員の非常招集に関する事。 11 記者会見等への対応に関する事。 12 罹災証明の発行に関する事。
	市民課（医療救護班）	1 遺体の捜索、収容、処理、埋葬等に関する事。 2 被災者の安否確認、問い合わせに関する事。 3 行方不明者捜索への協力に関する事。
	廃棄物対策課（応急復旧班）	1 一般廃棄物（ごみ・し尿）の処理に関する事。 2 災害廃棄物の処理に関する事。 3 仮設トイレの設置に関する事。

		4 産業廃棄物の処理に関すること。
	市民センター（地域対策班）	1 区域内の被害調査及びその応急措置に関すること。 2 区域内の関係機関への協力要請及び連絡調整に関すること。 3 地域の市民相談に関すること。 4 地域への災害情報提供に関すること。 5 本部及び各部との連絡調整に関すること。
健康福祉部（健康福祉部長）	福祉避難所に関すること。	
	地域福祉課（要配慮者対策班、ボランティア対策班）	1 要配慮者対策の総合調整に関すること。 2 要配慮者等に対する被災者支援に関すること。 3 被災地区における被保護世帯の援護対策に関すること。 4 社会福祉関係施設の被害調査のとりまとめに関すること。 5 要配慮者への情報伝達に関すること。 6 避難者の炊出しに関すること。 7 社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 8 災害ボランティアセンターの開設準備に関すること。 9 災害ボランティア活動等に関すること。 10 災害義援金及び救助物資の受付及び配分に関すること。 11 災害弔慰金及び災害障がい見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付に関すること。
	障がい者支援課（要配慮者対策班）	1 被災地区における障がい者福祉施設の被害調査及びその対策に関すること。 2 被災地区における障がい者及び障がい児の援護対策に関すること。 3 要配慮者への情報伝達に関すること。 4 避難行動要支援者名簿の提供に関すること。
	高齢福祉課（要配慮者対策班）	1 被災地区における高齢者福祉施設の被害調査及びその対策に関すること。 2 被災地区における要保護高齢者及び在宅高齢者の援護対策に関すること。 3 要配慮者への情報伝達に関すること。 4 避難行動要支援者名簿の提供に関すること。
	こども家庭課（要配慮者対策班）	1 要保護児童の対応に関すること。 2 被災地区における児童福祉施設の援護及び応急対策に関すること。 3 要配慮者への情報伝達に関すること。
	こども保育課（要配慮者対策班）	1 被災地区における児童福祉施設の被害調査及びその対策に関すること。 2 災害時の一時保育・応急保育に関すること。 3 要配慮者への情報伝達に関すること。
	国保年金課（要配慮者対策班）	1 要配慮者の対応に関すること。
	健康増進課（医療救護班）	1 災害時における応急医療及び助産への支援に関すること。 2 医療品その他の衛生資材の確保及び配分に関すること。 3 医師会、看護協会、薬剤師会、歯科医師会及び栄養士会との連絡調整に関すること。 4 被災地の衛生指導に関すること。 5 衛生環境及び食品衛生の保持に関すること。 6 被災地における感染症の予防に関すること。 7 避難所における健康指導に関すること。 8 食料品の調達に関すること。 9 避難者の炊き出しに関すること。 10 医療機関との連絡に関すること。 11 医療機関の被害調査及びその対策に関すること。 12 遺体の処理に関すること。 13 保健センターとの連絡調整に関すること。 14 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養に関すること。
観光商工部（観光商工部長）	観光課（要配慮者対策班）	1 観光業者の被害調査及びその対策に関すること。 2 帰宅困難者、観光客等一時滞り者、外国人の対策に関すること。 3 観光施設の被害調査及びその応急措置に関すること。
	商工課（物資エネ	1 調達物資（支援物資を含む。）のあつせん、仕分け、管理及び

	ルギー班)	配送に関すること。 2 商工業者の被害調査及びその対策に関すること。 3 エネルギーの調達に関すること。 4 輸送車両の確保に関すること。
	企業立地課（物資エネルギー班）	1 調達物資（支援物資を含む。）のあつせん、仕分け、管理及び配送に関すること。 2 誘致企業の被害調査及びその対策に関すること。 3 工業団地の被害調査及びその対策に関すること。
農政部 （農政部長）	農政課（物資エネルギー班）	1 調達物資（支援物資を含む。）のあつせん、仕分け、管理及び配送に関すること。 2 食糧品の調達に関すること。 3 家畜伝染病の予防及び防疫に関すること。 4 農業災害状況の調査及びその対策に関すること。
	農林課（応急復旧班）	1 農道、林道その他の農林業施設の被害調査及びその応急措置に関すること。 2 農地及び林地の被害調査及びその対策に関すること。 3 土地改良区との連絡調整に関すること。
建設部 （建設部長）	都市計画課（応急復旧班）	1 都市施設の災害防止策に関すること。
	まちづくり整備課（応急復旧班・避難所運営班）	1 都市公園の被害調査及びその応急措置と対策に関すること。 2 避難場所（公園）の施設に関すること。 3 都市公園施設の避難所（長期含む）としての緊急利用に関すること。 4 避難所の開設運営に関すること。
	開発管理課（応急復旧班）	1 都市施設の災害防止策に関すること。 2 区画整理区域の災害防止と応急措置に関すること。 3 応急復旧に関すること。
	道路課（応急復旧班）	1 一般道路、橋りょう、河川その他の被害調査及びその応急復旧措置に関すること。 2 交通不能箇所の調査及び応急措置並びに通行路線の決定に関すること。 3 除雪対策に関すること。 4 応急措置に要する車両（特殊）の確保に関すること。 5 応急救助及び応急復旧に要する労働力の供給に関すること。 6 砂防及び地すべり並びに雪崩防止施設の対策及びその応急措置に関すること。 7 水防関係通報の受領及び通報に関すること。
	建築住宅課（応急復旧班）	1 市営住宅の被害調査及びその応急措置に関すること。 2 災害応急住宅等の建設に関すること。 3 住宅の応急危険度判定に関すること。 4 建築士会との連絡調整に関すること。 5 被災住宅の二次調査において、「建築職」としての専門的な見識が必要な場合の同調査に関すること。
会計管理者 （会計管理者）	会計課（総括班）	1 応急時の経理出納に関すること。 2 災害救助基金の出納に関すること。 3 災害対策本部の補助に関すること。
教育委員会 （教育長）	教育総務課（避難所運営班、応急復旧班）	1 教育施設の安全確認、災害防止及び応急措置に関すること。 2 教育施設の避難所としての緊急利用に関すること。 3 避難所の開設運営に関すること。 4 教育施設の被害の調査に関すること。
	学校教育課（要配慮者対策班）	1 児童・生徒の避難に関すること。 2 被災児童・生徒の応急教育に関すること。 3 教材、学用品等の調達及び配給に関すること。 4 被災した児童生徒の保健管理及び学校給食に関すること。 5 学校教職員との連絡調整に関すること。
	文化課（広報・伝達班）	1 文化財の被害調査及びその応急措置に関すること。 2 災害広報に関すること。 3 文化施設の緊急利用に関すること。 4 文化施設の安全確認、災害防止及び応急措置に関すること。
	スポーツ推進課（避難所運営班、応	1 社会体育施設の被害調査及びその応急措置に関すること。 2 スポーツ施設の避難所（長期含む）としての緊急利用に關す

	急復旧班)	ること。 3 避難所の開設運営に関すること。
	地区公民館（地域対策班）	1 避難場所（避難所）の運営に関すること。 2 支援物資の配布・保管に関すること。 3 自主避難者の受入に関すること。
	生涯学習総合センター（総括班・地域対策班）	1 社会教育施設の被害調査及びその応急措置に関すること。 2 地域への情報提供に関すること。 3 災害対策本部（代替）設置に関すること。 4 災害対策本部の補助に関すること。 5 避難場所（避難所）の運営に関すること。（中央公民館神指分館） 6 支援物資の配布・保管に関すること。（中央公民館神指分館） 7 自主避難者の受入に関すること。（中央公民館神指分館）
議会事務局（事務局長）	議会事務局（総括班）	1 議員との連絡調整に関すること 2 災害対策本部の補助に関すること。
選挙管理委員会事務局（事務局長）	選挙管理委員会事務局（総括班）	1 災害対策本部の補助に関すること。
監査事務局（事務局長）	監査事務局（総括班）	1 災害対策本部の補助に関すること。
農業委員会事務局（事務局長）	農業委員会事務局（総括班）	1 農業被害調査及びその応急措置に関すること。 2 被害農業者に対する農業救済措置に関すること。 3 災害対策本部の補助に関すること。
上下水道局（上下水道事業管理者）	総務課（応急復旧班）	1 緊急応援要請及び応援体制に関すること。 2 災害復旧に要する資材及び物品の調達並びに各部との連絡に関すること。
	経営企画課（応急復旧班）	1 市民に対する水道関連情報提供等の広報活動に関すること 2 災害調査、復旧調査及び飲料水供給計画に関すること。
	上水道施設課（応急復旧班）	1 浄水施設の被害調査及びその応急措置に関すること。 2 配給水管の被害調査及びその応急措置並びに減・断水に伴う制水弁操作に関すること。 3 飲料水の確保及び供給に関すること。
	下水道施設課（応急復旧班）	1 下水道施設の被害調査及びその災害防止と応急復旧措置に関すること。 2 雨水幹線に関する雨水の応急対策に関すること。

(資料 2-1-1-1) 災害時庁内組織体系図等

災害対策本部総括班								受援班							
・災害対策本部に関すること。 ・災害状況に関する情報収集・情報管理・被災地図の作成に関すること。 ・災害対策方針の作成に関すること。 ・防災関係機関との調整に関すること。 ・応援職員等への対応に関すること。 ・被災者台帳の整備に関すること。								・応援職員等への対応に関すること。							
◎市民部、総務部、会計課、議会事務局、教育委員会、選挙管理委員会事務局、監査事務局、農業委員会事務局								◎総務部							
危機管理課 総務課 人事課 会計課 議会事務局 生涯学習総合センター 選挙管理委員会事務局 監査事務局 農業委員会事務局								総務課 人事課							
広報・伝達班		避難所運営班		応急復旧班		物資エネルギー班		医療救護班		要配慮者対策班		ボランティア対策班		地域対策班	
・広報活動等に関すること。 ・市ホームページの作成に関すること。 ・情報伝達手段の確保に関すること。 ・情報流出等への対応に関すること。		・避難所の開設運営に関すること。 ・支援物資配布・保管に関すること。		・市施設や道路等の被災状況調査や応急復旧に関すること。 ・住宅の応急危険度判定に関すること。 ・災害廃棄物の処理に関すること。 ・家屋等の被災状況調査に関すること。 ・家屋等の被災状況調査に関すること。		・物資・食料・燃料の調達に関すること。 ・支援物資の受入、輸送に関すること。 ・輸送車両の確保に関すること。		・応急医療の支援に関すること。 ・医療機関、医師会等との連絡調整に関すること。 ・遺体の処理、埋葬に関すること。 ・被災者の安否確認、問い合わせに関すること。 ・行方不明者の捜索への協力に関すること。 ・被災者等の健康管理への支援に関すること。		・災害時要配慮者（帰宅困難者、観光客、外国人等を含む。）への情報提供・避難支援に関すること。 ・福祉避難所の開設運営及び民間福祉施設との連絡調整に関すること。 ・避難生活への支援に関すること。		・社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 ・ボランティアセンター開設運営への協力に関すること。		・地域住民への情報提供、支援物資配布・保管及び相談対応に関すること。	
◎企画政策部、教育委員会		◎財務部、教育委員会、企画政策部、建設部		◎建設部、教育委員会、上下水道局、農政部、市民部、財務部		◎観光商工部、総務部、農政部		◎健康福祉部、市民部		◎健康福祉部、教育委員会、観光商工部		◎健康福祉部		◎市民部、企画政策部、教育委員会	
情報統計課 秘書広聴課 文化課		納税課 企画調整課 地域づくり課 財政課 税務課 まちづくり整備課 教育総務課 スポーツ推進課		都市計画課 開発管理課 公共施設管理課 道路課 まちづくり整備課 建築住宅課 教育総務課 スポーツ推進課 上下水道局総務課 経営企画課 上水道施設課 下水道施設課 農林課 廃棄物対策課 税務課		商工課 企業立地課 農政課 契約検査課		健康増進課 市民課		地域福祉課 障がい者支援課 高齢福祉課 こども家庭課 こども保育課 国保年金課 学校教育課 観光課		地域福祉課		環境生活課 各支所 各市民センター 地区公民館	

(資料 2-1-1-2) 防災関係機関の業務内容

1 市及び消防機関

1	市防災会議に関する事務
2	防災施設、防災組織の整備
3	災害用物資及び資材の備蓄並びに整備
4	防災思想の普及及び防災訓練
5	災害に関する予報又は警報の発令及び伝達
6	情報の収集、伝達及び被害調査
7	災害発生の防ぎよと拡大防止の対策
8	災害時における教育対策並びに交通及び輸送の確保
9	被災者の救助、医療及び防疫等救助保護の対策
10	消防、水防及びその他の応急措置

2 指定地方行政機関

1	福島労働局会津労働基準監督署 (1) 工場、事業所等における産業災害の防止についての指導監督 (2) 労災保険料等の非常取扱い (3) 被災工場、事業所に対する救急医療品の配付等
2	東北農政局福島県拠点 (1) 農地及び農業用施設等に関する災害復旧事業並びに災害防止事業の指導並びに助成 (2) 農業関係被害情報の収集報告 (3) 農作物、蚕、家畜等の防災管理指導及び病虫害の防除指導 (4) 被害農林漁業者等に対する災害融資のあっせん・指導 (5) 排水・かんがい用土地改良機械の緊急貸付け (6) 野菜、乳製品等の食料品、飼料、種もみ等の供給対策 (7) 応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡
3	関東森林管理局会津森林管理署 (1) 森林治水による災害予防 (2) 保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備と管理 (3) 災害対策に必要な木材（国有林）の払下げ
4	北陸地方整備局阿賀川河川事務所 (1) 所轄河川区域における水防業務 (2) 所轄河川の維持管理、改修及び災害復旧工事 (3) その他防災所定業務
5	東北地方整備局郡山国道事務所会津若松出張所 (1) 所轄国道の維持管理、改修及び災害復旧工事 (2) 災害時における所轄国道の交通規制 (3) その他防災所定業務
6	仙台管区气象台（福島地方气象台） (1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 (4) 市が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発

3 県

1	会津地方振興局 (1) 県地域防災計画による所定の業務 (2) 市が処理する事務及び事業の指導
2	会津保健福祉事務所 (1) 県地域防災計画による所定の業務 (2) 応急手当及び看護に関する指導 (3) 食品衛生管理に関する指導 (4) その他防疫保健衛生対策
3	会津農林事務所 (1) 森林治水による災害予防 (2) 保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備と管理
4	会津若松建設事務所 (1) 県地域防災計画による所定の業務 (2) 緊急道路及び緊急輸送路の確保

5	会津若松警察署
(1)	災害に関する情報の収集伝達
(2)	避難の指示又は誘導
(3)	交通混乱の防止及び避難路、緊急輸送路確保等の交通対策
(4)	避難地域及び避難場所並びに重要施設等の警戒警備
(5)	死体の検視、身元の確認
(6)	災害時における各種犯罪の予防、取締り
(7)	関係機関の行う災害救助、復旧活動に対する協力
(8)	その他災害警備に必要な警察活動及び各種広報活動

4 指定公共機関

1	東日本旅客鉄道（株）あいづ統括センター
(1)	災害の予知情報、列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報
(2)	鉄道施設の安全な維持管理及び旅客の避難救護
(3)	災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保並びに災害時の応急輸送対策
2	東日本電信電話（株）福島支店
(1)	災害対策に必要な主要通信の確保
(2)	公衆電話通信施設の災害時の特別取扱い及び被害調査並びに災害復旧
(3)	被害設備等の広報
(4)	気象情報の伝達
3	東北電力ネットワーク(株) 会津若松電力センター
(1)	電力供給施設の整備及び点検
(2)	災害時における電力供給の確保及び復旧
(3)	被害施設の調査及び広報
4	東京電力リニューアブルパワー(株) 猪苗代事業所
(1)	電力供給施設の整備及び点検
(2)	災害時における電力供給の確保及び復旧
(3)	被害施設の調査及び広報
5	東日本高速道路(株)東北支社会津若松管理事務所
(1)	災害時における救助物資、人員の輸送及び避難等の輸送の協力
(2)	災害時における高速道路の車両運行規制及び運行状況の広報
(3)	災害時の応急輸送対策及び施設等の被害調査並びに災害復旧
6	日本赤十字社福島県支部会津若松市地区
(1)	災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等救護の実施
(2)	災害救助の協力奉仕団の連絡調整
(3)	義援金品の募集配分
7	日本放送協会福島放送局
(1)	防災知識の普及
(2)	気象予警報、情報及び被害状況等の周知
(3)	災害応急対策の周知
8	日本郵便(株)会津若松郵便局
(1)	災害時における郵便業務の確保及び郵便貯金、簡易保険等の非常取扱い
(2)	災害時における応急融資措置
9	通信事業者（(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)）
(1)	電気通信施設の整備及び防災管理
(2)	災害非常通信の確保及び気象予警報の伝達
(3)	被災電気通信施設の復旧
10	運輸業者（日本通運(株)郡山支店、福山通運(株)会津営業所、佐川急便(株)会津若松営業所、ヤマト運輸(株)福島主管支店、西濃運輸(株)郡山支店）
(1)	災害時における救援物資、避難者等の緊急輸送の協力

5 指定地方公共機関

1	会津乗合自動車（株）
(1)	災害時における救助物資、人員の輸送及び避難等の輸送の協力
(2)	災害時における車両の運行規制及び運行状況の広報
(3)	災害時の応急輸送対策及び施設等の被害調査並びに災害復旧
2	（公社）福島県トラック協会会津支部（運送業者）
(1)	災害時における救助物資、人員の輸送及び避難時の輸送力の確保
3	（公益）福島県看護協会会津支部
(1)	災害時における医療、助産及び救護活動

(2) 医療機関との連絡調整
4 報道機関 (福島テレビ(株)、(株)福島中央テレビ、(株)福島放送、(株)テレビユー福島、(株)ラジオ福島、 (株)福島民報社、福島民友新聞社(株))
(1) 防災知識の普及
(2) 気象の予警報、情報及び被害状況等の周知
(3) 災害応急対策の周知
(4) 社会事業団体等による義援金品の募集等

6 防災関係団体

1 区長会・町内会等自治組織、婦人消防隊等自主防災組織
(1) 地域における住民の避難誘導、被災者の救護、伝染病予防物資の配給、防犯等に対する協力
(2) 市が実施する応急対策についての協力
2 会津若松市民生児童委員協議会
(1) 災害時の要配慮者の救護の支援、安否確認の協力
3 (福) 会津若松市社会福祉協議会
(1) 災害時のボランティア活動の支援
4 (公社) 会津若松医師会・会津若松歯科医師会・会津薬剤師会
(1) 災害時における医療、助産及び救護活動
(2) 医療機関との連携調整
5 病院等医療機関
(1) 医療、助産等救護の実施
(2) 救護活動に必要な医薬品及び医療機材並びに医療関係従事者の提供
6 商工会議所等商工業団体
(1) 市が行う商工業関係の被害調査、融資希望者の取りまとめ、融資の斡旋等の協力
(2) 災害時における物価安定についての協力
(3) 救助用物資、衛生医薬品、復旧資材等の確保についての協力及びこれらの斡旋
7 会津よつば農業協同組合等農林関係団体
(1) 市が行う農林関係の被害調査及び応急対策に対する協力
(2) 農作物、林産物等の災害応急対策についての指導
(3) 被災農家に対する融資又はその斡旋
(4) 共同利用施設の災害応急対策及び復旧
(5) 飼料、肥料等の応急確保
8 (一社) 福島県建設業協会等建設業関係者
(1) 防災対策資機材、人員の確保
(2) 障害物撤去等の応急復旧対策
9 ガス・石油等燃料取扱業者
(1) 液化石油ガス消費設備の安全指導の徹底
(2) 応急燃料の確保
(3) 被災地に対する燃料の供給
10 青年団、婦人会等社会教育関係団体
(1) 市が実施する応急対策についての協力
11 土地改良区
(1) 農業用ダム、堰、水門の管理
(2) 土地改良施設の保全及び災害復旧
12 運輸業者
(1) 災害時における救援物資、人員の輸送及び避難時の輸送力の確保
13 会津鉄道(株)
(1) 災害の予知情報、列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報
(2) 鉄道施設の安全な維持管理及び旅客の避難救護
(3) 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保並びに災害時の応急輸送対策
14 報道機関(5指定地方公共機関に掲げる報道機関以外)
(1) 災害応急対策の周知及び報道
(2) 防災知識の普及並びに気象の予警報、情報及び被害状況の周知
15 多数の者が出入りする事業所等(スーパーマーケット、ホテル等)

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 避難誘導、消火施設等の点検整備の実施(2) 従事者等に対する防災知識の普及及び避難訓練等の実施 |
|--|

7 自衛隊（陸上自衛隊第44普通科連隊）

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 事前の災害時の連絡協調体制の強化(2) 災害派遣の準備(3) 要請に基づく災害派遣の実施 |
|--|

8 市民

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 「自らの命は自ら守る（自助）」という意識を持つ。(2) 防災に関する知識の習得に努め、訓練に参加する。(3) 災害の教訓を次世代に伝承する。(4) 災害に対する知識の向上を図り、家庭内において十分話し合いを行う。(5) 災害時の避難場所、避難所を確認する。(6) 少なくとも3日分（できれば1週間分）の食料、水、生活必需品を備蓄する。(7) 住居の耐震化や耐震用品の活用により安全性を確保する。(8) 災害時に対策に役立つ情報を災害対策本部へ提供する。(9) 「自分たちのまちは自分たちで守る（共助）」という意識を持つ。(10) 地域において相互に助け合い、平時からの防災体制の構築に努める。(11) 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備に努める。(12) 火災や地震等の災害に備えて、保険・共済等の加入に努める。 |
|---|

(資料 2-1-1-8) 災害時応援協定締結先一覧

令和6年7月19日現在

	協定先	担当部局等	協定名称	締結年月日	協定等の内容等
消防相互応援					
1	下郷町	危機管理課	消防相互応援協定	昭和 40 年 1 月 11 日	火災及びその他の災害時に相互に救援協力する協定
2	南会津町	危機管理課	消防相互応援協定	昭和 41 年 7 月 1 日	火災及びその他の災害時に相互に救援協力する協定
3	喜多方市	危機管理課	消防相互応援協定	昭和 41 年 10 月 1 日	火災及びその他の災害時に相互に救援協力する協定
4	北塩原村	危機管理課	消防相互応援協定	昭和 42 年 7 月 1 日	火災及びその他の災害時に相互に救援協力する協定
5	会津若松広域市町村圏圏内市町村(9市町村)	危機管理課	消防団相互応援協定	昭和 54 年 11 月 15 日	火災及びその他の災害時に相互に救援協力する協定
6	郡山市	危機管理課	消防相互応援協定	平成 2 年 6 月 25 日	災害及び猪苗代湖における水難時に相互に救援協力する協定
自治体相互応援					
1	新潟県長岡市	危機管理課	長岡市・会津若松市災害時相互応援協定	平成 8 年 10 月 15 日	災害時における相互応援
2	山形市米沢市	危機管理課	米沢市・会津若松市災害時相互応援協定	平成 8 年 11 月 18 日	災害時における相互応援
3	東京都日野市	危機管理課	日野市・会津若松市災害時相互応援協定	平成 20 年 9 月 22 日	災害時における相互応援
4	神奈川県横須賀市	危機管理課	横須賀市・会津若松市災害時相互応援協定	平成 24 年 3 月 25 日	事前の対策、災害時における相互応援
5	三重県桑名市	危機管理課	桑名市・会津若松市災害時相互応援協定	平成 24 年 5 月 2 日	事前の対策、災害時における相互応援
6	新潟県三条市	危機管理課	三条市・会津若松市災害時相互応援協定	平成 26 年 1 月 30 日	事前の対策、災害時における相互応援
7	磐越自動車道沿線都市(7市8町)	地域づくり課	磐越自動車道沿線都市交流会議災害時における相互応援に関する要綱	平成 10 年 5 月 21 日	災害時における相互応援
8	福島県並びに県内全市町村及び県内全一部事務組合	廃棄物対策課	福島県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定	令和3年6月 18 日	災害廃棄物の処理に必要な資機材等の提供及びあっせん、処理に必要な職員の派遣、焼却・破碎等の実施及び処理業者のあっせん等
9	福島県及び県内全市町村	危機管理課	大規模災害時における「ふくしま災害時相互応援チーム」による相互応援等に関する協定	令和 5 年 10 月 24 日	災害時における相互応援
広域避難					
1	茨城県日立市	危機管理課	原子力災害時における日立市民の県外広域避難に関する協定	平成 29 年 8 月 3 日	原子力災害時における県外広域避難受入
2	猪苗代町・磐梯町	危機管理課	磐梯山火山噴火時における猪苗代町民及び磐梯町民の町外広域避難に関する協定	平成 29 年 12 月 25 日	火山噴火災害時における町外広域避難受入
食料・飲料水・生活物資等					
1	生活協同組合コープあいづ	危機管理課	緊急時における生活物資の確保に関する協定	平成 8 年 11 月 5 日	災害時の物資等の調達(食料品・日用品等)
2	株式会社リオン・ドールコーポレーション	危機管理課	緊急時における生活物資の確保に関する協定	平成 10 年 11 月 9 日	災害時の物資等の調達(食料品・日用品等)
3	株式会社ヨークベニマル	危機管理課	緊急時における生活物資の確保に関する協定	平成 11 年 10 月 14 日	災害時の物資等の調達(食料品・日用品等)
4	会津若松地方公設卸売市場協会	危機管理課	緊急時における生活物資の確保に関する協定	平成 18 年 6 月 29 日	災害時の物資等の調達(食料品・日用品等)
5	福島県石油業協同組合会津若松支部	危機管理課	緊急時における生活物資の確保に関する協定	平成 19 年 3 月 16 日	災害時の物資等の調達(石油製品)

6	UDリテール株式会社	危機管理課	災害時における物資供給に関する協定	令和2年11月25日	災害時の物資等の調達(食料品・日用品等)
7	NPO法人コメリ災害対策センター	危機管理課	災害時における物資供給の協力に関する協定	平成24年3月30日	災害時の物資等の調達(作業用品・日用品等)
8	株式会社カインズ	危機管理課	災害時における物資供給の協力に関する協定	平成24年6月14日	災害時の物資等の調達(作業用品・日用品等)
9	福島県エルピーガス協会会津支部	危機管理課	災害時におけるLPガス等の供給協力に関する協定	平成24年9月3日	災害時のLPガス等の供給
10	セッツカートン株式会社	危機管理課	災害時における救援物資支援に関する協定	平成25年2月13日	災害時の物資等の調達(ダンボール製品)
11	仙台コカ・コーラボトリング株式会社会津営業所	危機管理課	災害時における飲料の提供に関する協定	平成25年11月8日	災害時の物資等の調達(飲料水)
12	会津ガス株式会社	危機管理課	災害時におけるドライアイスの供給等に関する協定	平成26年7月8日	災害時の物資等の調達(ドライアイス)
13	株式会社 神保	危機管理課	災害時における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送等の協力に関する協定書	平成26年8月7日	災害時の葬祭用品の調達、遺体の処理・搬送等に関する役務の提供
14	有限会社 小野屋造花店	危機管理課	災害時における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送等の協力に関する協定書	平成26年9月16日	災害時の葬祭用品の調達、遺体の処理・搬送等に関する役務の提供
15	会津ガス株式会社	危機管理課	災害時におけるLPガス等の供給に関する協定書	平成27年7月2日	災害時に市内ガス販売業者のガス供給が不可能となった場合におけるLPガス等の供給
16	株式会社ダイユーエイト	危機管理課	災害時における物資等の供給協力に関する協定	平成28年2月9日	災害時の物資等の調達(作業用品・日用品等)
17	一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会	危機管理課	災害時における協力に関する協定	平成28年12月15日	災害時の葬祭用品の調達、遺体の処理・搬送等に関する役務の提供、施設の利用
18	東北アルフレッサ株式会社	危機管理課	災害時における物資等の供給協力に関する協定	平成29年4月14日	災害時の物資等の調達(衛生用品・市販薬等)
19	会津ソーラーエネルギー合同会社	危機管理課	災害時における非常用電源からの電力を供給することに関する協定	平成31年3月6日	災害時における非常用電源からの電力の供給
20	株式会社 ツルハ	危機管理課	緊急時における生活物資の確保及び被災者等の応急救済に関する協定	令和2年2月13日	災害時の物資等の調達(日用品等)、被災者の応急救済
21	日産自動車株式会社、福島日産自動車株式会社、日産プリンス福島販売株式会社	危機管理課	電気自動車を活用した災害連携協定 災害時における車両提供に関する連携協定	令和3年3月17日	災害時における避難所への電力供給 災害時における車両の貸与
22	会津パッケージ株式会社	危機管理課	災害時等における救援物資支援に関する協定書	令和5年8月10日	災害時の物資等の調達(段ボール製品)
23	戸ノ口堰小水力発電株式会社	危機管理課	災害時における応急対策業務の支援に関する協定書	令和5年11月1日	災害時における可搬型蓄電池の供給
医療					
1	公益社団法人会津若松医師会	健康増進課	災害時の医療救護に関する協定書	平成19年3月15日	医療救護活動に対する協力
2	会津若松歯科医師会	危機管理課	災害時の歯科医療救護に関する協定書	平成26年7月29日	歯科医療救護活動に対する協力
3	一般社団法人会津薬剤師会	危機管理課	災害時における医療救護活動に関する協定書	平成26年10月20日	医療救護活動に対する協力
輸送・警備・施設利用					
1	会津若松市内郵便局	危機管理課	災害時における相互協力に関する協定書	平成10年1月16日 平成30年1月29日改訂	災害時の郵便・金融業務その他の対応に対する相互協力
2	ヤマト運輸株式会社福島主管支店	危機管理課	災害時における緊急輸送及び物資拠点の運営等に関する協定	平成25年8月23日	災害時の緊急輸送の確保、物資拠点の運営
3	福島県警備業協会会津支部	危機管理課	災害時における交通誘導及び避難所警備等業務に関する協定	平成25年11月26日	災害時の緊急交通路の安全確保、避難所での治安確保

4	東山温泉観光協会・ 芦ノ牧温泉観光協会	危機管理課	災害時における宿泊等の提供に関する協定	平成 26 年 1 月 22 日	災害時の被災者等への宿泊、送迎、入浴及び食事の提供
5	会津乗合自動車株式会社	危機管理課	災害時における緊急・救援輸送に関する協定	平成 26 年 2 月 17 日	災害時のバスによる緊急・救援輸送
6	会津若松卸商団地協同組合	危機管理課	災害時における支援物資等の保管場所提供に関する協定	平成 26 年 3 月 7 日	災害時の支援物資等の保管場所の提供
7	公立大学法人 会津大学	危機管理課	災害時における施設利用に関する協定	平成 26 年 3 月 18 日	災害時の防災拠点としての施設の利用
8	宗教法人法蘭西寺会津別院 やすらぎの郷 会津村	危機管理課	災害時における施設の利用等に関する協定	平成 28 年 2 月 23 日	災害時の防災拠点・避難所としての施設の利用、役務の提供
9	公益社団法人 福島県トラック協会会津支部	危機管理課	災害時における支援物資等の輸送に関する協定	平成 30 年 4 月 20 日	災害時の緊急輸送の確保、物資拠点の運営
10	松浦商事株式会社 株式会社アクトイン	廃棄物対策課	災害時における災害廃棄物保管場所等の提供に関する協定	平成 30 年 5 月 30 日	支援物資及び災害廃棄物の保管場所の提供
11	福島県タクシー協会 会津支部	危機管理課	災害時におけるタクシー車両による緊急輸送に関する協定	平成 30 年 3 月 22 日	災害時の要配慮者等の緊急輸送
12	会津若松旅館ホテル組合、東山温泉観光協会、 芦ノ牧温泉旅館協同組合	危機管理課	新型コロナウイルス対策としての災害時等における宿泊施設の提供等に関する協定	令和 2 年 9 月 30 日	災害時の要配慮者への宿泊等の提供
13	株式会社 共立土建	危機管理課	災害時における施設の利用等に関する協定	令和 4 年 8 月 29 日	一時避難場所としての駐車場の利用
14	株式会社 AirX、有限会社 社ジャパンフライトサービス	危機管理課	ヘリコプターを活用した連携協力に関する協定	令和 4 年 11 月 7 日	救援物資や資機材等の搬送、必要な人員の搬送、被災状況等の巡察や情報収集活動
土木・測量関係					
1	会津若松市建設業組合	建設部	災害時における応急対策業務の支援に関する協定	平成 9 年 2 月 25 日	災害時の応急対策業務の実施
2	福島県電設業協会会津支部	危機管理課	災害時における応急対策業務の支援に関する協定	平成 12 年 2 月 21 日	災害時の応急対策業務の実施
3	株式会社アクティオ	危機管理課	緊急時におけるレンタル機材の提供に関する協定	平成 19 年 7 月 24 日	災害時の応急対策用資機材のレンタル提供
4	会津管工事協同組合	上下水道局 総務課	災害時における応急給水及び水道施設の復旧工事に関する協定書	平成 22 年 4 月 1 日	災害時の応急給水、水道施設の復旧工事
5	会津若松市水道サービス株式会社	上下水道局 総務課	災害時における水道施設の復旧工事に関する協定書	平成 22 年 4 月 1 日	災害時の水道施設の復旧工事
6	ヴェオリア・ジェネッツ株式会社	上下水道局 総務課	災害時における応急対策活動に関する協定書	平成 22 年 4 月 1 日	災害時の水道施設の復旧工事に要する応急対策業務の実施
7	会津道路メンテナンス協同組合	道路課	災害時における応急対策業務の支援に関する協定	平成 28 年 8 月 26 日	災害時の応急対策業務の実施
8	会津若松アクアパートナー株式会社	上下水道局 総務課	災害時における応急給水及び水道施設の復旧工事に関する協定書	平成 26 年 4 月 1 日	災害時の応急給水、水道施設の復旧工事
9	全建総連会津	危機管理課	災害時における被災住宅の応急修理等に関する協定	平成 30 年 5 月 14 日	被災住宅の応急修理
10	福島県解体工事業協会会津地方支部	廃棄物対策課	災害時における建築物等の解体等に伴う災害廃棄物の収集運搬等に関する協定	令和 5 年 3 月 22 日	被災した建築物等構造物の解体 災害廃棄物の撤去、収集、運搬、処理、処分
通信・報道関係					
1	株式会社エフエム会津	危機管理課	緊急時における災害放送に関する協定	平成 8 年 9 月 20 日	災害時における緊急放送要請
2	東日本電信電話株式会社福島支店	危機管理課	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	平成 25 年 7 月 25 日	災害時における通信手段の確保
3	LINE ヤフー株式会社	危機管理課	災害に係る情報発信等に関する協定	平成 31 年 1 月 15 日	ヤフーアプリ等における平時、災害時の情報提供及び発信
4	福島テレビ株式会社	危機管理課	防災情報発信等に関する協定	令和 4 年 12 月 14 日	防災情報及び発災後の生活支援情報等の情報発信

5	東日本電信電話株式会社福島支店	危機管理課	災害時等における相互協力に関する基本協定	令和5年8月21日	災害時等における相互協力
6	国土交通省北陸地方整備局阿賀川河川事務所	危機管理課	大川ダム放流警報設備による避難情報の伝達に関する協定	令和6年7月19日	災害時における緊急放送要請
市の災害対策協力					
1	公益社団法人 福島県隊友会会津若松支部	危機管理課	災害時における隊友会の協力に関する協定	平成26年4月11日	災害時の被災情報の収集、応急対策業務の援助
2	東北電力ネットワーク株式会社 会津若松電力センター	危機管理課	災害時の協力に関する協定書	令和2年12月15日	災害時の電力復旧活動に対する相互協力
3	会津若松市国際交流協会	危機管理課	災害時における外国人支援への協力に関する協定	平成27年2月6日	災害時の外国人に対する支援
4	一般社団法人 全国防災共助協会	危機管理課	減災を目的とした防災ARに関する協定	平成27年4月6日	法人の運営するスマートフォンアプリに掲載する情報の提供
5	福島県社会保険労務士会	危機管理課	大規模災害時における労働・社会保険等の相談に関する協定	平成29年1月19日	災害時における相談支援、職員派遣等
6	社会福祉法人 会津若松市社会福祉協議会	危機管理課	災害ボランティアセンター設置・運営等に関する協定	令和4年1月14日	災害ボランティアセンターの設置・運営
福祉避難所関係					
1	福島県立会津支援学校	危機管理課	災害時における要配慮児童等の受入れに関する協定	平成26年3月12日	災害時の要配慮児童等の受入
2	特定非営利活動法人 夢あるき	危機管理課	災害時における要配慮児童等の受入れ等に関する協定書	平成27年2月9日	災害時の要配慮児童等の受入
3	社会福祉法人 千桜会(会津敬愛会 他)	危機管理課	福祉避難所の設置運営に関する協定	平成27年3月27日	災害時の要配慮者等の受入
4	社会福祉法人 博愛会(会津みどりホーム 他)	危機管理課	福祉避難所の設置運営に関する協定	平成27年3月27日	災害時の要配慮者等の受入
5	社会福祉法人 白百合会(芦ノ牧ホーム)	危機管理課	福祉避難所の設置運営に関する協定	平成27年3月27日	災害時の要配慮者等の受入
6	社会福祉法人 桜ヶ岡福祉会(絆他)	危機管理課	福祉避難所の設置運営に関する協定	平成27年3月27日	災害時の要配慮者等の受入
7	社会福祉法人 温知福祉会(枝雪零苑、気生苑他)	危機管理課	福祉避難所の設置運営に関する協定	平成27年3月27日	災害時の要配慮者等の受入
8	社会福祉法人 会津療育会(アガッセ)	危機管理課	福祉避難所の設置運営に関する協定	平成27年3月27日	災害時の要配慮者等の受入
9	社会福祉法人 賢心会(りんどうの家 他)	危機管理課	福祉避難所の設置運営に関する協定	平成27年3月27日	災害時の要配慮者等の受入
10	社会福祉法人 たちあおい(はる・アクティブ・菜の花)	危機管理課	福祉避難所の設置運営に関する協定	平成29年9月1日	災害時の要配慮者等の受入
11	有限会社 ピパネット(ピーターバンディサービスセンター)	危機管理課	福祉避難所の設置運営に関する協定	平成30年6月7日	災害時の要配慮者等の受入
12	医療法人 明精会(介護老人保健施設美野里)	危機管理課	福祉避難所の設置運営に関する協定	平成30年7月13日	災害時の要配慮者等の受入
13	株式会社 西陽(プラセール日新)	危機管理課	福祉避難所の設置運営に関する協定	平成30年11月20日	災害時の要配慮者等の受入
14	有限会社 希星(Welfare 希星・Life 希星)	危機管理課	福祉避難所の設置運営に関する協定	平成30年11月26日	災害時の要配慮者等の受入
15	有限会社 介護福太郎(悠悠いきいき倶楽部あいう)	危機管理課	福祉避難所の設置運営に関する協定	平成30年11月26日	災害時の要配慮者等の受入
16	一般社団法人 ソーシャルネットワークつなぐ(グループホームTOMO)	危機管理課	福祉避難所の設置運営に関する協定	平成31年1月25日	災害時の要配慮者等の受入
17	学校法人 東明(とうみ)	危機管理課	福祉避難所の設置運営に関する協定	平成31年1月25日	災害時の要配慮者等の受入

	よう子ども園)		する協定		
18	特定非営利活動法人 プリム(丘の一番星・そ らと星のパラード)	危機管理課	福祉避難所の設置運営に関 する協定	平成31年1月30日	災害時の要配慮者等の受入
19	合資会社陽だまり(デイ サービスセンター陽だ まりの家)	危機管理課	福祉避難所の設置運営に関 する協定	平成31年1月30日	災害時の要配慮者等の受入
20	社会福祉法人 会津長 寿園(養護老人ホーム 会津長寿園)	危機管理課	福祉避難所の設置運営に関 する協定	令和元年5月7日	災害時の要配慮者等の受入
21	福島県福祉機器協会	危機管理課	福祉避難所における福祉機 器等の供給協力に関する協 定	令和4年7月13日	福祉避難所への福祉機器等 の供給
22	社会福祉法人 会津児 童園(会津児童園)	危機管理課	福祉避難所の設置運営に関 する協定	令和4年7月26日	災害時の要配慮者等の受入
情報収集・調査関係					
1	会津若松ハイヤー営業 会	危機管理課	災害情報の提供に関する協 定	平成8年10月28日	災害時の情報提供
2	国土交通省東北地方 整備局	危機管理課	災害時の情報交換に関する 協定	平成24年3月8日	災害時における各種情報交 換
3	公益社団法人福島県 公共嘱託登記土地家 屋調査士協会	危機管理課	災害時における応急対策業 務の支援に関する協定	平成25年11月28 日	災害時における公共施設等 の被害状況調査、市内家屋調 査、登記・境界関係無料相談 所の開設
4	公益社団法人 福島県 建築士会	危機管理課	地震時における建築物等の 被災情報収集に関する協定	平成27年11月20 日	災害時の建築物等の被災情 報収集
5	一般社団法人日本ド ローンコンソーシアム	危機管理課	災害時におけるドローンによ る情報収集に関する協定	平成28年7月22日	災害時のドローンによる空撮
6	国土交通省国土地理 院	情報政策課	地理空間情報の活用促進の ための協力に関する協定	平成30年10月10 日	災害発生時における地形図 や高解像度の空中写真等の 提供
包括連携					
1	株式会社 東邦銀行	企画調整課	包括連携協定	平成26年3月26日	災害時の駐車場等の施設の 利用、水道水等の供給、災害 情報等の情報提供
2	会津商工信用組合	企画調整課	包括連携協定	平成28年10月15 日	災害時の駐車場等の施設の 利用、災害情報等の情報提供
3	福島県、東日本旅客鉄 道株式会社	企画調整課	包括連携協定	平成31年3月25日	交通情報の提供・代替手段の 確保
4	大塚製薬株式会社	企画調整課	包括連携協定	令和3年3月24日	災害時における飲料及び食 料品の供給
5	佐川急便株式会社	企画調整課	包括連携協定	令和4年3月16日	災害時における救援物資の輸 送、防災訓練等への参加やノ ウハウの提供
6	株式会社リオン・ドール コーポレーション	企画調整課	包括連携協定	令和4年3月23日	災害時の支援物資の応援、一 時避難場所としての駐車場の 利用
7	株式会社ヨークベニマ ル、株式会社セブニー イレブン・ジャパン	企画調整課	包括連携協定	令和4年3月24日	支援物資の災害時応援、一 時避難場所としての駐車場の 利用
8	株式会社 モンベル	企画調整課	包括連携協定	令和4年6月2日	防災意識と災害対応力の向 上に関すること

(資料 2-4-1) 注意報・警報発表の基準

(1) 特別警報・警報・注意報

① 気象等に関する特別警報の発表基準（気象庁ホームページより）

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

*過去の災害事例に照らして、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などに関する客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて発表を判断します。

② 津波・火山・地震（地震動）に関する特別警報の発表基準（気象庁ホームページより）

現象の種類	基準
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 （大津波警報を特別警報に位置づける）
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 （噴火警報（居住地域）*を特別警報に位置づける）
地震（地震動）	震度6弱以上または長周期地震動階級4の大きさの地震動が予想される場合 （緊急地震速報（震度6弱以上または長周期地震動階級4）を特別警報に位置づける）

*噴火警戒レベルを運用している火山では「噴火警報（居住地域）」（噴火警戒レベル4又は5）を、噴火警戒レベルを運用していない火山では「噴火警報（居住地域）」（キーワード：居住地域厳重警戒）を特別警報に位置づけています。

③ 警報・注意報発表基準一覧表

令和5年6月8日現在
発表官署 福島地方気象台

会津若松市	府県予報区		福島県	
	一次細分区域		会津	
	市町村等をまとめた地域		会津中部	
警報	大雨	（浸水害）	表面雨量指数基準	10
		（土砂災害）	土壌雨量指数基準	92
	洪水		流域雨量指数基準	宮川流域=25.1, 湯川流域=14.1, 原川流域=11.5, 氷玉川流域=11.1
			複合基準*1	—
			指定河川洪水予報による基準	阿賀川〔馬越・宮古〕
	暴風		平均風速	18m/s
	暴風雪		平均風速	18m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ 40cm
			山沿い	12時間降雪の深さ 50cm
	波浪		有義波高	—
	高潮		潮位	—

注意報	大雨	表面雨量指数基準	7	
		土壌雨量指数基準	61	
	洪水	流域雨量指数基準	宮川流域=20, 湯川流域=11.2, 原川流域=9.2, 氷玉川流域=8.8	
		複合基準*1	宮川流域= (6, 16) , 氷玉川流域= (6, 7)	
		指定河川洪水予報による基準	阿賀川 [馬越・宮古]	
	強風	平均風速	12m/s	
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	12 時間降雪の深さ 20cm
			山沿い	12 時間降雪の深さ 30cm
	波浪	有義波高	—	
	高潮	潮位	—	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	融雪により被害が予想されるとき		
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	①最小湿度 40%以下、実効湿度 60%以下で風速 8m/s 以上 ②最小湿度 30%以下、実効湿度 60%以下		
	なだれ	① 24 時間降雪の深さが 40cm 以上 ②積雪 50cm 以上で日平均気温 3℃以上の日が継続		
	低温	夏期：最高・最低または平均気温のいずれかが平年より 4～5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期：会津の平地：最低気温が-12℃以下、又は-9℃以下の日が数日続くとき		
	霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温 2℃以下（早霜期は農作物の生育を考慮し実施する）		
	着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合		
	記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	100mm

*1（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

- ※1 大雨や強風などの気象現象によって災害が起こるおそれのあるときに「注意報」を、重大な災害が起こるおそれのあるときに「警報」を発表します。
- ※2 表面雨量指数は短時間の局地的大雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標で、降った雨が地表面にどの程度たまっているかを指数化したもの。各地の気象台が発表する大雨警報（浸水害）・大雨注意報の判断基準に使用しています。
- ※3 土壌雨量指数とは、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを、これまでに降った雨（解析雨量）と今後数時間に降ると予想される雨（降水短時間予報）等の雨量データから「タンクモデル」という手法を用いて指数化したものです。
地表面を 1 km 四方の格子（メッシュ）に分けて、それぞれの格子で計算します。
大雨によって発生する土砂災害（土石流・がけ崩れなど）は土壌中の水分量が多いほど発生の可能性が高く、また、何日も前に降った雨が影響している場合もあります。
土壌雨量指数は、これらを踏まえた土砂災害の危険性を示す指標として、各地の気象台が発表する土砂災害警戒情報及び大雨警報・注意報の判断基準に使用しています。
（詳細は気象庁ホームページ <https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/bosai/dojoshisu.html>）
- ※4 流域雨量指数とは、河川の流域に降った雨水が、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを、これまでに降った雨（解析雨量）と今後数時間に降ると予想される雨（降水短時間予報）から、流出過程と流下過程の計算によって指数化したものです。
大雨によって発生する洪水災害（河川の増水、氾濫など）は、流下してくる雨水の量が多いほど発生の可能性が高く、かつ、上流の降雨が下流に集まるまでの時間差も考慮しなければなりません。

流域雨量指数は、これらを踏まえた指標として、各地の気象台が発表する洪水警報・注意報の判断基準に使用しています。
(詳細は気象庁ホームページ

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/ryuikishisu.html>)

- ※5 平地：「平野」と「大きな盆地」。「山地」に相対する用語。
山沿い：山に沿った地域。平野から山に移る地帯。

(2) 情報

① 福島県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかける場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表される。

大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出しのみの福島県気象情報が発表される場合がある。

なお、大雨特別警報が発表された場合には、その内容を補足する「記録的な大雨に関する福島県気象情報」という表題の気象情報が速やかに発表される。

会津で大雪による大規模な交通障害の発生するおそれが高まり、一層の警戒が必要となるような短時間の大雪となることが見込まれる場合、「顕著な大雪に関する福島県気象情報」という表題の気象情報が発表される。

② 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となった場合、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（湯川村を除く）を特定して警戒が呼びかけられる情報で、福島県（河川港湾総室）と福島地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）や土砂アラート（福島県土砂災害情報システム）等で確認することができる。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。

③ 顕著な大雨に関する気象情報

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いている場合、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する福島県気象情報」という表題の気象情報が発表される。この情報は警戒レベル相当情報を補足する情報で、警戒レベル4相当以上の状況で発表される。

がけや川の近くなど、危険な場所（土砂災害警戒区域や浸水想定区域など、災害が想定される区域）にいる住民は、市町村から発令されている避難情報に従い、直ちに適切な避難行動をとる必要がある。

④ 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクル（危険度分布）で確認する必要がある。

⑤ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている場合に、天気予報の対象地域と同じ発表単位（会津、中通り、浜通り）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合に、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（会津、中通り、浜通り）で発表される。この情報の有効期間は、発表から約1時間である。

⑥ 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って天気予報の対象地域と同じ発表単位（会津、中通り、浜通り）で、2日先から5日先にかけては日単位で週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（会津、中通り、浜通り）で発表される。大雨と高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

⑦ キキクル（危険度分布）

土砂災害・浸水害・洪水災害発生の危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。常時10分毎に更新され、警報や土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）・浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）がある。

⑧ 流域雨量指数の予測値

各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分毎に更新される。

(3) その他

① 火災気象通報

気象の状況が火災の予防止危険と認められる場合、「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一の基準により、気象概況通報の一部として福島地方気象台が福島県知事に対して通報し、県を通じて市町村や消防本部に伝達される。

② スモッグ気象情報

大気汚染防止法の規定により、光化学オキシダント濃度が注意報発令基準に達しそうな場合に都道府県知事が行う緊急の措置に資するための気象情報。

※「光化学スモッグ注意報」等は、福島県の発令基準により発令される。

注意報基準：オキシダント濃度 0.12ppm 以上になり、かつ、この状態が気象条件から見て継続すると認められるときに発令される。

③ 大気汚染気象通報

大気の汚染に関連する気象の状態及び気象に関する予想を大気汚染による公害の防止措置を行っている福島県等に対して伝達される。

【参考】【土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）】

土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）は、大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域（メッシュ）ごとに5段階に色分けして示す情報です。常時10分毎に更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）により、どこで危険度が高まっているかを把握することができます。

「災害切迫」（黒）が出現した場合、土砂災害警戒区域等では、命に危険が及ぶような土砂災害が切迫しているか、すでに発生している可能性が高い状況となります。このため、避難にかかる時間を考慮して、土壌雨量指数等の2時間先までの予測値を用いて「危険」（紫）、「警戒」（赤）、「注意」（黄）、「今後の情報等に留意」（無色）の危険度を表示しています。

土砂災害警戒区域等にお住まいの方々は、可能な限り早めの避難を心がけていただき、高齢者等の方は遅くとも「警戒」（赤：警戒基準に達すると予想）が出現した時点で、一般の方は遅くとも「危険」（紫：土砂災害警戒情報基準に達すると予想）が出現した時点で、速やかに危険な場所からの避難を開始することが重要です。

内閣府の「避難情報に関するガイドライン」では「土砂災害の危険度分布において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域等に避難情報を発令することを基本とする」とされています。市町村から発令される避難情報にも留意し、土砂災害警戒区域等の外の少しでも安全な場所への早めの避難を心がけてください。

色が持つ意味	状況	住民等の行動の例※1・2	内閣府のガイドラインで発令の目安とされる避難情報	相当する警戒レベル
災害切迫 大雨特別警報（土砂災害）の指標に用いる基準に実況到達	命に危険が及ぶ 土砂災害が切迫 。土砂災害が すでに発生している可能性が高い状況 。	（立退き避難がかえって危険な場合） 命の危険 直ちに身の安全を確保！	緊急安全確保※2	5相当
 <警戒レベル4までに必ず避難！> 				
危険 2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想	命に危険が及ぶ 土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況 。	土砂災害警戒区域等の外へ避難する。	避難指示	4相当
警戒 2時間先までに警戒基準に到達すると予想	土砂災害への警戒が必要な状況。	高齢者等は土砂災害警戒区域等の外へ避難する。 高齢者等以外の方も、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自ら避難の判断をする。	高齢者等避難	3相当
注意 2時間先までに注意基準に到達すると予想	土砂災害への注意が必要な状況。	ハザードマップ等により避難行動を確認する。今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。	—	2相当
今後の情報等に留意	—	今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。	—	—

※1 土砂キキクルに関わらず、自治体から避難情報が発令された場合には速やかに避難行動をとること。

※2 災害が発生・切迫している状況を市町村が必ず把握することができるとは限らないこと等から、緊急安全確保は必ず発令される情報ではない。また、警戒レベル5相当情報が出たからといって、必ず緊急安全確保が発令されるわけではない。

〔参考〕【浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）】

浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）は、大雨警報（浸水害）を補足する情報です。短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、雨が強まってきたときや大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まっているのかを把握することができます。

色が持つ意味	住民等の行動の例	想定される周囲の状況例
災害切迫 大雨特別警報(浸水害)の指標に用いる基準に 実況で到達	(立退き避難がかえって危険な場合) 命の危険 直ちに身の安全を確保! 【警戒レベル5相当】	重大な浸水害が切迫。浸水害がすでに発生している可能性が高い状況。
 <警戒レベル4までに必ず避難!> 		
危険 1時間先までに 警報基準を大きく超過した 基準に到達すると予想	周囲の状況を確認し、 各自の判断で、 屋内の浸水が及ばない階に移動 する。	道路が一面冠水し、側溝やマンホールの場所が分からなくなるおそれがある。道路冠水等のために鉄道やバスなどの交通機関の運行に影響が出るおそれがある。周囲より低い場所にある多くの家屋が、床上まで水に浸かるおそれがある。
警戒 1時間先までに警報 基準に到達すると予想	安全確保行動をとる準備が整い次第、早めの行動をとる。 高齢者等は速やかに安全確保行動をとる。	側溝や下水が溢れ、道路がいつ冠水してもおかしくない。周囲より低い場所にある家屋が、床上まで水に浸かるおそれがある。
注意 1時間先までに注意報 基準に到達すると予想	今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に注意。ただし、 各自の判断で、住宅の地下室からは地上に移動し、道路のアンダーパスには各自の判断で近づかないようにする。	周囲より低い場所で側溝や下水が溢れ、道路が冠水するおそれがある。住宅の地下室や道路のアンダーパスに水が流れ込むおそれがある。周囲より低い場所にある家屋が、床下まで水に浸かるおそれがある。
今後の情報等に留意	今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。	普段と同じ状況。雨のときは、雨水が周囲より低い場所に集まる。

※浸水キキクルに関わらず、自治体から避難情報が発令された場合や下水道管理者から氾濫危険情報等が発表された場合は速やかに避難行動をとること。

〔参考〕【洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）】

洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）は、大雨による中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりを5段階に色分けして地図上に示したものです。危険度の判定には3時間先までの流域雨量指数の値を用いており、中小河川の特徴である急激な増水による危険度の高まりを事前に確認することができます。また、大河川で洪水のおそれがあるときに発表される指定河川洪水予報や国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）について表示しており、中小河川の洪水危険度とあわせて確認することができます。

（洪水警報の対象災害及び基準）

洪水警報は、河川の増水に起因する災害を対象としており、これには河川の水位が上昇し堤防を超えたり破堤するなどして堤防から水があふれる「外水氾濫」と、河川の水位が高くなることで周辺の支川や下水道から水があふれる「湛水型の内水氾濫」（本川から支川への逆流によるものや、人為的な水門閉鎖によるものを含みます。）とがあります。

「外水氾濫」：当該河川の流域雨量指数による基準を設定します。

「湛水型の内水氾濫」：当該河川の流域雨量指数に加えて、周辺の地表面を流れる雨水の状況を示す表面雨量指数も用いて基準（複合基準）を設定します。

色が持つ意味	状況	住民等の行動の例※1・2	内閣府のガイドラインで発令の目安とされる避難情報	相当する警戒レベル
災害切迫 大雨特別警報(浸水害)の指標に用いる基準に実況で到達	重大な洪水災害が切迫。 洪水災害がすでに発生している可能性が高い状況。	(立退き避難がかえって危険な場合) 命の危険 直ちに身の安全を確保!	緊急安全確保※5	5相当
 <警戒レベル4までに必ず避難!> 				
危険 3時間先までに警報基準を大きく超過した基準に到達すると予想	水位周知河川・その他河川がさらに増水し、今後氾濫し、重大な洪水災害が発生する可能性が高い状況。	水位が一定の水位を超えている場合には、安全な場所へ避難する。※3	避難指示	4相当
警戒 3時間先までに警報基準に到達すると予想	洪水災害への警戒が必要な状況。	水位が一定の水位を超えている場合には、高齢者等は安全な場所へ避難する。※4 高齢者等以外の方も、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自ら避難の判断をする。	高齢者等避難	3相当
注意 3時間先までに注意報基準に到達すると予想	洪水災害への注意が必要な状況。	ハザードマップ等により避難行動を確認する。今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。	—	2相当
今後の情報等に留意	—	今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。	—	—

※1 洪水キキクルに関わらず、自治体から避難情報が発令された場合や河川管理者から氾濫危険情報等が発表された場合は速やかに避難行動をとること。
 ※2 洪水予報河川の外水氾濫については、洪水キキクルではなく、河川管理者と気象台が共同で発表している指定河川洪水予報等を踏まえて避難情報が発令されるため、それらに留意し、適切な避難行動を心がけること。
 ※3 洪水予報河川・水位周知河川以外で水位を観測していない河川においては、現地情報を活用した上で、洪水キキクル(紫)を参考に安全な場所へ避難する。
 ※4 洪水予報河川・水位周知河川以外で水位を観測していない河川においては、洪水キキクル(赤)を参考に高齢者等は安全な場所へ避難する。
 ※5 災害が発生・切迫している状況を市町村が必ず把握することができるとは限らないこと等から、緊急安全確保は必ず発令される情報ではない。また、警戒レベル5相当情報が出たからといって、必ず緊急安全確保が発令されるわけではない。

〔参考〕雨の強さと降り方

(平成29年9月一部改正 気象庁資料)

1時間雨量(mm)	予報用語	人の受けるイメージ	人への影響	屋内(木造住宅を想定)	屋外の様子	車に乗っていて
10以上～20未満	やや強い雨	ザーザーと降る	地面からの跳ね返りで足元がぬれる	雨の音で話し声が良く聞き取れない	地面一面に水たまりができる	
20以上～30未満	強い雨	どしゃ降り				ワイパーを速くしても見づらい
30以上～50未満	激しい雨	バケツをひっくり返したように降る	傘をさしていてもぬれる	寝ている人の半数くらいが雨に気がつく	道路が川のようにになる	高速走行時、車輪と路面の間に水膜が生じブレーキが効かなくなる(ハイドロプレーニング現象)
50以上～80未満	非常に激しい雨	滝のように降る(ゴーゴーと降り続く)	傘は全く役に立たなくなる		水しぶきであたり一面が白っぽくなり、視界が悪くなる	車の運転は危険
80以上～	猛烈な雨	息苦しくなるような圧迫感がある。恐怖を感じる				

- (注1) 大雨によって災害が起こるおそれのあるときは大雨注意報や洪水注意報を、重大な災害が起こるおそれのあるときは大雨警報や洪水警報を、さらに重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは大雨特別警報を発表して警戒や注意を呼びかけます。なお、警報や注意報の基準は地域によって異なります。
- (注2) 数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測・解析したときには記録的短時間大雨情報を発表します。この情報が発表されたときは、お住まいの地域で、土砂災害や浸水害、中小河川の洪水害の発生につながるような猛烈な雨が降っていることを意味しています。なお、情報の基準は地域によって異なります。

〔参考〕風の強さと吹き方

(平成 29 年 9 月一部改正 気象庁資料)

風の強さ (予報用語)	平均風速 (m/s)	およそ その時 速	速さの目 安	人への影響	屋外・樹木の様子	走行中の車	建造物	およそ その瞬間風 速 (m/s)
やや強い 風	10 以上 15 未満	～ 50km	一般道 路の自 動車	風に向かって歩きにくくなる。 傘がさせない。	樹木全体が揺れ始める。 電線が揺れ始める。	道路の吹流しの角度が水平になり、 高速運転中では横 風に流される感 覚を受ける。	樋(とい)が揺れ始める。	20
強い風	15 以上 20 未満	～ 70km		風に向かって歩けなくなり、 転倒する人も出る。 高所での作業はきわめて 危険。	電線が鳴り始める。 看板やトタン板が 外れ始める。	高速運転中では、 横風に流される感 覚が大きくなる。	屋根瓦・屋根葺材がはが れるものがある。 雨戸やシャッターが揺れ る。	
非常に強い 風	20 以上 25 未満	～ 90km	高速道 路の自 動車	何かにつかまってい ないと立っていられ ない。 飛来物によって負傷 するおそれがある。	細い木の幹が折れ たり、根の張ってい ない木が倒れ始め る。 看板が落下・飛散 する。 道路標識が傾く。	通常で速度で運転 するのが困難にな る。	屋根瓦・屋根葺材が飛散 するものがある。 固定されていないプレハ ブ小屋が移動、転倒する。 ビニールハウスのフィル ム(被覆材)が広範囲に破 れる。	40
	25 以上 30 未満	～ 110km					固定の不十分な金属屋根 の葺材がめくれる。 養生の不十分な仮設足場 が崩落する。	
猛烈な風	30 以上 35 未満	～ 125km	特急電 車	屋外での行動は極めて 危険。	多くの樹木が倒れる。 電柱や街灯で倒れる ものがある。 ブロック壁で倒壊 するものがある。	走行中のトラック が横転する。	外装材が広範囲にわたっ て飛散し、下地材が露出 するものがある。	50
	35 以上 40 未満	～ 140km					住家で倒壊するものがある。 鉄骨構造物で変形するもの がある。	60
	40 以上	140km ～						

- (注 1) 強風によって災害が起こるおそれのあるときは強風注意報を、暴風によって重大な災害が発生するおそれのあるときは暴風警報を、さらに重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは暴風特別警報を発表して警戒や注意を呼びかけます。
なお、警報や注意報の基準は地域によって異なります。
- (注 2) 平均風速は 10 分間の平均、瞬間風速は 3 秒間の平均です。風の吹き方は絶えず強弱の変動があり、瞬間風速は平均風速の 1.5 倍程度になることが多いですが、大気の状態が不安定な場合等は 3 倍以上になることがあります。
- (注 3) この表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。
1. 風速は地形や周りの建物などに影響されますので、その場所での風速は近くにある観測所の値と大きく異なることがあります。
 2. 風速が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や風の吹き方によって被害が異なる場合があります。この表では、ある風速が観測された際に、通常発生する現象や被害を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。
 3. 人や物への影響は日本風工学会の「瞬間風速と人や街の様子との関係」を参考に作成しています。今後、表現など実状と合わなくなった場合には内容を変更することがあります。

〔参考〕 防災情報入手サイト

提供先	サイト名	内容・特徴	URL
気象庁	気象庁防災情報	・各種気象情報 ・過去の気象データ ・キキクル（危険度分布） ・地震情報 ・指定河川洪水予報 等	https://www.jma.go.jp/jma/index.html
ウェザーニュース	ウェザーリポート c h	・各種気象情報 ・ピンポイント天気予報（1時間ごとの天気予報及び降水量予測） ・雨雲レーダー ・地震情報 等	https://weathernews.jp/s/report/read/?num=5
日本気象協会	tenki.jp	・過去の雨雲衛星図、天気図、アメダズ ・過去10日間の気象警報等の発表履歴 等	https://tenki.jp
国土交通省	川の防災情報（XRAIN等）	・XバンドMPレーダ雨量情報（1分間隔で250mメッシュの雨量情報） ・Cバンドレーダ雨量情報 ・河川水位、雨量情報 ・ダム貯水、放流情報 等	https://www.river.go.jp/index
北陸地方整備局阿賀川河川事務所	阿賀川流域ライブ映像	阿賀川流域の現在の様子等	https://www.hrr.mlit.go.jp/agagawa/index.html
国土交通省東北地方整備局郡山国道事務所		・道路状況ライブカメラ ・通行規制情報 ・緊急災害情報（国道4号、国道49号） 等	https://www.thr.mlit.go.jp/koriyama/
NEXCO 東日本	ドラぷら	・高速道路通行規制情報	https://www.driveplaza.com
福島県	ふくしまぼうさいウェブ	・河川流域総合情報システム ・土砂災害情報システム ・通行規制情報 ・道路ライブカメラ 等	https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/bousai/

(資料 2-4-2-1) 重要水防区域

1 国土交通省北陸地方整備局阿賀川河川事務所管轄河川

(堤防高)

番号	河川名	左右岸別	位 置	評定基準	延長 (m)	危険概要 (重要度)	対策工法等
				種 別			
1	阿賀川	右 岸	大戸町大字下雨屋	堤防高 不足	50	越水 (B)	積土のう工
2	阿賀川	右 岸	大戸町大字上雨屋 上三寄	堤防高 不足	356	越水 (B)	積土のう工
3	湯川	左 岸	神指町大字南四合 柳原町三丁目	堤防高 不足	1,067	越水 (B)	積土のう工
4	湯川	右 岸	神指町大字中四合	堤防高 不足	170	越水 (B)	積土のう工
5	湯川	右 岸	神指町大字中四合 南四合	堤防高 不足	864	越水 (B)	積土のう工

(堤防断面)

番号	河川名	左右岸別	位 置	評定基準	延長 (m)	危険概要 (重要度)	対策工法等
				種 別			
1	阿賀川	左 岸	北会津町三本松	堤防断面	197	決壊 (B)	木流し工 シート張工
2	阿賀川	右 岸	神指町大字北四合	堤防断面	398	決壊 (B)	木流し工 シート張工
3	阿賀川	右 岸	神指町大字中四合	堤防断面	645	決壊 (B)	木流し工 シート張工
4	阿賀川	右 岸	神指町大字南四合	堤防断面	455	決壊 (B)	木流し工 シート張工
5	阿賀川	右 岸	神指町大字南四合	堤防断面	190	決壊 (B)	木流し工 シート張工
6	阿賀川	右 岸	神指町大字南四合 門田町大字飯寺	堤防断面	46	決壊 (B)	木流し工 シート張工
7	阿賀川	右 岸	門田町大字飯寺	堤防断面	186	決壊 (B)	木流し工 シート張工
8	阿賀川	右 岸	大戸町大字上雨屋～ 上三寄南原	堤防断面	980	決壊 (B)	木流し工 シート張工

(漏水)

番号	河川名	左右岸別	位 置	評定基準	延長 (m)	危険概要 (重要度)	対策工法等
				種 別			
1	阿賀川	左 岸	会津坂下町東原～ 真宮新町北	漏水	727	決壊 (B)	月の輪工 シート張工
2	阿賀川	左 岸	真宮新町南	漏水	213	決壊 (B)	月の輪工 シート張工
3	阿賀川	左 岸	北会津町蟹川	漏水	200	決壊 (B)	月の輪工 シート張工
4	阿賀川	右 岸	神指町大字北四合	漏水	201	決壊 (B)	月の輪工 シート張工
5	阿賀川	右 岸	神指町大字南四合	漏水	185	決壊 (B)	月の輪工 シート張工
6	阿賀川	右 岸	神指町大字南四合	漏水	204	決壊 (B)	月の輪工 シート張工
7	阿賀川	右 岸	神指町大字南四合	漏水	413	決壊 (B)	月の輪工 シート張工
8	阿賀川	右 岸	門田町大字飯寺	漏水	200	決壊 (B)	月の輪工 シート張工

9	阿賀川	右 岸	門田町大字面川	漏水	199	決壊 (B)	月の輪工 シート張工
10	阿賀川	右 岸	門田町大字面川	漏水	400	決壊 (B)	月の輪工 シート張工
11	日橋川	左 岸	湯川村浜崎～ 河東町大字福島	漏水	2,792	決壊 (B)	月の輪工 シート張工
12	湯川	左 岸	神指町大字南四合～ 柳原町三丁目	漏水	808	決壊 (B)	月の輪工 シート張工
13	湯川	左 岸	御旗町	漏水	241	決壊 (B)	月の輪工 シート張工

(法崩れ・すべり)

番号	河川名	左右岸別	位 置	評定基準 種 別	延長 (m)	危険概要 (重要度)	対策工法等
				法崩れ すべり			
1	阿賀川	右 岸	神指町大字南四合～ 門田飯寺	法崩れ すべり	635	決壊 (B)	シート張工

(水衡・洗堀)

番号	河川名	左右岸別	位 置	評定基準 種別	延長 (m)	危険概要 (重要度)	対策工法等
				水衡・洗堀			
1	阿賀川	右 岸	神指町大字中四合～ 南四合	水衡・洗堀	416	決壊 (B)	木流し工 シート張工
2	阿賀川	右 岸	門田町大字飯寺	水衡・洗堀	632	決壊 (B)	木流し工 シート張工
3	阿賀川	右 岸	大戸町大字上雨屋	水衡・洗堀	273	決壊 (B)	木流し工 シート張工

(工作物)

番号	河川名	左右岸別	位 置	構造物名 管理者	評定	現況	予想され る危険
1	阿賀川	左 岸 右 岸	北会津町真宮狐塚 神指町大字北四合外川原	会津大橋 会津若松市	B	桁下高 不足	決壊
2	阿賀川	左 岸 右 岸	北会津町大字蟹川字外村東 神指町大字南四合字才ノ神	蟹川橋 福島県	B	余裕高 不足	決壊
3	阿賀川	左 岸 右 岸	北会津町大字上米塚字村東 門田町大字飯寺字上川原	大川橋梁 JR 東日本	B	余裕高 不足	決壊
4	湯川	右 岸 左 岸	神指町大字南四合字才ノ神 神指町大字中四合字村南	天神橋 会津若松市	B	余裕高 不足	決壊
5	湯川	右 岸 左 岸	神指町大字南四合字柳原 神指町大字中四合字川向	柳原橋 福島県	B	余裕高 不足	決壊
6	湯川	左 岸	神指町大字南四合字柳原	黒川排水樋管 会津中央土改	A	浸透路長 不足	決壊

(要注意区間：旧川跡)

番号	河川名	左右岸別	位 置	評定基準 種 別	延長 (m)
				旧川跡	
1	阿賀川	左 岸	北会津町三本松下大川向	旧川跡	159
2	阿賀川	右 岸	神指町大字北四合字東神指境	旧川跡	195
3	阿賀川	右 岸	神指町大字北四合上吉六～中四合川端	旧川跡	291
4	阿賀川	右 岸	神指町大字中四合川端	旧川跡	169
5	阿賀川	右 岸	門田町大字飯寺～面川	旧川跡	3,170
6	日橋川	左 岸	河東町大字福島村北	旧川跡	107

2 会津若松建設事務所管轄河川

番号	河川名	左右岸別	位 置	評定基準	延長 (m)	危険概要	対策工法等
				種 別			
1	旧湯川	両岸	神指町大字黒川字石上	堤防断面	1,500	越水	土のう積
2	藤川	右岸	北会津町西後庵字上川原 ～北会津町大島代	堤防高	1,900	越水	土のう積
		左岸	会津美里町下堀字村北 ～会津美里町下堀字宮里				
3	氷玉川	右岸	北会津町西後庵字上川原	堤防高	1,550	越水	土のう積
		左岸	会津美里町氷玉字穴田				
4	湯川	右岸	城西町	堤防高	1,900	溢水	土のう積
		左岸	館脇町				
5	古川	右岸	緑町	堤防高	1,500	溢水	土のう積
		左岸	御旗町				

〔参考〕重要水防箇所評定基準（河川）

種別	重要度		要注意区間
	A水防上最も重要な区間	B水防上重要な区間	
堤防高 (流下能力)	計画高水流量規模の洪水の水位が現況の堤防高以上の箇所	計画高水流量規模の洪水の水位と、現況の堤防高との差が、堤防の計画余裕高に満たない箇所	
堤防断面	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所	
法崩れ・すべり	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所 法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所、所要の対策が未施工の箇所	
漏水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所	漏水の履歴があるが、その対策が暫定施工の箇所 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防であること、あるいは基礎地盤及び堤体の土質等からみて漏水が発生するおそれがある箇所、所要の対策が未施工の箇所	
水衡・洗掘	水衡部にある堤防の全面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所	水衡部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所	

工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位以下となる箇所	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所	
-----	---	--	--

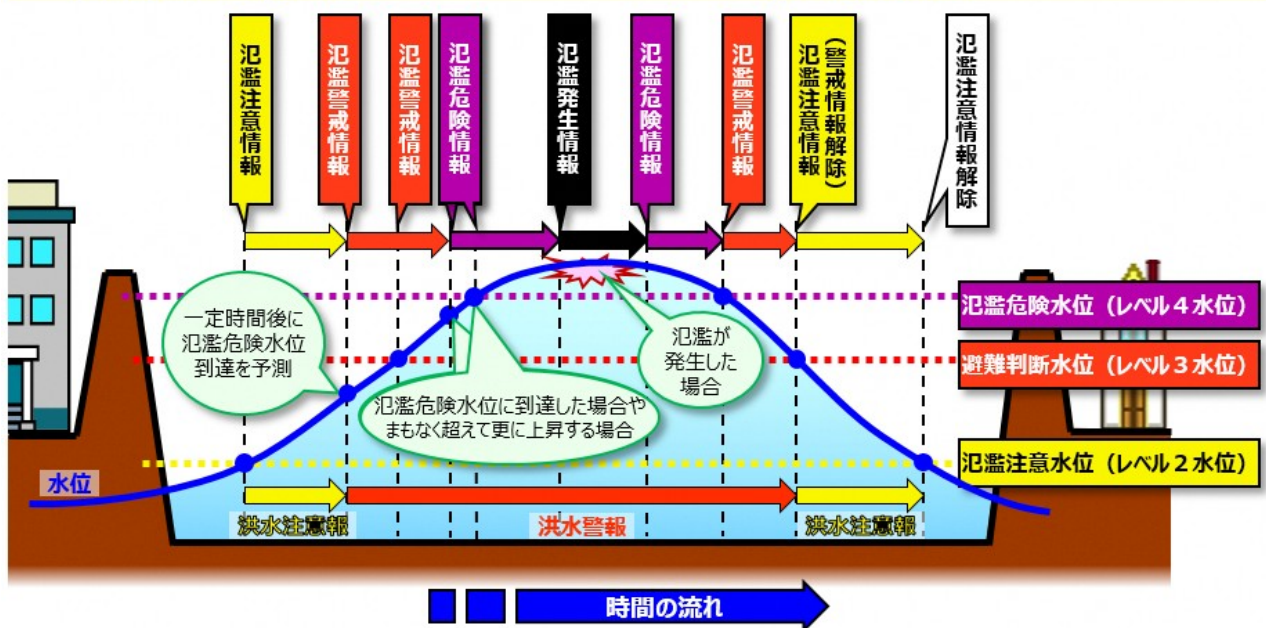
〔参考〕指定河川洪水予報の標題

気象庁ホームページより

指定河川洪水予報は、河川名と以下の表の危険度のレベルに応じた情報名とを組み合わせで発表します。

指定河川洪水予報の発表基準と発表された場合にとるべき対応は、以下の表のとおりです。

洪水予報の標題（種類）	発表基準	市町村・住民に求める行動の段階
〇〇川氾濫発生情報（洪水警報）	氾濫の発生（氾濫水の予報）	氾濫水への警戒を求める段階【警戒レベル5相当】
〇〇川氾濫危険情報（洪水警報）	急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれる場合、あるいは氾濫危険水位に到達した場合	いつ氾濫してもおかしくない状態避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階【警戒レベル4相当】
〇〇川氾濫警戒情報（洪水警報）	一定時間後に氾濫危険水位に到達が見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階【警戒レベル3相当】
〇〇川氾濫注意情報（洪水注意報）	氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	氾濫の発生に対する注意を求める段階【警戒レベル2相当】



(資料 2-4-2-2) 河川洪水時浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧

(児童福祉施設・幼稚園)

No.	住所	施設名	河川氾濫 浸水想定
1	城東町 1-100	福島県若松乳児院	0.5～1m
2	日新町 16-36	社会福祉法人会津若松保育協会 若松第一保育園	0～0.5m
3	城前 9-6	社会福祉法人会津若松保育協会 若松第三保育園	0～0.5m
4	中町 3-20	社会福祉法人会津若松保育協会 のぞみ保育園	0～0.5m
5	門田町大字中野字屋敷 191-3	社会福祉法人会津報徳会 門田報徳保育園	0.5～1m
6	材木町一丁目 3-15	社会福祉法人会津報徳会 会津報徳保育園	2～5m
7	山鹿町 4-37	社会福祉法人にじの花 やまがみらいこども園	0～0.5m
8	南花畑 2-7	社会福祉法人南町保育会 南町こども園	1～2m
9	本町 8-40	社会福祉法人博愛会 あいづ博愛こども園	1～2m
10	門田町大字日吉字小金井 63	学校法人中沢学園 みなみ若葉こども園	2～5m
11	宝町 2-16	学校法人慈光学園 会津慈光こども園	1～2m
12	日新町 8-26	学校法人若松幼稚園 認定こども園若松第二幼稚園	0.5～1m
13	北会津町大字中荒井字山道 4-1	学校法人白梅 認定こども園北会津こどもの村幼保園	0～0.5m
14	柳原町四丁目 5-20	学校法人中沢学園 菅原若葉こども園	2～5m
15	門田町大字黒岩字大坪 68-1	社会福祉法人南町保育会 どんぐり山こども園	2～5m
16	湯川町 3-53	学校法人若松幼稚園 認定こども園若松第三幼稚園	1～2m
17	東年貢二丁目 7-3	学校法人慈光学園 慈光第二こども園	0.5～1m
18	湯川町 3-74	学校法人中沢学園 認定こども園会津若葉幼稚園	0～0.5m
19	西栄町 1-52	学校法人ザベリオ学園 ザベリオ学園こども園	0～0.5m
20	門田町大字徳久字竹之元 1113-10	まな児遊園門田ルーム	1～2m
21	真宮新町南四丁目 100	まな児遊園幸くるルーム	1～2m
22	城西町 4-50	ムーミンベビー&チャイルドルーム	2～5m
23	御旗町 3-23	マウントベビーハウス	2～5m
24	米代一丁目 5-33	社会福祉法人南町保育会 謹教こどもクラブ	0～0.5m
25	北会津町下荒井 139	学校法人白梅 荒館こどもクラブ	0～0.5m
26	北会津町小松 490-2	学校法人白梅 川南こどもクラブ	0～0.5m
27	日新町 8-26	学校法人若松幼稚園 日新こどもクラブ	0.5～1m
28	東年貢一丁目 7-64	学校法人慈光学園 城南第一こどもクラブ	0.5～1m
29	門田町大字中野字村前 1-1	社会福祉法人会津報徳会 門田こどもクラブ	1～2m

30	門田町大字日吉字笹籠田 1-1	特定非営利活動法人会津NPOセンター 小金井第一こどもクラブ	1～2m
31	館脇町 4-5	特定非営利活動法人会津NPOセンター 小金井第二こどもクラブ	1～2m
32	神指町大字高瀬字大道東 108-3	社会福祉法人南町保育会 神指こどもクラブ	1～2m
33	川原町 4-1	社会福祉法人会津報徳会 城西こどもクラブ	2～5m
34	門田町大字黒岩字大坪 70-13	社会福祉法人南町保育会 城南第二こどもクラブ	2～5m
35	西七日町 2-33	会津若松市 西七日町児童館	0.5～1m

(学校教育施設)

No.	住所	施設名	河川氾濫 浸水想定
1	川原町 4-1	市立城西小学校	2～5m
2	米代一丁目 5-33	市立謹教小学校	0～0.5m
3	日新町 7-40	市立日新小学校	0～0.5m
4	神指町大字高瀬字大道東 108-3	市立神指小学校	1～2m
5	門田町大字中野字村前 1-1	市立門田小学校	1～2m
6	門田町大字黒岩字大坪 25-1	市立城南小学校	0.5～1m
7	門田町大字日吉字小金井 48	市立小金井小学校	1～2m
8	北会津町下荒井字八幡前 13	市立荒館小学校	0.5～1m
9	北会津町小松 490-2	市立川南小学校	0.5～1m
10	城前 1-7	市立第二中学校	0.5～1m
11	湯川町 4-20	市立第三中学校	2～5m
12	桜町 110	市立第四中学校	2～5m
13	門田町大字御山字村下 314	市立第五中学校	1～2m
14	北会津町中荒井 2107-1	市立北会津中学校	0.5～1m
15	西栄町 1-18	会津若松ザベリオ学園小学校	0～0.5m
16	西栄町 1-18	会津若松ザベリオ学園中学校	0～0.5m
17	表町 3-1	福島県立会津高等学校	1～2m
18	米代一丁目 3-31	福島県立若松商業高等学校	0.5～1m

(高齢者福祉施設)

No.	住所	施設名	河川氾濫 浸水想定
1	北会津町東小松 2335	医療法人明精会 会津西デイサービスセンター	1～2m
2	南花畑 2-58	社会福祉法人博愛会 (指定管理) あいづ南花畑デイサービスセンター	2～5m
3	本町 9-14	株式会社会津インターナショナルスイミングス クール COA ほんまち	0～0.5m

4	本町 2-61	一般財団法人竹田健康財団 竹田ほほえみデイサービスセンター	0～0.5m
5	古川町 10-8	株式会社ツクイ ツクイ会津古川町	1～2m
6	門田町大字日吉字小金井 11	株式会社ニチイ学館 ニチイケアセンター門田	2～5m
7	北会津町東小松 2335	医療法人明精会 会津西病院通所リハビリテーション みずき	1～2m
8	材木町二丁目 5-20	小野木クリニック 小野木クリニック指定通所リハビリテーション事業所	2～5m
9	湯川町 1-66	一般財団法人竹田健康財団 通所リハビリテーション T R Y	0～0.5m
10	北会津町大字東小松字南古川 12	医療法人明精会 介護老人保健施設美野里通所リハビリテーション	0.5～1m
11	神指町大字北四合字伊丹堂 62-2	社会福祉法人博愛会 指定短期入所生活介護事業所会津みどりホーム	0.5～1m
12	門田町大字飯寺字村東 305-2	医療法人社団平成会 健康倶楽部あいづショートステイ「鶴成館」、健康倶楽部あいづデイサービスセンター「鶴成館」	0.5～1m
13	西七日町 6-12	有限会社なごやか ショートステイしなのき西七日町、デイサービスしなのき西七日町	0.5～1m
14	北会津町大字東小松字南古川 1	社会福祉法人千桜会 特別養護老人ホーム会津敬愛苑	1～2m
15	神指町大字北四合字伊丹堂 55-1	社会福祉法人博愛会 特別養護老人ホーム会津みどりホーム、会津みどりホームデイサービスセンター	0.5～1m
16	北会津町東小松字南古川 12	医療法人明精会 介護老人保健施設美野里	0.5～1m
17	館馬町 6-2	医療法人社団平成会 介護付有料老人ホーム「健康倶楽部館（クラブハウス）ファンコート南」	2～5m
18	西栄町 8-20	一般財団法人温知会 介護付有料老人ホーム多生苑西栄町	0～0.5m
19	日新町 10-10	株式会社西陽 プラセール日新	0～0.5m
20	城南町 3-41	一般財団法人温知会 介護付き有料老人ホームレジデンス桜子	0.5～1m
21	門田町大字飯寺字村東 305-6	医療法人社団平成会 健康倶楽部家 鶴成館	0.5～1m
22	真宮新町南一丁目 2-1	有限会社なごやか グループホームしなのき真宮	0.5～1m
23	門田町工業団地 37-1	株式会社ケアネット グループホームあいづ、ショートステイ会津、デイサービスセンター会津、ケアネット共用型デイサービスあいづ	1～2m
24	館馬町 6-11	医療法人社団平成会 アルコート南、小規模多機能型居宅介護事業所「アルコート南」、グループホーム「アルコート南」	2～5m
25	古川町 3-1	特定非営利活動法人こころのさと こだわりデイサービス 早稲田イーライフ会津若松・門田	1～2m
26	門田町大字御山字村中 341-2	合同会社 En place デイサービスセンター縁	0.5～1m
27	北会津町中荒井 727	特定非営利活動法人コアラハウス デイサービスセンターぽっかぽか	0.5～1m
28	門田町大字飯寺字村東 577-73	合同会社フューチャー デイサービス温っ家（ぽっか）	1～2m
29	住吉町 2-3	株式会社ケア・ウイング デイサービス楽すみよし	2～5m

30	本町 2-60	一般財団法人竹田健康財団 小規模多機能型居宅介護オレンジ、看護小規模多機能型居宅介護事業所かをり	0.5～1m
31	本町 3-20	株式会社 cluster ホームケア COCOLO	0.5～1m
32	門田町大字一ノ堰字村西 386-1	有限会社夢と共生の 21 グループ いにしえの郷、デイサービスおともだち会津	2～5m
33	真宮新町南二丁目 136-2	有限会社ネットケアプランニング オリーブ	1～2m
34	明和町 4-12	有限会社 夢と共生の 21 グループ 共生ハウスみんなの里Ⅲ	2～5m
35	東年貢一丁目 8-8	有限会社山本産業 ケアホーム明日向 東年貢店、デイサービスセンター明日向	1～2m
36	門田町大字一ノ堰字村西 405-10	有限会社山本産業 ケアホーム明日向 みなみ	1～2m
37	橋本一丁目 4-14	有限会社なごやか しなのきホーム橋本	1～2m
38	新横町 4-10	有限会社なごやか しなのきホーム新横	1～2m
39	新横町 4-6	有限会社 なごやか しなのきホーム新横東、デイサービスしなのき新横東	1～2m
40	橋本二丁目 6-8	有限会社 G.F.M 支援プロジェクト ねむの木	1～2m
41	飯寺北一丁目 9-28	合資会社陽だまり 陽だまりのゆめホーム、合資会社デイサービスセンター陽だまりの家	0.5～1m
42	門田町大字徳久字竹之元 873-2	有限会社シルバー支援総業 まごころホーム	1～2m
43	門田町大字徳久字竹之元 1233-2	有限会社シルバー支援総業 まごころホーム 2 号館	1～2m
44	門田町大字御山字村下 304-1	日本精測株式会社 門田の家、デイサービス門田の家	0.5～1m
45	北会津町東小松 2335	医療法人明精会 有料老人ホームあずみ	1～2m
46	米代二丁目 1-10	日本精測株式会社 セレッソよねだい、デイサービス米代の家	0.5～1m

(障がい者福祉施設)

No.	住所	施設名	河川氾濫 浸水想定
1	東栄町 1-15	特定非営利活動法人ハッピーロード 栄町ホーム 1・2	0～0.5m
2	東栄町 6-32	特定非営利活動法人ふれあいづスマイル グループホームつちのこ	0.5～1m
3	門田町大字飯寺字村東 615-83	特定非営利活動法人自立援助センター雑草の会 ポピー	1～2m
4	山鹿町 1-3	特定非営利活動法人ハッピーロード 山鹿町ホーム	0～0.5m
5	山鹿町 4-3	公益社団法人会津社会事業協会 たけだ苑 A、たけだ苑 B、たけだ苑 C、たんぽぽ、ひだまり	0～0.5m
6	山鹿町 4-50	公益社団法人会津社会事業協会 せせらぎ	0～0.5m
7	山鹿町 4-53	公益社団法人会津社会事業協会 こたち	0～0.5m
8	新横町 1-12	特定非営利活動法人 CHANT グループホーム「CHANT 3」	1～2m

9	新横町 1-17	特定非営利活動法人ほっとハウスやすらぎ ほっとハウスやすらぎ	1～2m
10	追手町 7-17	特定非営利活動法人CHANT グループホーム「CHANT 4」	0～0.5m
11	湯川町 1-47	公益社団法人会津社会事業協会 こたち別館、ハイツ湯川	0～0.5m
12	米代二丁目 2-16	特定非営利活動法人ほっとハウスやすらぎ ほっとハウスれーべん	1～2m
13	西七日町 6-45	特定非営利活動法人ハッピーロード 七日町ホーム	0～0.5m
14	本町 5-1	特定非営利活動法人ふれあいづスマイル ほのか	1～2m
15	住吉町 17-6	特定非営利活動法人CHANT グループホーム「CHANT 1」、グループホーム 「CHANT 2」	2～5m
16	住吉町 18-1	特定非営利活動法人CHANT グループホーム「CHANT 5」	2～5m
17	城西町 6-38	特定非営利活動法人市民団体こもれび グループホームありか	2～5m
18	幕内南町 1-35	特定非営利活動法人CHANT ひこうせん	2～5m
19	日新町 8-29	社会福祉法人賢心会 つくしホーム	0～0.5m
20	真宮新町南四丁目 78	有限会社ピバネット ピーターバンデイサービスセンター	1～2m
21	神指町榎木壇 73	社会福祉法人会津療育会 障がい者支援施設アガッセ	2～5m
22	門田町大字一ノ堰字村西 686-18	特定非営利活動法人ピーターバンネットワーク ネバーランド	2～5m
23	門田町大字中野字大道東 8-1	特定非営利活動法人あいの里 自立支援事業所あいの里	0～0.5m
24	門田町大字中野字大道西 23-20	特定非営利活動法人あいの里 自立支援事業所こっとな	0～0.5m
25	門田町大字徳久字竹之元 1053-2	特定非営利活動法人自立援助センター雑草の会 ココニ	2～5m
26	門田町大字徳久字竹之元 565-1	特定非営利活動法人自立援助センター雑草の会 ココ	1～2m
27	門田町大字日吉字筑籬田 19	有限会社希星 welfare 希星、life 希星	2～5m
28	幕内南町 1-23	特定非営利活動法人ハッピーロード 就労継続支援事業所ハッピーロード	1～2m
29	門田町大字飯寺字村東 276-9	特定非営利活動法人自立援助センター雑草の会 キッチンモモ	1～2m
30	真宮新町南三丁目 96-4	特定非営利活動法人ミライエ グループホームマミヤ 2 n d	1～2m
31	真宮新町北二丁目 51	社会福祉法人啓和会 Mamiya つどいの家	0.5～1m
32	真宮新町北二丁目 6-3	特定非営利活動法人ミライエ グループホームマミヤ	1～2m
33	北会津町大字東小松字南古川 18-1	医療法人明精会 コーポなな	0.5～1m
34	北会津町大字東小松字北古川 55-3	医療法人明精会 コーポふるたて	0～0.5m
35	真宮新町北二丁目 50	社会福祉法人啓和会 Mamiya プリムローズ	1～2m
36	山鹿町 4-10	一般財団法人竹田健康財団 総合発達支援プラザふらっふ 1～3 号館	0～0.5m
37	七日町 2-29	特定非営利活動法人夢あるき 夢の樹（生活介護）こもれび	0～0.5m

38	材木町二丁目 6-3	特定非営利活動法人ほっとハウスやすらぎ ほっとハウスばうむ	2～5m
39	建福寺前 1-32 尾崎ビル 1F	株式会社ベストライフジャパン ファミリーキッズ会津若松 2	0～0.5m
40	飯寺北三丁目 10-27	社会福祉法人南町保育会 多機能型事業所はるか	1～2m
41	北会津町大字中荒井字稲荷 5-1	特定非営利活動法人杜のくまさん 杜のくまさん	1～2m
42	神指町大字北四合字伊丹堂 86-1	社会福祉法人若樹会 ふくしの家	0.5～1m
43	西栄町 8-15	特定非営利活動法人市民団体こもれび グループホームとぼす	0～0.5m
44	城西町 5-19	特定非営利活動法人市民団体こもれび グループホームろこ	2～5m
45	天神町 12-1	特定非営利活動法人あいの里 グループホームそら	0.5～1m
46	門田町大字中野字屋敷 88	合同会社エフケイ共同社 障がい者グループホーム エフケイ中野 3 号棟、障 がい者グループホーム エフケイ中野 5 号棟	0～0.5m
47	門田町大字中野字屋敷 174	合同会社エフケイ共同社 障がい者グループホーム エフケイ中野 1 号棟、障 がい者グループホーム エフケイ中野 2 号棟、障 がい者グループホーム エフケイ中野 14 号棟、障 がい者グループホーム エフケイ中野 15 号棟	0.5～1m
48	真宮新町北二丁目 97-2	特定非営利活動法人ミライエ グループホームマミヤ 3rd	1～2m
49	真宮新町南二丁目 172-1	特定非営利活動法人ミライエ グループホームマミヤ 4	1～2m
50	真宮新町南三丁目 61	特定非営利活動法人ミライエ グループホームマミヤ 5	1～2m
51	湯川町 5-19	特定非営利活動法人市民団体こもれび 障がい者支援施設フウ	2～5m
52	門田町大字一ノ堰字村西 686-13	特定非営利活動法人くるりんこ ステップボード 2	1～2m
53	古川町 3-1	株式会社ベストライフジャパン ファミリー生活介護サービス会津若松	1～2m

(病院・診療所)

No.	住所	施設名	河川氾濫 浸水想定
1	山鹿町 3-27	一般財団法人竹田健康財団竹田総合病院	0～0.5m
2	北会津町東小松 2335	医療法人明精会会津西病院	0～0.5m
3	河東町大字谷沢字前田 21-2	公立大学法人福島県立医科大学会津医療センター附 属病院	0～0.5m
4	西栄町 3-15	医療法人社団新生会佐藤医院	0～0.5m
5	山鹿町 1-22	会津若松市夜間急病センター	0.5～1m
6	日新町 1-2	石田眼科医院	0.5～1m
7	門田町大字黒岩字大坪 180	いとう子どもクリニック	0.5～1m
8	門田町大字飯寺字村東 863-6	おのぎレディースクリニック	0.5～1m
9	東栄町 5-32	佐藤内科循環器科医院	0.5～1m
10	門田町大字中野字大道東 9-4	高村整形外科	0.5～1m
11	西七日町 3-12	七日町クリニック	0.5～1m

12	真宮新町北一丁目 11-1	二瓶クリニック	0.5～1m
13	天神町 24-53	蛭谷クリニック	0.5～1m
14	門田町大字日吉字対馬館 33-2	あいづ整形外科リハビリテーションクリニック	1～2m
15	館馬町 1-3	たてうまクリニック	1～2m
16	門田町大字飯寺字村東 616-27	にいでら診療所	1～2m
17	材木町一丁目 4-4	医療法人 癒水会会津クリニック	1～2m
18	天神町 31-3	穴澤耳鼻咽喉科医院	1～2m
19	新横町 6-26	佐藤内科小児科医院	1～2m
20	住吉町 197-1	斎藤医院	1～2m
21	天神町 31-5	山口皮ふ科医院	1～2m
22	米代一丁目 6-28	小島原内科クリニック	1～2m
23	町北町大字中沢字新田 27-1	渡辺脳神経クリニック	1～2m
24	門田町大字日吉字丑淵 11-21	入澤泌尿器科内科クリニック	1～2m
25	門田町大字中野字大道西 39	北田内科医院	1～2m
26	北会津町大字東小松字北古川 50	たかだばし整形外科クリニック	1～2m
27	城西町 5-55	あらい内科循環器科クリニック	2～5m
28	門田町大字日吉字笹籬田 27-1	いとう内科消化器科クリニック	2～5m
29	川原町 1-13	加藤内科小児科医院	2～5m
30	材木町一丁目 10-15	手塚医院	2～5m
31	材木町二丁目 5-20	小野木クリニック	2～5m
32	門田町大字日吉字丑淵 11-42	仙波耳鼻咽喉科医院	2～5m

※上記の浸水想定区域内の要配慮者利用施設※2の管理者等は、①避難確保計画の作成、②同計画を作成・変更した場合の遅滞ない市長への報告、③避難訓練の実施が義務となっています。

※2 要配慮者施設とは、社会福祉施設、学校、医療施設、その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設です。

※3 原則として、「浸水深0～0.5 m以内」以上が想定される施設を対象とし、「高等学校」「無床の医療施設」は「浸水深0.5 m～1 m」以上が想定される施設を対象とする。

(資料 2-4-3) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

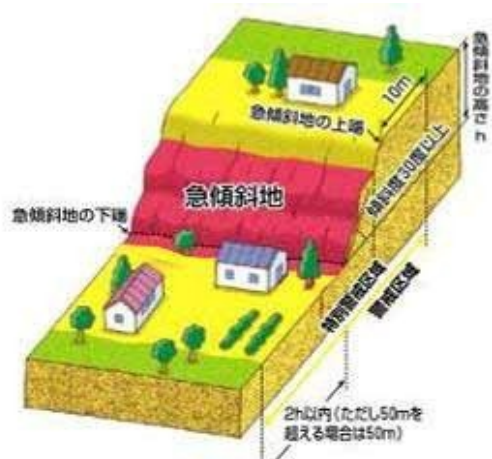
土砂災害防止法(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)に基づき、土砂災害から国民の生命・身体を守るため、土砂災害が発生するおそれがある区域を明らかにし、「危険の周知、警戒避難体制の整備、一定の開発の制限による住宅等の新規立地の抑制、危険区域内の住宅の移転推進」等のソフト対策を推進しようとするもので、都道府県知事が指定する区域。

○土砂災害警戒区域：土砂災害のおそれがある区域

○土砂災害特別警戒区域：建物が倒壊され、住民に大きな被害が生じるおそれがある区域

土砂災害の種類

○急傾斜地の崩壊

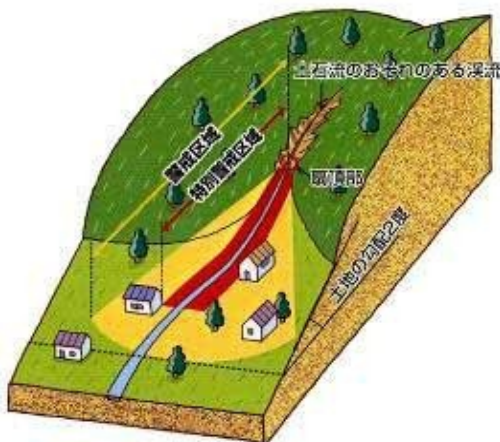


傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域

急傾斜地の上部から水平距離が10m以内の区域

急傾斜地の下部から急傾斜地高さの2倍(50mを超える場合は50m)以内の区域

○土石流



土石流の発生のおそれのある溪流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域

○地すべり



地すべり区域(地すべりしている区域または地すべりするおそれのある区域)

地すべり区域下端から、地すべり地塊の長さに相当する距離(250mを超える場合は、250m)の範囲内の区域

(資料 2-4-3-1) 土石流危険渓流

土石流危険渓流Ⅰ（被害想定区域内の人家が5戸以上）

《県砂防課所管》

番号	水系名	河川名	渓流名	所在地			砂防指定地の指定	土砂災害警戒区域の指定	土砂災害特別警戒区域の指定
				町名	大字	字			
1	阿賀野川	赤井川	四ツ谷沢 2 号	湊町	赤井	四ツ谷		有	
2	阿賀野川	猪苗代湖	下馬渡沢	湊町	共和	下馬渡	有	有	
3	阿賀野川	猪苗代湖	上馬渡沢	湊町	共和	上馬渡	有	有	
4	阿賀野川	沢川	上馬渡沢 2 号	湊町	共和	上馬渡		有	有
5	阿賀野川	赤井川	西田面沢	湊町	共和	西田面		有	有
6	阿賀野川	赤井川	西田面沢 2 号	湊町	共和	西田面	有	有	
7	阿賀野川	赤井川	西田面沢 3 号	湊町	共和	西田面	有	有	
8	阿賀野川	赤井川	西田面沢 4 号	湊町	共和	西田面		有	有
9	阿賀野川	原川	寺前沢	湊町	平潟	寺前		有	有
10	阿賀野川	原川	経沢 3 号	湊町	平潟	経沢		有	有
11	阿賀野川	猪苗代湖	堂ノ入沢	湊町	平潟	経沢		有	有
12	阿賀野川	原川	経沢 4 号	湊町	平潟	経沢		有	有
13	阿賀野川	原川	山の神沢	湊町	平潟	堰場	有	有	
14	阿賀野川	猪苗代湖	高坂沢	湊町	原	高坂		有	有
15	阿賀野川	原川	沢入沢	湊町	原	田代	有	有	
16	阿賀野川	金山川	石ヶ森沢	一箕町	八幡	石ヶ森		有	有
17	阿賀野川	不動川	柏木沢	一箕町	八幡	柏木		有	
18	阿賀野川	不動川	石部沢	一箕町	八幡	石部		有	有
19	阿賀野川	不動川	三島沢	一箕町	八幡	躰躰山		有	
20	阿賀野川	阿賀川	不動川沢 2 号	一箕町	八幡	坂下		有	有
21	阿賀野川	阿賀川	不動川沢 3 号	一箕町	八幡	坂下		有	有
22	阿賀野川	阿賀川	不動川沢	一箕町	八幡	坂下		有	有
23	阿賀野川	湯川	別沢	和田二丁目			有	有	
24	阿賀野川	湯川	滝沢	和田二丁目				有	有
25	阿賀野川	湯川	慶山沢 2 号	和田二丁目				有	有
26	阿賀野川	湯川	慶山沢	慶山二丁目				有	有
27	阿賀野川	湯川	石山沢	東山町	石山	天寧	有	有	
28	阿賀野川	湯川	小田山沢	門田町	黒岩	花見ヶ丘		有	有
29	阿賀野川	湯川	天寧沢	東山町	石山	天寧	有	有	
30	阿賀野川	湯川	院内沢	東山町	石山	院内	有	有	有
31	阿賀野川	湯川	唐沢	東山町	湯本	上原	有	有	
32	阿賀野川	湯川	湯本沢	東山町	湯本	上湯本		有	有
33	阿賀野川	湯川	上湯本沢	東山町	湯本	上湯本		有	有
34	阿賀野川	湯川	神社沢	東山町	湯川	柿妻	有	有	
35	阿賀野川	古川	宮沢	門田町	黒岩	南青木	有	有	
36	阿賀野川	宮沢川	宮沢 2 号	門田町	黒岩	南青木		有	有
37	阿賀野川	湯川	カニ沢	門田町	御山	三分一		有	有
38	阿賀野川	湯川	古川沢	門田町	御山	館ノ内	有	有	

39	阿賀野川	湯川	諏訪原沢	門田町	御山	村中	有	有	
40	阿賀野川	阿賀川	北山沢	門田町	堤沢	北山		有	有
41	阿賀野川	阿賀川	北山沢 2 号	門田町	堤沢	北山		有	有
42	阿賀野川	阿賀川	北山沢 3 号	門田町	堤沢	北山		有	有
43	阿賀野川	湯川	堤沢	門田町	堤沢	上村	有	有	
44	阿賀野川	阿賀川	根岸沢	門田町	面川			有	有
45	阿賀野川	阿賀川	沢川	門田町	面川	沢	有	有	
46	阿賀野川	沢川	沢 2 号	門田町	面川	沢		有	有
47	阿賀野川	沢川	草山沢	門田町	面川	沢	有	有	
48	阿賀野川	阿賀川	石村沢	門田町	面川	舘堀		有	有
49	阿賀野川	阿賀川	宮内沢	大戸町	宮内			有	有
50	阿賀野川	余松沢川	宮内沢 2 号	大戸町	宮内			有	有
51	阿賀野川	阿賀川	上三寄沢	大戸町	上三寄	香塩		有	有
52	阿賀野川	阿賀川	香塩沢	大戸町	上三寄	香塩		有	有
53	阿賀野川	菅沼沢	菅沼沢	大戸町	高川	菅沼	有	有	
54	阿賀野川	四ツ屋沢	四ツ屋沢	大戸町	高川	四ツ屋	有	有	
55	阿賀野川	閤川	田端沢	大戸町	高川	田端	有	有	
56	阿賀野川	閤川	小荒俣沢	大戸町	高川	桑曽根	有	有	
57	阿賀野川	閤川	入小野沢	大戸町	高川甲		有	有	
58	阿賀野川	阿賀川	小谷西村沢	大戸町	小谷西村			有	有
59	阿賀野川	阿賀川	小谷原沢	大戸町	小谷原			有	有
60	阿賀野川	阿賀川	小谷原沢 2 号	大戸町	小谷原			有	有
61	阿賀野川	阿賀川	小谷沢	大戸町	小谷原		有	有	
62	阿賀野川	阿賀川	沢入沢	大戸町	小谷	平沢	有	有	
63	阿賀野川	阿賀川	平沢	大戸町	小谷	平沢		有	
64	阿賀野川	阿賀川	遅谷沢	大戸町	芦牧	峠	有	有	有

土石流危険渓流Ⅱ（被害想定区域内の人家が 1 戸から 4 戸）

《県砂防課所管》

番号	水系名	河川名	渓流名	所在地			砂防指定地の指定	土砂災害警戒区域の指定	土砂災害特別警戒区域の指定
				町名	大字	字			
1	阿賀野川	赤井川	松崎沢	湊町	静潟	松崎		有	有
2	阿賀野川	猪苗代湖	鵜ノ浦沢	湊町	静潟	鵜ノ浦		有	
3	阿賀野川	猪苗代湖	中田沢	湊町	静潟	中田		有	
4	阿賀野川	原川	経沢 2 号	湊町	平潟	経沢		有	有
5	阿賀野川	原川	経沢	湊町	平潟	経沢		有	
6	阿賀野川	原川	堰場沢	湊町	平潟	堰場		有	有
7	阿賀野川	原川	高坂沢 2 号	湊町	原	高坂		有	有
8	阿賀野川	湯川	水沢	東山町	湯本	村東		有	有
9	阿賀野川	湯川	西湯川	東山町	湯川	八本松	有		
10	阿賀野川	沢川	上野沢	門田町	面川	上野		有	有
11	阿賀野川	阿賀川	鎌倉沢	門田町	面川	清水上	有	有	有
12	阿賀野川	沢川	山ノ上沢	門田町	面川	山ノ上		有	有

13	阿賀野川	沢川	沢	門田町	面川	沢		有	有
14	阿賀野川	余松沢川	下雨屋沢	大戸町	下雨屋			有	有
15	阿賀野川	阿賀川	上雨屋沢	大戸町	上雨屋			有	有
16	阿賀野川	余松沢川	余松沢川	大戸町	上雨屋		有	有	有
17	阿賀野川	九ノ沢川	桧の沢	大戸町	上三寄	香塩		有	有
18	阿賀野川	閤川	高川沢	大戸町	高川	菅沼		有	有
19	阿賀野川	閤川	淀川沢	大戸町	高川			有	有
20	阿賀野川	阿賀川	小谷坂下沢	大戸町	小谷坂下			有	有

土石流危険渓流Ⅲ（被害想定区域内の人家はないが将来住宅地の立地が見込まれる箇所）

《県砂防課所管》

番号	水系名	河川名	渓流名	所在地			砂防指定地の指定	土砂災害警戒区域の指定	土砂災害特別警戒区域の指定
				町名	大字	字			
1	阿賀野川	湯川	境山沢	東山町	湯本	蛇山		有	有
2	阿賀野川	阿賀川	小谷平沢	大戸町	小谷平沢			有	有
3	阿賀野川	阿賀川	当沢	大戸町	上小塩			有	有

*会津若松市ハザードマップ及び福島県河川流域総合情報システム
<http://kaseninf.pref.fukushima.jp/gis/>で確認できます。

（資料 2-4-3-2）急傾斜地崩壊危険箇所

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ

（被害想定区域内の人家が5戸以上）

《県砂防課所管》

番号	箇所名	所在地			急傾斜地崩壊危険区域の指定	土砂災害警戒区域の指定	土砂災害特別警戒区域の指定
		町名	大字	字			
1	下タ平（人工）	大戸町	芦ノ牧	下タ平		有	有
2	つつじ山	一箕町	八幡	つつじ山		有	有
3	湯本	東山町	湯本	村東	有	有	有
4	沼上	湊町	静潟	沼上	有	有	有
5	経沢	湊町	平潟	経沢	有	有	有
6	高松	大戸町	小谷	湯ノ平		有	有
7	下タ平（自然）	大戸町	芦ノ牧	下タ平		有	有
8	湯川原1号	大戸町	芦ノ牧	壇ノ下		有	有
9	湯川原3号	大戸町	芦ノ牧	峠		有	有
10	向	湊町	赤井	屋敷		有	有
11	四ツ谷	湊町	赤井	四ツ谷		有	有
12	院内	東山町	石山	院内		有	有
13	滝ノ湯	東山町	湯本	川向		有	有
14	下原	東山町	湯本	下原		有	有
15	上湯本	東山町	湯本	上湯本		有	有
16	舘堀1号	門田町	面川	舘堀	有	有	有
17	舘堀2号	大戸町		石村		有	有
18	上雨屋	大戸町		上雨屋		有	有
19	黒森	大戸町	高川	黒森			
20	香塩	大戸町	上三寄	香塩		有	有

21	中村	大戸町	高川	中村		有	有
22	四ツ屋 1 号	大戸町	高川	四ツ屋		有	有
23	四ツ屋 2 号	大戸町	高川	四ツ屋		有	有
24	小谷川端	大戸町	小谷	川端	有	有	有
25	桑原	大戸町	大川	桑原		有	有

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

(被害想定区域内の人家が 1 戸から 4 戸)

《県砂防課所管》

番号	箇所名	所在地			急傾斜地崩壊危険区域の指定	土砂災害警戒区域の指定	土砂災害特別警戒区域の指定
		町名	大字	字			
1	下ノ窪	湊町	赤井	下ノ窪		有	有
2	松崎	湊町	静潟	松崎		有	有
3	坂本	湊町	原	坂本		有	有
4	経沢	湊町	平潟	経沢		有	有
5	田代	湊町	平潟	田代		有	有
6	角仏沢	東山町	湯川	角仏沢		有	有
7	下雨屋	大戸町	雨屋	下雨屋		有	有
8	南原	大戸町	上三寄	南原		有	有
9	香塩	大戸町	上三寄	香塩		有	有
10	菅沼	大戸町	高川	菅沼		有	有
11	桑曾根 1 号	大戸町	高川	入小屋		有	有
12	桑曾根 2 号	大戸町	高川	入小屋		有	有
13	引下	大戸町	上小塩	引下		有	有
14	壇ノ下	大戸町	芦ノ牧	壇ノ下		有	有

* 会津若松市ハザードマップ及び福島県河川流域総合情報システム
(<https://kaseninf.pref.fukushima.jp/gis/>) で確認できます。

(資料 2-4-3-3) 地すべり危険箇所

《県砂防課所管》

番号	箇所名	水系名	河川名	溪流名	所在地			地すべり防止区域指定	土砂災害警戒区域の指定
					町名	大字	字		
1	沢	阿賀野川	阿賀川	沢川	門田町	面川	西山		有
2	大巢子	阿賀野川	湯川	湯川	東山町	湯川	上川路		有
3	院内	阿賀野川	湯川	院内沢	東山町	石山	天寧	有	有

* 会津若松市ハザードマップ及び福島県河川流域総合情報システム
(<https://kaseninf.pref.fukushima.jp/gis/>) で確認できます。

(資料 2-4-3-4) 新たな土砂災害の発生のおそれのある箇所

《県砂防課所管》

土石流

番号	所在地	箇所数	備考
1	河東町八田	1	
2	一箕町大字鶴賀	1	
3	東山町大字石山	1	

4	一箕町大字金堀	2	
5	門田町大字黒岩	1	
6	湊町大字共和	2	
7	東山町大字湯本	1	
8	東山町大字湯川	2	
9	門田町大字面川	1	
10	大戸町大字雨屋甲	1	
11	湊町大字平潟	2	
12	大戸町大字上三寄丙	3	
	計	18	

急傾斜地崩壊

番号	所在地	箇所数	備考
1	一箕町松長一丁目	1	
2	一箕町松長三丁目	1	
3	一箕町大字亀賀	1	
4	一箕町大字金堀	2	
5	一箕町大字松長	1	
6	一箕町大字八幡	22	
7	一箕町大字鶴賀	5	
8	河東町金田字東台	2	
9	河東町工業団地	2	
10	河東町広田字緑ヶ丘	1	
11	河東町浅山字石堀山	2	
12	河東町倉橋字鏡山	1	
13	河東町東長原字一本木	2	
14	河東町東長原字長谷地	1	
15	河東町東長原字東高野	1	
16	河東町南高野字高塚	6	
17	河東町南高野字高塚山	1	
18	河東町南高野字葉山	1	
19	河東町八田字粟畑甲	1	
20	河東町八田字稲荷沢	2	
21	河東町八田字下ノ家	1	
22	河東町八田字高塚乙	1	
23	河東町八田字坂ノ上	1	
24	河東町八田字石ヶ坂	1	
25	河東町八田字石坂	1	
26	河東町八田字村東	1	
27	河東町八田字八田野	1	
28	花見ヶ丘一丁目	1	
29	花見ヶ丘三丁目	4	
30	居合町	1	

31	慶山二丁目	11	
32	大戸町下雨屋	2	
33	大戸町宮内	1	
34	大戸町小谷川端	1	
35	大戸町小谷平沢	1	
36	大戸町上雨屋	6	
37	大戸町上三寄香塩	3	
38	大戸町上三寄大豆田	2	
39	大戸町上三寄南原	1	
40	大戸町上小塩	7	
41	大戸町石村	1	
42	大戸町大字芦牧	15	
43	大戸町大字高川甲	5	
44	大戸町大字小谷	3	
45	大戸町大字上小塩	1	
46	大戸町大字大川	6	
47	大戸町大字大川甲	3	
48	大塚一丁目	1	
49	追手町	1	
50	堤町	3	
51	東山町大字石山	19	
52	東山町大字湯川	14	
53	東山町大字湯本	17	
54	北青木	1	
55	北滝沢二丁目	4	
56	湊町大字共和	6	
57	湊町大字原	10	
58	湊町大字静潟	35	
59	湊町大字赤井	11	
60	湊町大字平潟	6	
61	門田町大字御山	1	
62	門田町大字黒岩	5	
63	門田町大字堤沢	1	
64	門田町大字面川	6	
65	和田二丁目	8	
66	飯盛一丁目	3	
67	鶴賀町	3	
68	耶麻郡磐梯町大字磐梯	1	会津若松市河東町八田字荻原を含む
	計	294	

*福島県砂防課ホームページ「新たな土砂災害の発生のおそれのある箇所について」 (<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41045c/arata.html>) で確認できます。

(資料 2-4-3-5) 山腹崩壊危険地区

《林野庁関東森林管理局所管》

地区番号	地区名	位置	面積
202-01	黒森地区	大戸町大字上三寄字三寄山国有林 30 林班	16ha
202-02	閤川地区	大戸町大字上三寄字三寄山国有林 32 林班	6ha
202-03	湯川地区	東山町大字湯川字川溪山国有林 13 林班	4ha

*関東森林管理局ホームページ「山地災害危険地区」(<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/policy/business/santi-saigai/sansai/index.html>)で確認できます。

《県森林保全課所管》

番号	地区区分	地区名	所在地		官地・民地の別
			町	大字	
1	山腹崩壊危険地区	上居合	一箕町	鶴賀	民有地内山地
2	〃	金堀	一箕町	金堀	〃
3	〃	岩下	一箕町	金堀	〃
4	〃	笹山	湊町	赤井	〃
5	〃	海向山	湊町	静潟	〃
6	〃	内子	湊町	共和	〃
7	〃	羽黒山	東山町	湯本	〃
8	〃	向山	東山町	湯本	〃
9	〃	小田山	門田町	黒岩	〃
10	〃	初森	東山町	湯本	〃
11	〃	上の山	大戸町	上三寄	〃
12	〃	井戸入	東山町	湯川	〃
13	〃	泥沢	門田町	面川	〃
14	〃	今和泉	門田町	面川	〃
15	〃	雨沼	門田町	面川	〃
16	〃	石村	大戸町	一	〃
17	〃	館山	大戸町	雨屋	〃
18	〃	新口沢	東山町	湯川	〃
19	〃	原山	大戸町	高川	〃
20	〃	峠	大戸町	大川	〃
21	〃	峠	大戸町	芦ノ牧	〃
22	〃	古屋敷	大戸町	芦ノ牧	〃
23	〃	松高	大戸町	芦ノ牧	〃
24	〃	慶山Ⅰ	東山町	天寧	〃
25	〃	慶山Ⅱ	東山町	天寧	〃
26	〃	沓掛	一箕町	金堀	〃
27	〃	弁天下	一箕町	八幡	〃
28	〃	沓掛	一箕町	金堀	〃
29	〃	九ノ沢	大戸町	上三寄	〃
30	〃	平石	大戸町	高川	〃
31	〃	寺尾	大戸町	芦ノ牧	〃

32	〃	砂浜	湊町	平潟	〃
33	〃	杳掛	一箕町	金堀	〃
34	〃	上村	門田町	堤沢	〃
35	〃	弁天下	一箕町	八幡	〃
36	〃	下糖塚	河東町	八田	〃
37	〃	石堀	河東町	金田	〃
38	〃	土橋	門田町	面川	〃
39	〃	峠Ⅱ	大戸町	芦ノ牧	〃

*「ふくしま森まっぷ」 (<https://www2.wagmap.jp/fukushima-shinrin/portal>) で確認できます。

（資料 2-4-3-6）崩壊土砂流出危険地区

《林野庁関東森林管理局所管》

地区番号	地区名	位置	面積
202-01	湯沢	東山町大字湯川字川溪山国有林 13 林班	0.6ha

*関東森林管理局ホームページ「山地災害危険地区」 (<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/policy/business/santi-saigai/sansai/index.html>) で確認できます。

《県森林保全課所管》

番号	箇所名	所在地			備考
		町名	大字	字	
1	八百山	一箕町	八幡	八百山	
2	鵜浦	湊町	静潟	鵜浦	
3	田代	湊町	原	田代	
4	立石	湊町	原	立石	
5	堰場	湊町	平潟	堰場	
6	堰場	湊町	平潟	堰場	
7	吉ヶ平	湊町	共和	吉ヶ平	
8	峠山	湊町	共和	峠山	
9	西田面	湊町	共和	西田面	
10	下馬渡	湊町	共和	下馬渡	
11	大沢	湊町	赤井	大沢	
12	小松原	一箕町	金堀	小松原	
13	坂下	一箕町	八幡	坂下	
14	天寧	東山町	石山	天寧	
15	次の入	東山町	石山	次の入	
16	水沢	東山町	湯本	水沢	
17	五輪沢	東山町	湯川	五輪沢	
18	二幣地	東山町	中湯川	二幣地	
19	中湯川	東山町	中湯川	中湯川	
20	一の渡	東山町	湯川	一の渡	
21	五所壇	門田町	黒岩	五所壇	
22	村上山	門田町	黒岩	村上山	
23	羽黒	門田町	御山	羽黒	
24	牛ヶ首	門田町	御山	牛ヶ首	

25	スワノ原	門田町	御山	スワノ原	
26	堤沢	門田町	堤沢	堤沢	
27	北沢	門田町	面川	北沢	
28	馬木沢	大戸町	雨屋	馬木沢	
29	南原	大戸町	上三寄	南原	
30	北峠	大戸町	上三寄	北峠	
31	梓沢	大戸町	高川	梓沢	
32	菅沼	大戸町	高川	菅沼	
33	四ツ谷北	大戸町	高川	四ツ谷北	
34	入小屋	大戸町	高川	入小屋	
35	入小屋	大戸町	高川	入小屋	
36	四ツ谷	大戸町	高川	四ツ谷	
37	菅沼	大戸町	高川	菅沼	
38	福取	大戸町	上小塩	福取	
39	舟子	大戸町	大川	舟子	
40	大川	大戸町	大川	大川	
41	桑原	大戸町	大川	桑原	
42	滝倉	大戸町	大川	滝倉	
43	水沢	大戸町	芦ノ牧	水沢	
44	南沢	大戸町	小谷	南沢	
45	南沢	大戸町	小谷	南沢	
46	東入	湊町	原	東入	
47	四ツ穴	東山町	湯川	四ツ穴	
48	木戸	大戸町	高川	木戸	
49	釜樋土	大戸町	大川	釜樋土	
50	上湯本Ⅰ	東山町	湯本	上湯本Ⅰ	
51	上湯本Ⅱ	東山町	湯本	上湯本Ⅱ	
52	台ノ坂	大戸町	上小塩	台ノ坂	

* 「ふくしま森まっぷ」 (<https://www2.wagmap.jp/fukushima-shinrin/portal>) で確認できます。

(資料 2-4-3-7) 地すべり危険地区

《県森林保全課所管》

番号	地区区分	地区名	所在地			官地・民地の別
			町 名	大 字	字	
1	地すべり危険地区	水沢山	東山町	湯本	水沢山他	民有地内山地
2	〃	南御山	門田町	御山	南御山	

* 「ふくしま森まっぷ」 (<https://www2.wagmap.jp/fukushima-shinrin/portal>) で確認できます。

(資料 2-4-3-8) 雪崩危険箇所

《林野庁関東森林管理局所管》

市町村名	調査番号	林小班
会津若松市	28	10 よ 2
会津若松市	33	30 し 3
会津若松市	34	30 し 1
会津若松市	35	30 み 1

会津若松市	36	30 あ 3
会津若松市	46	32 い 1
会津若松市	47	32 に 1、ロ 1

*関東森林管理局ホームページ「なだれ危険箇所」 (<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/policy/business/santi-saigai/nadare/nadare.html>) で確認できます。

《県森林保全課所管》

番号	箇所名	所在地			備考
		町・村	大字	字	
1	南入	湊町	原	南入	
2	実ヶ森	湊町	赤井	実ヶ森	
3	廻戸	湊町	赤井	廻戸大窪	
4	吹屋	一箕町	金堀	吹屋	
5	中湯川向井	東山町	湯川	中湯川向井	
6	井戸入	東山町	湯川	井戸入	
7	上川路	東山町	湯川	上川路	
8	栗山	東山町	湯川	栗山	
9	湯川	東山町	湯川	湯川	
10	桜山	東山町	湯川	桜山	
11	桜山	東山町	湯川	桜山	
12	水沢山唐沢	東山町	湯本	水沢山唐沢	
13	羽黒山	東山町	湯本	羽黒山	
14	積り下	東山町	湯本	積り下	
15	向山	東山町	湯本	向山	
16	畑ノ沢	大戸町	高川	畑ノ沢	
17	上ノ山	大戸町	上三寄	上ノ山	
18	上ノ山	大戸町	上三寄	上ノ山	
19	北峠唐樋戸	大戸町	上三寄	北峠唐樋戸	
20	観音山	大戸町	高川	観音山	
21	平石	大戸町	高川	平石	
22	平石	大戸町	高川	平石	
23	平石	大戸町	高川	平石	
24	平石	大戸町	高川	平石	
25	袖栄	大戸町	高川	袖栄	
26	本能原	大戸町	上三寄	本能原	
27	福取	大戸町	上小塩	福取	
28	遅谷	大戸町	上小塩	遅谷	
29	遅谷	大戸町	上小塩	遅谷	
30	峠	大戸町	大川	峠	
31	峠	大戸町	大川	峠	
32	居平	大戸町	芦ノ牧	居平	
33	湯川上川路	東山町	湯川	上川路	
34	上小塩	大戸町	上小塩	上小塩	

雪崩危険箇所Ⅰ（被害想定区域内の人家が５戸以上）

《県砂防課平成１４年１２月公表》

番号	箇所名	所在地			備考
		町・村	大字	字	
1	堤町（Ｂ）	堤町			
2	弁天下（Ａ）	一箕町	八幡	弁天下	
3	和田（Ａ）	和田二丁目			
4	慶山（Ｃ）	慶山二丁目			
5	天寧（Ｃ）	東山町	石山	天寧	
6	牧戸（Ａ）	東山町	湯本	牧戸	
7	湯本	東山町	湯本	上湯本	
8	一ノ渡戸	東山町	湯川	柿妻	
9	五百山（Ｂ）	門田町	黒岩	五百山	
10	石高	門田町	黒岩	石高	
11	根岸	門田町	面川	根岸	
12	小谷川端	大戸町	小谷	川端	
13	小谷平沢	大戸町	小谷	平沢	
14	壇ノ下	大戸町	芦の牧	壇ノ下	
15	引下	大戸町	上小塩	引下	
16	桑原	大戸町	大川	桑原	
17	菅沼	大戸町	高川	菅沼	
18	四ツ屋（Ｂ）	大戸町	高川	中村	
19	四ツ屋（Ｃ）	大戸町	高川	中村	
20	四ツ屋（Ｄ）	大戸町	高川	四ツ屋	
21	四ツ屋（Ｅ）	大戸町	高川	四ツ屋	
22	入小屋	大戸町	高川	入小屋	
23	四ツ谷	湊町	赤井	四ツ谷	

雪崩危険箇所Ⅱ（被害想定区域内の人家が１戸から４戸）

《県砂防課平成１４年１２月公表》

番号	箇所名	所在地			備考
		町・村	大字	字	
1	石部	一箕町	八幡	石部	
2	花見ヶ丘（Ｃ）	花見ヶ丘三丁目			
3	角仏沢	東山町	湯川	角仏沢	
4	下雨屋	大戸町	下雨屋	一	
5	小谷坂下	大戸町	小谷	坂下	
6	下ノ窪（Ａ）	湊町	赤井	下ノ窪	
7	下ノ窪（Ｂ）	湊町	赤井	下ノ窪	
8	松崎（Ａ）	湊町	静潟	松崎	
9	鵜ノ浦（Ａ）	湊町	静潟	鵜ノ浦	
10	鵜ノ浦（Ｃ）	湊町	静潟	鵜ノ浦	
11	鵜ノ浦（Ｄ）	湊町	静潟	鵜ノ浦	
12	中田（Ａ）	湊町	静潟	中田	
13	沼上（Ｂ）	湊町	静潟	沼上	

14	沼上（D）	湊町	静潟	沼上	
15	打越（A）	湊町	静潟	打越	
16	舟木	湊町	静潟	舟木	
17	経沢（B）	湊町	平潟	経沢	
18	経沢（C）	湊町	平潟	経沢	

（資料2-4-3-9）防災重点農業用ため池一覧表

No.	施設名 (ため池名)	場所	貯水量 (m ³)	避難場所 (一次)	避難所 (二次)	危険箇所
1	穴切池	湊町大字赤井 字街道東	13,200	大字赤井字堀下 の丘	湊小学校、湊中学 校	水路
2	新池	湊町大字赤井 字大沢甲	25,500	小坂集落、赤井集 会所	湊小学校、湊中学 校	水路及び神社の鳥 居等の石物
3	大沢池	湊町大字赤井 字後庵甲	37,600	小坂集落、赤井集 会所	湊小学校、湊中学 校	用水路及び神社の 鳥居等の石物
4	桂沢（1）池	湊町大字赤井 字四ツ谷	4,680	四ツ谷自治会館、 消防屯所	湊小学校、湊中学 校	吉ヶ平幹線用水 路、国道、御堂、 赤井川
5	桂沢（2）池	湊町大字赤井 字四ツ谷	3,200	四ツ谷自治会館、 消防屯所	湊小学校、湊中学 校	吉ヶ平幹線用水 路、国道、御堂 赤井川
6	上ノ沢池	湊町大字共和 字上ノ沢丙	3,240	四ツ谷自治会館、 下馬渡集会所	湊小学校、湊中学 校	国道、赤井川
7	水無川池	湊町大字赤井 字平下	11,000	赤井集会所	湊小学校、湊中学 校	水路
8	平下池	湊町大字赤井 字平下	32,900	小坂集落、赤井集 会所	湊小学校、湊中学 校	用水路及び神社の 鳥居等の石物
9	北山上池	湊町大字共和 字北山	1,900	四ツ谷自治会館、 神社、分院	湊小学校、湊中学 校	用水路及び神社の 鳥居等の石物
10	北山下池	湊町大字共和 字北山	39,700	四ツ谷自治会館、 神社、分院、下馬 渡集落西側広場	湊小学校、湊中学 校	用水路及び神社の 鳥居等の石物
11	稲荷山池	湊町大字共和 字森西	3,600	上馬渡集会所、分 院、湊公民館	湊小学校、湊中学 校	小中学校周辺は浸 水のおそれあり
12	北湯沢池	湊町大字共和 字北湯沢甲	2,500	興泉寺、工場跡地 倉庫、湊公民館	湊小学校、湊中学 校	排水不良による浸 水のおそれあり
13	吉ヶ平ダム	湊町大字原字 西山	1,253,000		湊小学校、湊中学 校	道路横断橋
14	雄池	門田町大字御 山地内	12,800	北御山集会所、南 御山集会所、堤沢 集会所、一ノ堰集 会所、野寺薬師寺 、南公民館	門田小学校、第五 中学校	防火水槽及び神社 の鳥居等の石物 沢横断宅地・道路 横断橋
15	南御山池	門田町大字御 山地内	22,500	北御山集会所、南 御山集会所、堤沢 集会所、野寺薬師 寺、南公民館	門田小学校、第五 中学校	防火水槽及び神社 の鳥居等の石物 沢横断宅地・道路 横断橋
16	南原池	大戸町大字上 三寄字南原	57,600		大戸小学校、大戸 中学校	水路(集水桝)
17	山田池	大戸町小谷西 村	5,200	小谷集会所、食堂	大戸小学校、大戸 中学校	寺の石柱、沢から の分水路、市道横 断橋
18	上野池	大戸町小谷西	8,000	小谷集会所、林道	大戸小学校、大戸	国道横断施設、寺

		村		入り口向いの国道脇広場、食堂	中学校	の石柱、沢からの分水路、市道横断橋
--	--	---	--	----------------	-----	-------------------

*決壊した場合に下流域への影響が大きい防災重点ため池については、一斉点検などの防災対策、ハザードマップの整備など減災対策などを総合的に推進する。

(資料 2-4-3-10) 道路の危険箇所

《道路課所管》

番号	箇所名	所在地		延長	所管区分
		町	大字	(m)	
1	市道幹Ⅰ－9号線 (滝沢峠)	一 箕	金 掘	(3箇所) 1 4 5	落石・崩壊岩石崩壊
2	市道幹Ⅰ－23号線 (赤井～笹山道路)	湊	赤 井	(1箇所) 1 1 7	落石・崩壊
3	市道幹Ⅰ－26号線 (二幣地～安藤峠)	東 山	湯 川	(12箇所) 6 2 8	落石・崩壊岩石崩壊 土石流・盛土
4	市道幹Ⅱ－15号線 (大戸閘川道路)	大 戸	上三寄 外	(6箇所) 3 0 0	落石・崩壊
5	市道幹Ⅱ－16号線 (旧国道)	大 戸	芦ノ牧 外	(8箇所) 3 2 0	落石・崩壊岩石崩壊
6	市道幹Ⅱ－18号線 (東山温泉街)	東 山	湯 本	(1箇所) 3 0	落石・崩壊
7	市道幹Ⅱ－19号線 (中田道路)	湊	共 和	(2箇所) 1 6 4	落石・崩壊
8	市道幹Ⅱ－20号線 (下馬渡)	湊	共 和	(1箇所) 1 0 2	落石・崩壊
9	市道東3－33号線 (東山ダム道路)	東 山	湯 川	(6箇所) 4 4 7	落石・崩壊 土石流 盛土・擁壁
10	市道東3－34号線 (大巣子道路)	東 山	湯 川	(8箇所) 6 3 4	落石・崩壊
11	市道門3－141号線 (門田沢道路)	門 田	面 川	(4箇所) 8 0	落石・崩壊
12	市道大3－14号線 (大戸黒森道路)	大 戸	上三寄 外	(19箇所) 4 3 5	落石・崩壊 岩石崩壊 土石流
13	市道幹Ⅱ－32号線 (高塚団地)	河東町	南高野	(1箇所) 1 1 8	落石・崩壊
14	市道幹Ⅱ－38号線 (切立橋付近)	河東町	大田原	(1箇所) 6 5	落石・崩壊
15	市道河3－183号線 (高塚西団地)	河東町	南高野	(1箇所) 9 3	落石・崩壊
16	市道河3－184号線 (高塚団地)	河東町	南高野	(1箇所) 4 5	落石・崩壊
17	市道河3－259号線 (東台団地)	河東町	金 田	(1箇所) 7 5	落石・崩壊
	計			3, 7 9 8	

(資料 2-4-3-11) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧

(児童福祉施設・幼稚園)

No.	住 所	施設名	区域名	自然現象の 種類
1	大戸町小谷川端 7-2	社会福祉法人会津児童園	小谷川端1・2	急傾斜地
2	門田町大字面川字館堀 74	社会福祉法人会津報徳会 面川報徳保育園	館堀1号・石村沢	急傾斜地・ 土石流
3	湊町大字共和字西田面 40-1	社会福祉法人 会津若松市社会福 祉協議会 湊しらとり保育園	西田面沢 3 号	土石流
4	慶山一丁目 2-1	社会福祉法人博愛会 東山こどもクラブ	慶山沢	土石流
5	湊町大字共和字上馬渡 171	社会福祉法人 会津若松市社会福 祉協議会 湊こどもクラブ	西田面沢 3 号	土石流
6	大戸町上三寄大豆田 116	大戸こどもクラブ	香塩沢	土石流

(学校教育施設)

No.	住 所	施設名	区域名	自然現象の 種類
1	大戸町上三寄大豆田 116	市立大戸小学校	香塩沢	土石流
2	慶山一丁目 2-1	市立東山小学校	慶山沢	土石流
3	大戸町上三寄香塩 211-1	市立大戸中学校	香塩沢・香塩	急傾斜地・ 土石流
4	湊町大字共和字上馬渡 266-1	市立湊中学校	西田面沢 2 号・ 西田面沢 3 号	土石流
5	湊町大字共和字上馬渡 171	市立湊小学校	西田面沢 3 号	土石流

(高齢者福祉施設)

No.	住 所	施設名	区域名	自然現象の 種類
1	和田一丁目 7-41	株式会社いぶ樹 ライフステージいぶ樹	別沢	土石流
2	慶山一丁目 11-23	有限会社ネットケアプランニング ゲストハウスけいざん、 ケアホームけいざん	慶山沢	土石流
3	慶山一丁目 11-3	有限会社ネットケアプランニン グ ゲストハウスけいざん 2 号館、ケ アホームあいづ	慶山沢	土石流
4	千石町 5-8	社会福祉法人啓和会 グループホーム東山しょうぶ苑	慶山沢	土石流
5	湊町大字共和字西田面 180	社会福祉法人 桜ヶ丘福祉会 特別養護老人ホーム絆、 ショートステイ絆、 デイサービスセンター絆	西田面沢・ 西田面沢 2 号・ 西田面沢 3 号	土石流
6	湊町大字共和字西田面 1-1	株式会社田中介護センター 小規模多機能型居宅介護みなど	西田面沢・ 西田面沢 2 号・ 西田面沢 3 号	土石流

(障がい者福祉施設)

No.	住 所	施設名	区域名	自然現象の 種類
1	大戸町小谷川端 1	社会福祉法人 賢心会 りんどうの家	小谷川端1	急傾斜地
2	和田一丁目 7-41	株式会社いぶ樹 Daichi といぶ樹	別沢	土石流

(病院・診療所)

No.	住 所	施設名	区域名	自然現象の 種類
1	天神町 24-53	蛸谷クリニック	宮沢・宮沢2号	土石流

※上記の土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※2の管理者等は、①避難確保計画の作成、②同計画を作成・変更した場合の遅滞ない市長への報告、③避難訓練の実施が義務となっています。

※2 要配慮者施設とは、社会福祉施設、学校、医療施設、その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設です。

(資料 2-5-1) 避難所・避難場所一覧表

令和 6 年 10 月 4 日現在

(1) 避難場所及び避難所

No.	名 称	所 在 地	連絡先	対象となる異常な現象の種類					指定避難所と重複	指定緊急避難場所		指定避難所	
				洪水	土砂災害	地震	大規模な火事	火山現象		面積 (㎡)	収容人員 (人)	面積 (㎡)	収容人員 (人)
1	鶴城小学校	東栄町 7-7	27-0741	0～0.5m	○	○	○		○	7,850	2,616	810	202
2	城北小学校	城北町 2-1	22-0742	○	○	○	○		○	10,291	3,430	596	149
3	行仁小学校	行仁町 6-1	22-0743	○	○	○	○		○	4,449	1,483	703	175
4	城西小学校	川原町 4-1	28-0711	2～5m	○	○	○		○	4,943	1,647	829	207
5	謹教小学校	米代一丁目 5-33	28-2100	0～0.5m	○	○	○		○	7,416	2,472	811	202
6	日新小学校	日新町 7-40	27-2331	0.5～1m	○	○	○		○	10,091	3,363	821	205
7	一箕小学校	山見一丁目 4-2	22-1789	○	○	○	○		○	5,359	1,786	833	208
8	松長小学校	一箕町松長四丁目 9-2	32-2490	○	○	○	○		○	9,386	3,128	631	157
9	永和小学校	高野町大字上高野字村内 43-1	22-2364	○	○	○	○		○	6,777	2,259	425	106
10	神指小学校	神指町大字高瀬字大道東 108-3	22-2566	1～2m	○	○	○		○	14,301	4,767	651	162
11	門田小学校	門田町大字中野字村前 1-1	27-3442	1～2m	○	○	○		○	11,796	3,932	834	208
12	城南小学校	門田町大字黒岩字大坪 25-1	28-9111	0～0.5m	○	○	○		○	11,072	3,690	750	187
13	大戸小学校	大戸町上三寄大豆田 116	92-2504	○	土石流	○	○		○	11,416	3,805	825	206
14	東山小学校	慶山一丁目 2-1	27-2061	○	土石流	○	○		○	13,382	4,460	534	133
15	小金井小学校	門田町大字日吉字小金井 48	28-5840	1～2m	○	○	○		○	6,979	2,326	896	224
16	荒館小学校	北会津町下荒井字八幡前 13	58-2233	0.5～1m	○	○	○		○	12,138	4,046	729	182
17	川南小学校	北会津町小松 490-2	56-3062	0～0.5m	○	○	○		○	8,187	2,729	540	135
18	第一中学校	蚕養町 11-1	24-2277	○	○	○	○		○	14,351	4,783	907	226
19	第二中学校	城前 1-7	27-0715	0～0.5m	○	○	○		○	14,376	4,792	1,170	292
20	第三中学校	湯川町 4-20	27-0994	2～5m	○	○	○		○	11,560	3,853	1,228	307
21	第四中学校	桜町 110	27-1051	1～2m	○	○	○		○	18,993	6,331	840	210
22	第五中学校	門田町大字御山字村下 314	27-1781	1～2m	○	○	○		○	15,390	5,130	984	246
23	第六中学校	神指町大字黒川字湯川東 296	22-5153	○	○	○	○		○	13,511	4,503	715	178
24	一箕中学校	一箕町大字八幡字堰下 70	22-2113	○	○	○	○		○	8,306	2,768	715	178
25	大戸中学校	大戸町上三寄香塩 211-1	92-2510	○	土石流急傾斜	○	○		○	14,603	4,867	600	150
26	北会津中学校	北会津町中荒井 2107-1	58-3322	0～0.5m	○	○	○		○	19,844	6,614	840	210
27	河東学園	河東町南高野字金剛田 1	75-3011	○	○	○	○	○	○	22,257	7,418	1,548	387
28	湊学園	湊町大字共和字上馬渡 171	93-2066	○	○	○	○		○	11,981	3,993	725	181
29	旧湊中学校	湊町大字共和字上馬渡 266-1	93-2014	○	土石流	○	○		○	18,400	6,133	600	150

No.	名 称	所 在 地	連絡先	対象となる異常な現象の種類					指定避難所との重複	指定緊急避難場所		指定避難所	
				洪水	土砂災害	地震	大規模な火事	火山現象		面積(㎡)	収容人員(人)	面積(㎡)	収容人員(人)
30	生涯学習総合センター(會津稽古堂)	栄町 3-50	22-4700	○	○	○	○		○	4,762	1,587	605	151
31	中央公民館 神指分館	神指町大字高瀬 字大道東 105	22-1782	1~2m	○	○	○		○	1,689	563	92	23
32	北公民館	高野町大字上高 野字村前 28	25-4044	○	○	○	○		○	3,124	1,041	267	66
33	南公民館	門田町大字中野 字大道西 13	27-4835	0.5~ 1m	○	○	○		○	3,461	1,153	253	63
34	大戸公民館	大戸町上三寄香 塩 479	92-2373	○	○	○	○		○	2,985	995	438	109
35	一箕公民館	北滝沢二丁目 5-6	25-0997	○	○	○	○		○	3,503	1,167	419	104
36	東公民館	慶山一丁目 1-53	27-6381	○	土石流	○	○		○	2,204	734	259	64
37	湊公民館	湊町大字共和字 西田面 45	93-2461	○	土石流	○	○		○	1,984	661	177	44
38	北会津公民館	北会津町中荒井 字宮西 1-1	58-3111	0.5~ 1m	○	×	○		○	3,345	1,115	471	117
39	河東公民館	河東町郡山字中 子山 32	75-2127	○	○	×	○		○	3,199	1,066	418	104
40	行仁コミュニ ティセンター	行仁町 5-32	93-5111	○	○	○	○		○	1,061	353	322	80
41	日新コミュニ ティセンター	日新町 8-28	26-2080	0.5~ 1m	○	○	○		○	1,169	389	250	62
42	城北コミュニ ティセンター	石堂町 10-65	32-1321	○	○	○	○		○	1,220	406	273	68
43	城西コミュニ ティセンター	材木町一丁目 3- 38	26-9936	2~5m	○	○	○		○	1,503	501	294	73
44	松長コミュニ ティセンター	一箕町松長四丁 目 9-108	32-0652	○	○	○	○		○	1,997	665	280	70
45	真宮コミュニ ティセンター	真宮新町南三丁 目 33	58-3855	2~5m	○	○	○		○	1,754	584	292	73
46	鶴城コミュニ ティセンター	城東町 1-47	29-8228	0.5~ 1m	○	○	○		○	1,059	353	239	59
47	城南コミュニ ティセンター	東年貢一丁目 11- 2	26-1050	2~5m	○	○	○		○	2,057	685	242	60
48	謹教コミュニ ティセンター	山鹿町 1-22	36-5665	0~ 0.5m	○	○	○		○	1,232	410	311	77
49	福島県立会津 高等学校	表町 3-1	28-0211	1~2m	○	○	○		○	22,366	7,455	3,177	794
50	福島県立葵高 等学校	西栄町 4-61	27-5461	○	○	○	○		○	10,794	3,598	3,263	815
51	福島県立会津 学鳳中学校・ 高等学校	一箕町大字八幡 字八幡 1-1	22-3491	○	○	○	○		○	86,835	28,79 ₅	3,687	921
52	福島県立若松 商業高等学校	米代一丁目 3-31	27-0753	0~ 0.5m	○	○	○		○	15,781	5,260	2,713	678
53	福島県立会津 工業高等学校	徒之町 1-37	27-7456	○	○	○	○		○	17,900	5,966	2,844	711
54	会津若松ザベ リオ学園	西栄町 1-18	27-1970	○	○	○	○		○	7,415	2,471	1,996	499
55	仁愛高等学校	鶴賀町 1 番 5 号	25-0581	○	○	○	○		○	729	243	729	182
56	公立大学法人 会津大学	一箕町大字鶴賀 字上居合 90	37-2509	○	○	○	○		○	31,218	10,40 ₆	457	114
57	公立大学法人 会津大学短期 大学部	一箕町大字八幡 字門田 1-1	37-2300	○	○	○	○		○	25,200	8,400	640	160

No.	名 称	所 在 地	連絡先	対象となる異常な現象の種類					指定避難所の重複	指定緊急避難場所		指定避難所	
				洪水	土砂災害	地震	大規模な火事	火山現象		面積(㎡)	収容人員(人)	面積(㎡)	収容人員(人)
58	中央保育所	花春町 2-1	27-3370	○	○	○	○		○	4,406	1,468	81	20
59	広田保育所	河東町広田字横堀 15	75-2155	○	○	○	○		○	406	135	224	56
60	河東第三幼稚園	河東町熊野堂字高館 175	75-2976	○	○	○	○		○	456	152	184	46
61	西七日町児童館	西七日町 2-33	22-3175	0.5～1m	○	×	○		○	228	76	64	16
62	基幹集落センター	湊町大字共和字西田面 50	93-2279	○	○	○	○		○	12,538	4,179	375	93
63	北会津農村環境改善センター	北会津町中荒井字宮西 16	58-3111	0.5～1m	○	○	○		○	4,341	1,447	540	135
64	河東農村環境改善センター	河東町南高野字向原 19	75-3010	○	○	○	○		○	5,232	1,744	408	102
65	八田地区交流センター	河東町八田字八田野 539	75-2111	○	○	○	○		○	1,167	389	153	38
66	鶴ヶ城公園(鶴ヶ城体育館)	城東町、追手町地内	27-0111	1～2m	○	×	○		兼長期	373,000	124,333	3,589	897
67	会津総合運動公園(あいづ総合体育館)	門田町大字御山字村上 164	28-4440	○	○	○	○		兼長期	300,000	100,000	4,919	1,229
68	河東総合体育館	河東町浅山字石堀山 40-1	75-5111	○	○	○	○		兼長期	29,201	9,733	3,772	943
69	ふれあい体育館	一箕町大字八幡字八幡 2 番地の 1	37-0717	○	○	×	○		兼長期	22,940	7,646	2,502	625
70	名子屋町児童公園	大町二丁目 15-4		○	○					500	166		
71	住吉児童公園	材木町一丁目 183		2～5m	○					800	266		
72	中央児童公園	栄町 87		○	○					1,000	333		
73	つばくろ公園	城前 60-1		0～0.5m	○					5,600	1,866		
74	諏訪公園	本町 33		0～0.5m	○					2,000	666		
75	小田垣公園	城東町 337-26		0～0.5m	○					1,200	400		
76	駅前公園	駅前町 406		○	○					1,400	466		
77	薬師公園	館馬町 153		2～5m	○					1,200	400		
78	七日町公園	西七日町 137		0～0.5m	○					1,900	633		
79	材木町公園	材木町二丁目 169		2～5m	○					1,500	500		
80	緑町公園	緑町 234		1～2m	○					1,300	433		
81	金川町公園	金川町 556		○	○					2,100	700		
82	大町中央公園	中央二丁目 120		○	○					6,500	2,166		
83	大町白虎公園	白虎町 240		○	○					4,900	1,633		
84	日新町公園	日新町 689		1～2m	○					2,000	666		
85	大川幼児公園	幕内東町 125		2～5m	○					1,200	400		
86	居合 1 号公園	居合町 27		○	○					3,000	1,000		
87	石堂町公園	町北町大字上荒久田字崖下 18		○	○					2,300	766		
88	黒岩公園	天神町 320		1～2m	○					2,000	666		
89	城西町公園	城西町 135		2～5m	○					2,000	666		
90	愛宕山公園	慶山二丁目 94		○	○					4,900	1,633		

No.	名 称	所 在 地	連絡先	対象となる異常な現象の種類					指定避難所との重複	指定緊急避難場所		指定避難所	
				洪水	土砂災害	地震	大規模な火事	火山現象		面積(㎡)	収容人員(人)	面積(㎡)	収容人員(人)
91	千石さくら公園	東千石三丁目 230		○	○					900	300		
92	飯盛 1 号公園	飯盛三丁目 302-45		○	○					1,600	533		
93	松長 1 号公園	一箕町松長一丁目 1-1		○	○					3,800	1,266		
94	松長 2 号公園	一箕町松長三丁目 13-93		○	○					2,500	833		
95	松長 3 号公園	一箕町松長六丁目 12-26		○	○					2,500	833		
96	松長 4 号公園	一箕町松長五丁目 7-38		○	○					2,700	900		
97	松長 5 号公園	一箕町松長六丁目 1-7 外		○	○					2,900	966		
98	西栄町公園	西栄町 34		○	○					1,400	466		
99	石高公園	門田町大字黒岩字大坪 219-1		○	土石流					1,500	500		
100	つるかめ公園	一箕町大字鶴賀字上居合 146-11		○	○					2,100	700		
101	さつき美咲公園	五月町 153		0.5～1m	○					1,300	433		
102	五月町わんぱく公園	五月町 6		1～2m	○					1,700	566		
103	中央公園	真宮新町南四丁目 129		1～2m	○					2,100	700		
104	昭和公園	真宮新町南三丁目 113		1～2m	○					2,300	766		
105	さくら公園	真宮新町南一丁目 153		0.5～1m	○					4,200	1,400		
106	亀公園	真宮新町北二丁目 113		0～0.5m	○					10,200	3,400		
107	高塚公園	河東町南高野字葉山 2		○	○					1,800	600		
108	千石東の杜公園	東千石二丁目 131		○	○					900	300		
109	東台公園	河東町金田字東台 25		○	○					1,200	400		
110	水季の里公園	北会津町水季の里 152		0.5～1m	○					1,800	600		
111	扇町 1 号公園	扇町一丁目 1		○	○					13,318	4,439		
112	扇町 2 号公園	扇町三丁目 5		○	○					2,208	736		
113	扇町 3 号公園	亀賀二丁目 11		○	○					2,535	845		
114	扇町 4 号公園	藤原二丁目 25		○	○					3,673	1,224		
115	扇町 5 号公園	藤原二丁目 7		○	○					1,975	658		
116	扇町 6 号公園	扇町二丁目 3		○	○					1,350	450		
117	扇町 7 号公園	山見二丁目 4		○	○					1,780	593		
118	扇町 8 号公園	山見一丁目 4		○	○					1,439	479		
119	扇町 9 号公園	白虎一丁目 3		○	○					800	266		
120	扇町 12 号公園	亀賀一丁目 10		○	○					801	267		
121	徳久公園	門田町大字徳久字竹之元 933-12		1～2m	○					1,900	633		
122	城北町 1 号公園	城北町 171-3		○	○					700	233		
123	東部公園	桧町 418		○	○					11,000	3,666		

No.	名 称	所 在 地	連絡先	対象となる異常な現象の種類					指定避難所の重複	指定緊急避難場所		指定避難所	
				洪水	土砂災害	地震	大規模な火事	火山現象		面積(㎡)	収容人員(人)	面積(㎡)	収容人員(人)
124	広田西公園	河東町広田字横堀 42-1		○	○					17,300	5,766		
125	門田緑地	門田町工業団地地内		2～5m	○					28,000	9,333		
126	小田山公園	門田町大字黒岩字主山丙 460-1		○	○					101,000	33,666		
127	蒲生氏郷記念公園	栄町 121-1		○	○					1,300	433		
128	大塚山墓園	一箕町大字八幡字北滝沢 1		○	○					89,100	29,700		
129	大川緑地	門田町大字一ノ堰 地内		2～5m	○					82,600	27,533		
130	居合緑地	堤町 89		○	○					1,700	566		
131	橋詰広場	南花畑 257-1		1～2m	○					100	33		
132	錦町広場	錦町 1-1		1～2m	○					400	133		
133	物流 1 号緑地	インター西 94		○	○					10,500	3,500		
134	物流 2 号緑地	インター西 3		○	○					900	300		
135	物流修景緑地	インター西 120		○	○					8,800	2,933		
136	くつろぎ緑地	東山町大字石山字牧沢地内 外		○	土石流					6,800	2,266		
137	たかく公園	神指町大字高久字高久 233-2		0～0.5m	○					6,200	2,066		
138	赤ベコ公園	神指町大字高久字北條 163-12		0～0.5m	○					1,400	466		
139	大川南四合緑地	神指町大字南四合 地内		2～5m	○					54,400	18,133		
140	蟹川緑地	北会津町蟹川字上川崎 地内		1～2m	○					46,400	15,466		
141	一ノ堰 1 号緑地	門田町大字一ノ堰字村西 595-22		2～5m	○					3,700	1,233		
142	松長 1 号緑地	一箕町松長二丁目 2-17		○	○					1,300	433		
143	滝沢 13 号緑地	北滝沢一丁目 52		○	○					800	266		
144	八角 13 号緑地	八角町 55-52		○	○					1,200	400		
145	飯寺 11 号緑地	門田町大字飯寺字村東 289-41		1～2m	○					900	300		
146	飯寺 12 号緑地	門田町大字飯寺字村東 616-14		1～2m	○					2,000	666		
147	飯寺 19 号緑地	門田町大字飯寺字上川原 1-73		2～5m	○					800	266		
148	松長緑道	一箕町松長四丁目 9-5		○	○					7,400	2,466		
149	徳久 4 号緑地	門田町大字徳久字竹之元 1066-40 外		2～5m	○					1,175	391		
150	鶴賀 3 号緑地	堤町 126		○	○					1,032	344		
151	八幡 2 号緑地	飯盛二丁目 84 外		○	○					1,007	335		
152	松長近隣公園予定地	一箕町松長一丁目 17-1		○	○					91,700	30,566		
153	ホタルの森公園	北会津町下荒井字宮ノ東 22		○	○					11,600	3,866		

No.	名 称	所 在 地	連絡先	対象となる異常な現象の種類					指定避難所との重複	指定緊急避難場所		指定避難所	
				洪水	土砂災害	地震	大規模な火事	火山現象		面積(㎡)	収容人員(人)	面積(㎡)	収容人員(人)
154	緑地(みどり)公園	真宮新町北四丁目 105		1~2m	○					2,500	833		
155	わかばふれあい広場	材木町二丁目 365		2~5m	○					700	233		
156	大川緑地便益施設用地	門田町大字一ノ堰字村西 660-5、664-16		2~5m	○					600	200		
157	追手町第二庁舎	追手町 2-41		0~0.5m	○					23,222	7,740		
158	木流農村公園	高野町大字木流字橋本 492		○	○					1,800	600		
159	東麻生農村公園	北会津町東麻生字宮田 15		0~0.5m	○					960	320		
160	宮袋農村公園	北会津町宮袋字上大沼 1-1		1~2m	○					764	254		
161	下荒井農村公園	北会津町下荒井字上ノ台 26		○	○					2,025	675		
162	真渡農村公園	北会津町真宮字真渡 572		0.5~1m	○					1,200	400		
163	小松農村公園	北会津町小松字小松 900-1		0~0.5m	○					1,500	500		
164	蟹川農村公園	北会津町蟹川字村東 3032		0.5~1m	○					3,546	1,182		
165	麻島農村公園	北会津町大島字カト 68-4		○	○					600	200		
166	新庄農村公園	北会津町本田字中村 47		0.5~1m	○					1,120	373		
167	鷺林農村公園	北会津町鷺林字六百苅 19-1		○	○					2,070	690		
168	三本松農村公園	北会津町三本松字中大川向 14		0.5~1m	○					1,350	450		
169	漆沢農村公園	河東町八田字漆沢 48		○	○					1,026	342		
170	桜石農村公園	河東町八田字桜石 109		○	○					2,331	777		
171	郡山農村公園	河東町郡山字東 29-1		○	○					2,078	692		
172	南高野農村公園	河東町南高野字南高野 5-2		○	○					966	322		
173	代田農村公園	河東町代田字代田 114		○	○					1,549	516		
174	稲荷原農村公園	河東町八田字水上 100		○	○					815	271		
175	岡田農村公園	河東町岡田字方便 44		○	○					1,003	334		
176	八田野農村公園	河東町八田字宮ノ上 1		○	○					1,651	550		
177	強清水農村公園	河東町八田字清水廻戸山 1113		○	○					1,026	342		
178	西部農村公園	河東町代田字北畑 396		0~0.5m	○					12,000	4,000		
179	多目的農村広場	北会津町下荒井 31-2 他		0~0.5m	○					5,000	1,666		
180	会津レクリエーション公園	湊町大字赤井字笹山原他		○	○					426,000	142,000		

No.	名 称	所 在 地	連絡先	対象となる異常な現象の種類					指定避難所の重複	指定緊急避難場所		指定避難所	
				洪水	土砂災害	地震	大規模な火事	火山現象		面積(㎡)	収容人員(人)	面積(㎡)	収容人員(人)
181	大木の芝原公園	北会津町下荒井162		○	○					4,138	1,379		
182	白山沼公園	北会津町下荒井字八幡前		0～0.5m	○					15,000	5,000		
183	国指定名勝会津松平氏庭園(御薬園)西側駐車場	花春町8-1		○	○					617	205		
184	飯盛山市営観光客用無料駐車場	一箕町大字八幡字牛ヶ墓244-5		○	○					2,915	971		
185	東山市営観光客用無料駐車場	東山町大字石山字院内418		○	土石流					2,893	964		
186	中町まちなか市民広場	中町2		0～0.5m	○					3,001	1,000		
187	七日町市民広場	七日町1-21		○	○					737	245		
188	福島県立葵高等学校第二グラウンド	東栄町2-72	39-1111	○	○					15,485	5,161		
189	旧八田保育所跡地	河東町八田字八田野310		○	○					2,968	989		
190	旧大田原保育所	河東町大田原字村中152	75-3031	○	○					1,296	432		
191	旧河東第一幼稚園	河東町広田字塩新182		○	○					525	175		
192	旧河東第一小学校	河東町広田字塩新205		○	○					9,360	3,120		
193	旧河東第二小学校	河東町八田字八田野127		○	○					5,149	1,716		
194	旧河東第三小学校	河東町大田原字村中186		○	○					9,874	3,291		
195	はら笑楽交(旧原小学校)	湊町大字原字新橋118		ため池	○					3,960	1,320		
196	旧双潟小学校	湊町大字静潟字宮ノ前19-1		ため池	○					3,777	1,259		
197	旧赤井小学校	湊町大字赤井字赤井5-1		○	○					5,965	1,988		
198	旧河東中学校	河東町広田字東116		○	○					15,613	5,204		

(注) 災害の状況により、上記避難所以外についても避難所に指定するものとし、災害の種類により最も安全な場所に避難を命ずるものとする。また、学校施設の避難所面積は体育館施設を指すものとする。なお、状況に応じて教室棟の活用について施設管理者と協議する。収容人員(人)の算定基準は、指定避難所については「4㎡あたり1人」、指定緊急避難場所については「3㎡あたり1人」として算出する。

(2) 福祉避難所

No.	名 称	種 別	所 在 地	連絡先	対象となる異常な現象の種類					福祉避難所	
					洪水	土砂災害	地震	大規模な火事	火山現象	面積(㎡)	収容人員(人)
1	北会津保健センター	保健センター	北会津町下荒井字矢倉林1	58-0031	—	—					10
2	河東保健センター	保健センター	河東町郡山字中子山44	75-3325	—	—					80
3	あいづ南花畑デ	高齢者施	南花畑	27-3922	2～5m	—					10

	イサービスセンター	設	2-58							
4	北会津デイサービスセンター	高齢者施設	北会津町下荒井字矢倉林1	58-0032	—	—				10
5	福島県立会津支援学校	特別支援学校	一箕町大字鶴賀字下柳原102	32-2242	—	—				50
6	ゆめみっこ	障がい児施設	町北町大字上荒久田字鈴木7	33-8818	—	—				10
7	こもれび	障がい児施設	西七日町2-29	93-9488	0～0.5m	—				2
8	夢の樹	障がい児施設	一箕町大字八幡字滝沢 82-3	23-8898	—	—				3
9	会津敬愛苑	高齢者施設	北会津町東小松字南古川1	56-5822	1～2 m	—				10
10	会津みどりホーム	高齢者施設	神指町大字北四合字伊丹堂55-1	22-6511	0.5～1m	—				10
11	芦ノ牧ホーム	高齢者施設	大戸町大字芦牧字壇ノ下845	92-3171	—	急傾斜				10
12	絆	高齢者施設	湊町大字共和字西田面180	96-1101	—	土石流				5
13	枝雪零苑	高齢者施設	一箕町大字松長字下長原152	39-2777	—	—				10
14	アガッセ	障がい者施設	神指町榎木檀73	39-2271	2～5 m	—				検討中
15	りんどうの家	障がい者施設	大戸町小谷川端1	92-3321	—	急傾斜				20
16	はる	母子生活支援施設	藤原二丁目22-2	23-4360	—	—				15
17	アクティブ	障がい者施設	藤原二丁目22-2	23-4360						5
18	菜の花	高齢者施設	藤原二丁目22-2	23-4360						5
19	ピーターパンデイサービスセンター	障がい者施設	真宮新町南4-78	58-1131	1～2m					5
20	介護老人保健施設美野里	高齢者施設	北会津町東小松字南古川12番地	56-2525	0～0.5m					5
21	プラセール日新	高齢者施設	日新町10-10	28-6581						5
22	Welfare 希星	障がい者施設	門田町大字日吉字笹籬田19	23-7220						2
23	Life 希星	障がい者施設	門田町大字日吉字笹籬田19	23-7220						2

24	悠悠いきいき倶楽部あいづ	高齢者施設	中央二丁目 1-21	37-2166							検討中
25	グループホーム TOMO	障がい者施設	河東町広田字沢目 56	75-3809							1
26	ホームはな	障がい者施設	河東町広田字広田 130	75-3809							1
27	とうみょう子ども園	乳幼児施設	大町二丁目 1-45	25-3636							10
28	丘の一番星	高齢者施設	一箕町松長一丁目 19	93-5766							4
29	そらと星のロード	高齢者施設	一箕町松長一丁目 19	93-5766							
30	デイサービスセンター陽だまりの家	高齢者施設	飯寺北一丁目 9-28	28-5380							20
31	会津長寿園	高齢者施設	門田町大字黒岩字五百山丙 459-3	27-1797							10
32	会津児童園	児童養護施設	大戸町小谷川端 79 番地	92-3250	—	急傾斜					5

(3) 自主避難者受入施設

No.	名 称	所 在 地	連絡先	対象となる異常な現象の種類					自主避難者受入施設	
				洪水	土砂災害	地震	大規模な火事	火山現象	面積 (㎡)	収容人員 (人)
1	中央公民館神指分館	神指町大字高瀬字大道東 105	22-1782	1～2m	○			○	173	43
2	湊公民館	湊町大字共和字西田面 45	93-2461	○	土石流			○	177	44
3	大戸公民館	大戸町上三寄香塩 479	92-2373	○	○			○	438	109
4	北公民館	高野町大字上高野字村前 28	25-4044	○	○			○	332	83
5	南公民館	門田町大字中野字大道西 13	27-4835	0.5～1m	○			○	406	101
6	一箕公民館	北滝沢二丁目 5-6	25-0997	○	○			○	436	109
7	東公民館	慶山一丁目 1-53	27-6381	○	土石流			○	366	91
8	北会津公民館	北会津町中荒井字宮西 1-1	58-3111	0.5～1m	○			○	508	127
9	河東公民館	河東町郡山字中子山 32	75-2127	○	○			○	418	104
10	行仁コミュニティセンター	行仁町 5-32	93-5111	○	○			○	229	57
11	日新コミュニティセンター	日新町 8-28	26-2080	0.5～1m	○			○	223	55
12	城北コミュニティセンター	石堂町 10-65	32-1321	○	○			○	248	62
13	城西コミュニティセンター	材木町一丁目 3-38	26-9936	2～5m	○			○	261	65
14	松長コミュニティセンター	一箕町松長四丁目 9-108	32-0652	○	○			○	236	59
15	真宮コミュニティセンター	真宮新町南三丁目 33	58-3855	2～5m	○			○	263	65
16	鶴城コミュニティセンター	城東町 1-47	29-8228	0.5～1m	○			○	239	59

17	城南コミュニティセンター	東年貢一丁目 11-2	26-1050	2～5m	○			○	212	53
18	謹教コミュニティセンター	山鹿町 1-22	36-5665	0～0.5m	○			○	296	74
19	ふれあいハウス	一箕町大字八幡字八幡 2		○	○			○	85	21

(4) 磐梯山の噴火にかかる居住地域における避難場所（避難所）及び避難経路

磐梯山で火山災害が発生した場合に、住民等が避難する場所及び避難経路は、以下のとおりです。

〈会津若松市〉

避難対象地区	名 称	所在地	収容人数	連絡先	主な避難経路
河東町 島地区	河東学園	会津若松市河東町 南高野字金剛田 1	500 人	0242-76-1231	県道 69 号線→ 市道幹Ⅱ-37 号線

〈猪苗代町〉【非積雪期の場合】

避難対象地区	名 称	所在地	収容人数	連絡先	主な避難経路
新在家	会津総合運動公園 (避難中継所)	会津若松市門田町 御山字村上 164	—	0242-28-4440	国道 49 号→ 県道会津若松裏磐梯線
五十軒					
釜井					
烏帽子					
東南真行					
西真行					
大在家					
行津桜川					
翁島駅前					
土 田					
不 動					
磐 根					
砂 川					
天鏡台 温 泉					
扇 田					
千代田					
打 越					
北高野					
八千代					
六 角					
百目貫					
堤 崎					
島 田					
上ノ上					

〈猪苗代町〉【積雪期の場合】

避難対象地区	名 称	所在地	収容人数	連絡先	主な避難経路
--------	-----	-----	------	-----	--------

四ツ谷	会津総合運動公園 (避難中継所)	会津若松市門田町 御山字村上 164	—	0242-28-4440	国道 49 号→ 県道会津若松裏磐梯線
名古屋町					
古城町					
本 町					
旭 町					
新町イ					
新町口					
上新町					
九軒町					
半 坂					
中 町					
神明町					
新北町					
新堀向					
今 泉					
見 祢					
沼ノ倉					
渋 谷					
長 坂					
土 町					
祢 次					
川 上					
見祢山					
葉 山					
スキー場					
桜ヶ丘					
千 貫					
三城潟					
新在家					
五十軒					
釜 井					
烏帽子					
東南真行					
西真行					
大在家					
西久保					
行津桜川					
翁島駅前					
土 田					
不 動					
磐 根					
砂 川					
天鏡台 温泉					

西 館					
牛 沼					
入 江					
相名目					
蜂屋敷					
廻谷地					
扇 田					
千代田					
打 越					
富 永					
北高野					
八千代					
六 角					
百目貫					
堤 崎					
島 田					
上ノ上					

〈磐梯町〉

避難対象 地 区	名 称	所在地	収容 人数	連絡先	主な避難経路
中部地区	河東総合体育館 (避難中継所)	会津若松市河東町 浅山字石堀山 40-1	—	0242-75-5111	県道7号線→ 国道 49 号線
東部地区					

(資料 2-6-1) 会津若松市内の緊急輸送路線

(「福島県地域防災計画」一般災害対策編 の抜粋)

1 第 1 次確保路線

種 別	路 線 名	区 間
国道	4 9 号 1 1 8 号 1 2 1 号 会津縦貫北	国道 6 号～新潟県境 国道 1 2 1 号～国道 4 9 号 会津若松会津高田線～国道 4 9 号 栃木県境～山形県境 会津若松北 I C～喜多方 IC
高速自動車道	磐越自動車道	いわき J C T～新潟県境

2 第 2 次確保路線

種 別	路 線 名	区 間
国道	401 号	国道 118 号～会津坂下会津高田線
主要地方道	会津高田上三寄線 会津若松裏磐梯線 〃 会津坂下河東線 会津坂下本郷線	国道 118 号～会津坂下本郷線 国道 49 号～猪苗代塩川線 国道 118 号～国道 49 号 国道 49 号湯川村～国道 49 号河東町 国道 49 号～会津高田上三寄線
一般県道	浜崎高野会津若松線 湯川大町線 会津若松会津高田線 会津高田会津本郷線 北山会津若松線	町 3-91 号線～湯川村役場前 若松ガスを結ぶ 国道 118 号～会津高田会津本郷線 町道 2008 号線～会津若松会津高田線 会津坂下河東線～会津若松市役所河東支所
会津若松市道	幹 I - 9 号線 幹 I - 11 号線 若 3-206 号線 町 3-91 号線 町 3-93 号線	国道 118 号～会津若松裏磐梯線 会津若松裏磐梯線～竹田綜合病院 国道 118 号～会津若松市役所 浜崎高野会津若松線～町 3-93 号線 町 3-91 号線～会津若松市上下水道局

3 第 3 次確保路線

種 別	路 線 名	区 間
会津若松市道	町 3-34 号線 一箕 3-62 号線 若 3-42 号線 幹 I - 12 号線 幹 II - 9 号線 幹 I - 27 号線	国土交通省会津若松出張所を結ぶ 会津大学短期大学部を結ぶ 東北電力会津若松支社を結ぶ 鶴ヶ城公園を結ぶ 国道 118 号～N T T 東日本会津支社 国道 401 号～会津若松裏磐梯線



会津若松市内の主な緊急輸送路線図①



(資料 2-6-2) 交通規制の実施責任者及び実施基準

区 分	実施責任者	実 施 基 準	根拠法令
道路管理者	国土交通大臣 知事 市長	1 道路の破損、決壊等で危険な場合 2 道路工事のためにやむをえない場合	道路法 第 46 条第 1 項
警 察	公安委員会	災害応急対策が的確かつ円滑に行われるように するため緊急に必要なと認めるとき	災害対策基本法 第 76 条
		1 道路における危険を防止 2 交通の安全と円滑化 3 交通公害、道路交通に起因する障害防止	道路交通法 第 4 条第 1 項
	警察署長	道路交通法第 4 条第 1 項に規定する交通規制のうち、適用期間が短いもの	道路交通法 第 5 条第 1 項
	警察官	1 交通が著しく混乱するおそれがある場合 2 道路損壊による交通の危険 3 火災の発生等による交通の危険	道路交通法 第 6 条第 4 項

- (1) 大地震が発生した直後に主要交差点、高速道路入口等に検問所を設ける。
- (2) 道路の混乱、損壊、火災の発生等の理由により緊急の必要がある場合は、車両の通行を禁止又は制限する。
- (3) 報道機関の協力及び立看板の設置等の手段を用いて、大災害時における交通規制の内容の周知徹底を図る。
- (4) 交通規制を行う場合は、道路管理者に対象区間、期間、理由を通知する。

(資料 2-6-3) 消防防災ヘリコプター緊急場外離着陸場

(消防本部警防課)

No.	名称	所在地	管理者等	電話
1	多目的広場 (旧会津陸上競技場)	城東町 1 番地内	会津若松市公園緑地協会	27-0111 (鶴ヶ城体育館)
2	会津総合運動公園駐車場	門田町大字御山字村上地内	会津若松市公園緑地協会	28-4440 (あいづ総合体育館)
3	会津総合運動公園多目的広場	門田町大字御山字村上地内	会津若松市公園緑地協会	28-4440 (あいづ総合体育館)
4	会津大学運動場	一箕町大字鶴賀字上居合地内	会津大学総務予算課	37-2500
5	会津レクリエーション公園 多目的スポーツ広場	湊町大字赤井字笹山原地内	会津若松建設事務所 行政課	29-5427
6	会津若松市ヘリポート	北会津町蟹川字上川崎 2760	会津若松市農政課	39-1253
7	蟹川緑地第 1・第 2 グランド	北会津町蟹川字上川崎地内	会津若松市公園緑地協会	28-4440 (あいづ総合体育館)
8	田面浜	湊町大字平瀧字崎川前地内	会津若松市観光課	39-1251
9	東山ダム上流	東山町大字湯川字四ツ穴地内	個人	(略)
10	大川ダムヘリポート	大戸町大字大川字李平乙地内	阿賀川河川事務所	92-2839
11	旧河東中学校	河東町広田東 116	会津若松市教育委員会 教育総務課	39-1302
12	会津中央病院ヘリポート	亀賀二丁目地内	会津中央病院	25-1515
13	大川緑地公園北・南グラウンド	門田町大字一ノ堰字土手下地内	会津若松市公園緑地協会	28-4440 (あいづ総合体育館)
14	松長近隣公園予定地	一箕町松長一丁目地内	会津若松市まちづくり整備課	39-1275

（資料 2-7-1）防災用備蓄品一覧

【防災倉庫等】

令和 6 年 3 月 31 日現在

種類	合計	防災倉庫		河東学園小倉庫
		謹教倉庫	会津総合運動公園防災倉庫	
使い捨て哺乳瓶	360 個		360	
簡易トイレ（便器）	2 基		2	
簡易トイレ（凝固剤等のセット）	6 箱	3	3	
ダンボールベッド	78 台		78	
ダンボール更衣室	7 個		7	
ラジオ付ライト	14 個	14		
ラジオ（電池、イヤホン付き）	74 個	19	55	
懐中電灯（手動式）	145 個	71	74	
毛布	240 枚		240	
不織布毛布	472 枚	130	342	
ブランケット	172 枚	172		
カップ	1,030 着	330	700	
ゼッケンベスト	80 着	80		
敷マット（銀シート、カーペットなど）	77 枚			77
避難所用ブルーマット	40 枚	40		
マスク	19,000 枚		19,000	
使いすてカイロ	360 個		360	
車椅子	4 台	4		
電話機（特設公衆電話用）	30 台		30	
ポータブル発電機	2 個	2		
投光機	2 個	2		
紙おむつ（乳児用）	165 パック		165	
紙おむつ（大人用）	66 パック		66	
生理用品	184 パック		80	
トイレットペーパー	240 巻		240	
間仕切りパーティション	60 セット		60	
アルコール等手指消毒ジェル	1,632 本		1,632	

※水や食料などは、本格的な救助が始まるまでの 3 日程度の備蓄をしていただくよう家庭用防災カルテや市政だよりなどにより周知している。

※物流ネットワークを活用した必要物品の調達の協定を策定している。

【避難所等】

令和6年3月31日現在

No.	名称	電話番号	毛布	簡易トイレ	特設公衆 電話	パーティション (段ボール)	間仕切り パーティション	ベッド (段ボール)
指定避難所								
1	鶴城小学校	27-0741	100枚	1セット	3台	10セット	34個	67台
2	城北小学校	22-0742	100枚	1セット	3台	10セット	25個	49台
3	行仁小学校	22-0743	100枚	1セット	3台	10セット	29個	58台
4	城西小学校	28-0711	100枚	1セット	3台	10セット	35個	69台
5	謹教小学校	28-2100	100枚	1セット	3台	10セット	34個	67台
6	日新小学校	27-2331	100枚	1セット	3台	10セット	34個	68台
7	一箕小学校	22-1789	100枚	1セット	3台	10セット	35個	69台
8	松長小学校	32-2490	200枚	1セット	3台	10セット	26個	52台
9	永和小学校	22-2364	100枚	1セット	3台	10セット	18個	35台
10	神指小学校	22-2566	100枚	1セット	3台	10セット	27個	54台
11	門田小学校	27-3442	100枚	1セット	3台	10セット	35個	69台
12	城南小学校	28-9111	100枚	1セット	3台	10セット	31個	62台
13	大戸小学校	92-2504	100枚	1セット	3台	10セット	34個	68台
14	東山小学校	27-2061	100枚	1セット	3台	10セット	22個	44台
15	小金井小学校	28-5840	100枚	1セット	3台	10セット	37個	74台
16	荒舘小学校	58-2233	100枚	1セット	3台	10セット	30個	60台
17	川南小学校	56-3062	100枚	1セット	3台	10セット	23個	45台
18	第一中学校	24-2277	100枚	1セット	3台	10セット	38個	75台
19	第二中学校	27-0715	100枚	1セット	3台	10セット	49個	97台
20	第三中学校	27-0994		1セット	3台	10セット	51個	102台
21	第四中学校	27-1051	100枚	1セット	3台	10セット	35個	70台
22	第五中学校	27-1781	100枚	1セット	3台	10セット	41個	82台
23	第六中学校	22-5153	100枚	1セット	3台	10セット	30個	43台
24	一箕中学校	22-2113	100枚	1セット	3台	10セット	30個	59台
25	大戸中学校	92-2510	100枚	1セット	3台	10セット	25個	50台
26	北会津中学校	58-3322	100枚	1セット	3台	10セット	35個	70台
27	河東学園	75-3011	120枚	1セット	3台	20セット	65個	129台
28	湊学園	93-2066	140枚	1セット	3台	10セット	30個	60台
29	旧湊中学校	93-2014	100枚	1セット	3台	10セット	25個	50台
30	北公民館	25-4044	50枚		1台			
31	南公民館	27-4835	50枚		1台			
32	大戸公民館	92-2373	100枚	1セット	1台	10セット	18個	36台

33	一箕公民館	25-0997	50 枚		1 台			
34	東公民館	27-6381	75 枚		1 台			
35	湊公民館	93-2461	25 枚	1 セット	1 台			
36	北会津公民館	58-3111	50 枚		1 台			
37	河東公民館	75-2127	50 枚		1 台			
38	城西コミュニティセンター	26-9936			1 台			
39	真宮コミュニティセンター	58-3855			1 台			
40	鶴ヶ城体育館			1 セット	3 台	10 セット	150 個	299 台
41	会津総合運動公園	28-4440	430 枚	3 セット	3 台	60 セット	245 個	489 台
42	河東総合体育館	75-5111		2 セット	3 台	10 セット	157 個	314 台
43	ふれあい体育館	37-0717	100 枚	1 セット	3 台	10 セット	104 個	208 台

備蓄倉庫・予備対応用

1	会津総合運動公園防災倉庫		240 枚	1 セット	30 台			78 台
2	北会津防災倉庫				3 台			
3	河東防災倉庫				3 台			
4	旧河東第二小学校						362 個	723 台
5	予備(謹教倉庫保管)		130 枚		3 台			

※1 簡易トイレの1校あたりのセット内容は以下のとおりとする。

折畳トイレ男女各1台、便袋1,600枚、収納大袋1,600枚、凝固剤1,600個、ウェットティッシュ20個、トイレットペーパー2箱(1箱48個入)

※2 特設公衆電話は、NTT東日本により、災害の発生に備え、家族への安否確認等の連絡手段として災害等発生時に無料で利用できる特設公衆電話回線を、あらかじめ定めた避難所となる市立小、中学校、体育館に3回線、公民館等に1回線を事前配備している。

回線は職員室等の校舎の中で保管されており、災害時には袋に入っているケーブルを体育館まで延長し、市が準備した電話機をつないで使用するもの。

※3 段ボールパーティションは組立時寸法が縦180cm×横200cm×高さ140cm以上160cm以下のもの。

※4 間仕切りパーティションはポリエステル製、組立時寸法が縦210cm×横210cm×高さ180cmのもの。

(資料2-7-2) 土のう配備箇所

番号	設 置 箇 所
1	市役所栄町第1庁舎
2	市役所栄町第2庁舎(自転車小屋裏側)
3	南公民館
4	日新コミュニティセンター
5	城西コミュニティセンター東側駐車場(会津鉄道駐車場)
6	くつろぎ緑地(東山町石山地内)
7	上下水道局(テニスコート脇駐車場)
8	北会津支所
9	河東支所(車庫南側)
10	一箕公民館

11	中央公民館神指分館
----	-----------

（資料 3-8-2）会津若松市所在医療取扱代表機関及び救急告示医療機関名等

1 医療取扱代表機関

代 表 機 関 名	電 話 番 号	事 務 所 の 所 在 地
会津若松医師会	2 3 - 7 7 3 7	インター西 3 3 - 5
会津若松歯科医師会	2 3 - 2 6 1 1	大町一丁目 8 - 3

2 救急告示医療機関

医 療 機 関 名	電 話 番 号	事 務 所 の 所 在 地
福島県立医科大学会津医療センター	7 5 - 2 1 0 0	河東町谷沢字前田 2 1 - 2
会津中央病院	2 5 - 1 5 1 5	鶴賀町 1 - 1
竹田綜合病院	2 7 - 5 5 1 1	山鹿町 3 - 2 7

3 救急協力病院（診療所）

医 療 機 関 名	電 話 番 号	事 務 所 の 所 在 地
穴澤病院	2 2 - 4 0 2 4	宮町 1 - 1

（資料 3-10-1）人員輸送代表機関等

人員輸送代表機関

代表機関名	事務所の所在地	電話番号	備 考
会津乗合自動車株式会社	白虎町 195	22-5555	
会津若松ハイヤー営業会	東栄町 1-83	26-6658	

物資輸送代表機関

代表機関名	事務所の所在地	電話番号	備 考
福島県トラック協会会津若松支部	町北町大字始字見島 80-2	24-4855	

燃料調達代表機関

代表機関名	事務所の所在地	電話番号	備 考
福島県石油業協同組合会津若松支部	栄町 8-35 ヴェルファーレ上六日 306 号室	32-7470	取扱品名 ガソリン、軽油、 灯油、A重

(資料 3-12-6) 応急仮設住宅建設用地状況等報告

令和 5 年 11 月末日現在
(市建築住宅課より県土木部へ報告)

番号	所在地	面積 (㎡) (A)	建設可能戸数 (A)/(B)*	備考
1	一箕町松長一丁目 17-1 (まちづくり整備課)	33,100	413 戸	敷地：不整形 松長近隣公園予定地
2	真宮新町北四丁目 105 (まちづくり整備課)	2,500	35 戸	敷地：整形 みどり公園予定地
3	桧町 418 (まちづくり整備課)	6,000	85 戸	敷地：整形 東部公園の一部 (グラウンド部分)
4	真宮新町北二丁目 113 (まちづくり整備課)	3,800	54 戸	敷地：整形 亀公園の一部 (グラウンド部分)
5	一箕町松長六丁目 1-7 (まちづくり整備課)	2,800	35 戸	敷地：不整形 松長 5 号公園
6	北会津町下荒井字古館 25-1、31-2、31-10、137-3、137-4 外 (農政課)	5,000	71 戸	敷地：整形 多目的農村広場
合計		53,200	693 戸	

- ※ 1. (B)*: 空地が整形な場合は 70、不整形な場合は 80 とする。
 2. 本資料については、毎年 11 月末日現在の状況について、12 月に報告するものです。
 3. この他、既存市営住宅の空き家を年 2 回報告するものです。

(資料 3-14-3) 電力施設災害応急対策計画の協力機関

代表機関名	事務所の所在地	電話番号	備考
(株) ユアテック会津営業所	インター西 2 4	24-6141	
会津電力工事 (株)	町北町大字始字観音前 1 3 - 1	24-3105	
全会津電気工事協同組合	平安町 2 - 7 1	24-4600	
社団法人 福島県電設業協会 会津支部	大塚二丁目 8 - 3	24-3796	

(資料 3-14-4) ガス供給代表機関

種 別	代表機関及び 事業所名	事務所の所在地	電話番号	備考
都市ガス	若松ガス(株)	千石町 4 - 16	28-1311	
プロパンガス及びプロ パンガスとブタンガス の混合	福島県 L P ガス協会 会津支部	門田町大字堤沢字道 西 20	28-6168	

（資料 4-1-5）災害に係る住家の被害認定の概要

1. 被害認定基準

被害認定は「災害の被害認定基準」等に基づき、市町村が下表の①又は②のいずれかによって行う。

※ 詳細は内閣府「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を参照

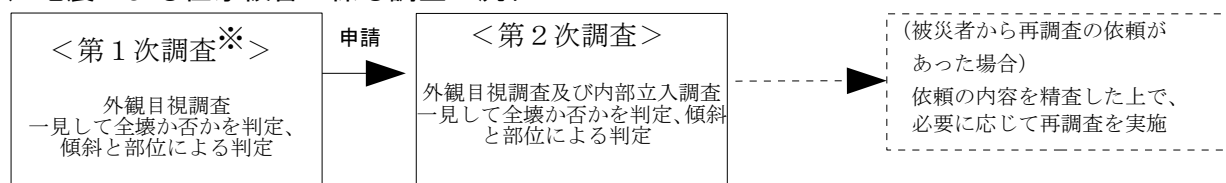
	全壊	半壊			準半壊	一部損壊
		大規模半壊	中規模半壊	その他		
①損壊基準判定 住家の損壊、焼失、流失した部分の床面積の延床面積に占める損壊割合	70%以上	50%以上 70%未満	30%以上 50%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	10%未満
②損害基準判定 住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	10%未満

2. 災害ごとの被害認定方法

（②損害基準判定（経済的被害）で判定する場合）

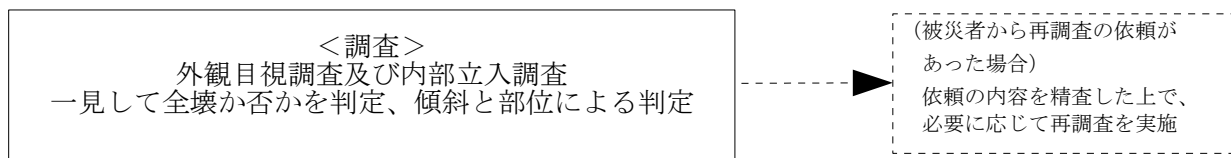
具体的な調査方法及び判定方法を示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」により判定する。

（1）地震による住家被害に係る調査の流れ



※第1次調査は、外観から調査可能な部分の調査とする。

（2）水害又は風害による住家被害に係る調査の流れ



（3）住家全体の損害割合の算定方法

$$\sum \left[\begin{array}{|c|} \hline \text{当該部位の} \\ \text{損害の程度 (※)} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{当該部位の家屋全体} \\ \text{に占める構成割合} \\ \hline \end{array} \right] = \begin{array}{|c|} \hline \text{住家全体の} \\ \text{損害割合} \\ \hline \end{array}$$

（※）運用指針により床、屋根等の部位毎に定められた構成割合

$$\text{※} \begin{array}{|c|} \hline \text{当該部位の} \\ \text{損害割合} \\ \hline \end{array} = \sum \left[\begin{array}{|c|} \hline \text{当該部位の} \\ \text{損害の程度} \\ \text{(10\% \sim 100\%)} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{当該部位の一部} \\ \text{の当該部位全体} \\ \text{に占める割合} \\ \hline \end{array} \right]$$

（市町村による調査）

（4）各部位毎の構成割合（木造・プレハブの場合）

地震による被害（第1次調査）		地震による被害（第2次調査）、水害による被害及び風害による被害	
屋根	15%	屋根	15%
		柱（又は耐力壁）	15%
		床（階段を含む。）	10%

壁（外壁）	75%	外壁	10%
		内壁	15%
		天井	5%
		建具	10%
基礎	10%	基礎	10%
		設備	10%

（５）損傷の例示（木造・プレハブの住家の屋根の場合（抜粋））

損傷の例示	損傷程度
・ 棟瓦（がんぶり瓦、のし瓦）の一部がずれ、破損が生じている。	10%
・ 棟瓦のずれ、破損、落下が著しいが、その他の瓦の破損は少ない。 ・ 一部のスレートにひび割れが生じている。 ・ 浸水により屋根葺材等に浮きが見られる。※ ¹ ・ 屋根の一部に飛来物による軽微な衝突痕がある。※ ²	25%
・ 棟瓦が全面的にずれ、破損あるいは落下している。 ・ 棟瓦以外の瓦もずれが著しい。 ・ 浸水により屋根断熱材・屋根防水材の機能損失が見られる。※ ¹ ・ 浸水によりスレート等屋根葺材の損傷又は脱落が見られる。※ ¹ ・ 浸水により下地材の損傷が見られる。※ ¹ ・ 金属板葺材の半分程度がはがれている。※ ² ・ 屋根の一部に飛来物による突き刺さり、貫通痕がある。※ ²	50%
・ 屋根に若干の不陸が見られる。 ・ 小屋組の一部に破損が見られる。 ・ 瓦がほぼ全面的にずれ、破損又は落下している。 ・ スレートのひび割れ、ずれが著しい。 ・ 金属板葺材のジョイント部に、はがれ等の損傷が見られる。 ・ 屋上仕上面に破断や不陸が生じている。 ・ 屋根の大半で多数の飛来物による衝突痕、突き刺さり、貫通痕がある。※ ² ・ 野地板の一部がはがれている。※ ²	75%
・ 屋根に著しい不陸が見られる。 ・ 小屋組の損傷が著しく、葺材の大部分が損傷を受けている。 ・ 屋上仕上面全面にわたって大きな不陸、亀裂、剥落が見られる。 ・ 屋根の全面にわたって多数の飛来物による衝突痕、突き刺さり、貫通痕がある。※ ² ・ 野地板の損傷が著しい※ ²	100%

※¹ 水害による住家被害及び風害による住家被害の場合のみの例示

※² 風害による住家被害の場合のみの例示

〔参考〕会津若松市防災会議条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、会津若松市防災会議（以下「防災会議」という。）の組織及び所掌事務を定めることを目的とする。

(会長及び委員)

第2条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員の定数は60人以内とし、次の各号に掲げる者をもって充てる。

(1) 指定地方行政機関の職員のうち市長が任命する者

(2) 県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者

(3) 県警察の警察官のうちから市長が任命する者

(4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者

(5) 教育長

(6) 会津若松市地方広域市町村圏整備組合消防長及び市消防団長

(7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者

(8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者の中から市長が任命する者

(9) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認めた者

6 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期はその前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は再任されることができる。

(専門委員)

第3条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(所掌事務)

第4条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 会津若松市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

(2) 市長の諮問に応じて市の区域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

(3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

(4) 前各号に掲げるもののほか法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

〔参考〕会津若松市災害対策本部条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第8項の規定に基づき、会津若松市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し、必要な事項を定める事を目的とする。

(位置)

第2条 災害対策本部は、会津若松市に置く。

(災害対策本部長の権限等)

第3条 災害対策本部長は、災害対策本部長とし、市長をもって充てる。

2 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

3 災害対策本部に、災害対策本部副本部長、災害対策本部員その他の職員を置き、市の職員のうちから市長が任命する。

4 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 災害対策本部員その他の職員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部等)

第4条 災害対策本部長は、必要と認めるときは災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員その他の職員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(災害対策本部の所掌事務)

第5条 災害対策本部は、会津若松市地域防災計画（次条において「防災計画」という。）の定めるところにより、次の各号に掲げる事務を行う。この場合において、災害対策本部は、必要に応じ、消防機関、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携の確保に努めなければならない。

(1) 市の区域に係る災害に関する情報を収集すること。

(2) 市の区域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施すること。

(現地災害対策本部)

第6条 市長は、防災計画の定めるところにより、災害対策本部に、災害地にあつて災害対策本部の事務の一部を行う組織として、現地災害対策本部を置くことができる。

(教育委員会への指示)

第7条 災害対策本部長は、市の教育委員会に対し、市の区域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するために必要な限度において、必要な指示をすることができる。

(情報提供等の依頼)

第8条 災害対策本部長は、市の区域に係る災害予防又は災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

(災害対策本部長への委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関して必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

〔参考〕会津若松市災害対策本部規程

（趣旨）

第1条 この規程は、会津若松市災害対策本部条例（昭和37年会津若松市条例第44号）第9条の規定に基づき、同条例に定めるもののほか、会津若松市災害対策本部（以下「本部」という。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（災害対策副本部長、災害対策本部員及びその他の職員）

第2条 災害対策副本部長は、会津若松市副市長をもって充てる。

2 災害対策本部員は、会津若松市部等設置条例（平成11年会津若松市条例第38号）に規定する部の部長、会計管理者、教育長、教育部長、議会事務局長、選挙管理委員会事務局長、監査事務局長、農業委員会事務局長及び上下水道事業管理者をもって充てる。

3 本部その他の職員には、別表第1に規定する者（災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）災害対策副本部長及び災害対策本部員である者を除く。）をもって充てる。

（本部の組織）

第3条 本部に別表第1に規定する部及び課（班）を置く。

2 部長、課（班）長及び課（班）員は、別表第1に規定する者をもって充てる。

（事務分掌）

第4条 部及び課（班）の分掌事務は、別表第2に規定するとおりとする。

（現地災害対策副本部長）

第5条 会津若松市災害対策本部条例第6条に規定する現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）の長は、現地災害対策副本部長とし、本部の部長である者のうちから副本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策副本部長は、副本部長の命を受け、現地本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

（現地本部の組織その他）

第6条 前条に定めるもののほか、現地本部の組織その他現地本部に関して必要な事項は、そのつど副本部長が定める。

附 則

この規程は公布の日から施行する。

〔参考〕災害対策基本法について

1 法の趣旨

災害対策の体制の確立、責任の所在を明確にして防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置等必要な災害対策の基本を定め、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資する目的をもって、この法律が定められたものである。

2 内容のあらまし

(1) 災害の範囲

暴風、豪雨、豪雪、洪水、その他異常な自然現象による被害、大規模な火事又は爆風による被害、さらにそのおよぼす被害の程度において以上のあげた被害と同程度のものを含み、例えば大交通事故又は大衆の雑踏により生ずる事故等があげられる。

(2) 防災に関する組織

- | | | | | | |
|---|--------------------|---|---|---|--------------------------|
| ア | 中央防災会議 | — | 会長は内閣総理大臣
防災基本計画の作成と実施の推進、内閣総理大臣の諮問審議等を行う。 | } | 防災会議
(委員、専門委員、
幹事) |
| イ | 都道府県防災会議 | — | 会長は知事
都道府県防災計画の作成等の業務を行う。 | | |
| ウ | 会津若松市防災会議 | — | 会長は市長
市防災計画の作成等の業務を行う。 | | |
| エ | 非常災害対策本部（緊急災害対策本部） | — | 国 | | |
| オ | 都道府県災害対策本部 | — | 都道府県 | } | 災害対策本部
(臨時機関) |
| カ | 市災害対策本部 | — | 会津若松市 | | |

(3) 防災計画の策定義務

都道府県、市町村は、それぞれ防災計画及び国の指定行政機関等は防災業務計画を策定する。

(4) 災害予防

災害予防責任者（国の機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関及び防災上重要な施設の管理者等）に対し、防災訓練、防災のため必要な施設、設備の整備及び点検等の業務を課し、災害予防に資すること。

(5) 災害応急対策

災害応急対策責任者は、災害情報の収集伝達に努め、更に災害応急対策として災害救助法にもとづく救助のほか、警報、避難、交通の規制、漂流物の処理、清掃、防疫、その他必要な災害応急対策の基本的事項を定めている。

- ア 会津若松市の応急措置
警戒区域の設定、消防、水防、救助等の応急措置の実施
- イ 都道府県の応急措置
災害救助法に基づく応急救助の実施及びこられる補完的応急措置の実施
市町村長の応急措置の代行又は指示を行い応急措置の適正実施をはかる。
- ウ 指定行政機関の長及び指定公共機関の長等の応急措置
防災計画にもとづく応急措置の実施
- エ その他
公用令書の公布、損失補償及び実費弁償、損害賠償及び被災者の応急救助措置として、公的徴収金の減免等を規定して応急救助の実施の円滑化を企画する。

(6) 災害復旧

災害復旧は原形復旧にとどまらず再度災害の防止のための施設の新設改良を併せて行うこと等を規定するとともに災害復旧の適正迅速化を企画する。

(7) 財政金融措置

激甚災害に対する国庫負担、国庫補助の制度の合理化と恒久的立法を行うべき義務規定等を定めて、災害対策金融の円滑化を図る。

なお、地方公共団体に災害対策基金制度の新設を図り、災害対策の臨時的経費の確保に努める。

(8) 災害緊急事態

国において激甚なる災害に際し、災害緊急事態の布告を行い、内閣総理大臣を長とする緊急災害対策本部を内閣府に設け、生活必需物資の配給譲渡等の制限禁止、物価又は役務等の対価最高額の決定、金銭債務の支払いの延期等の措置を講じて激甚災害応急対策の推進を図る。

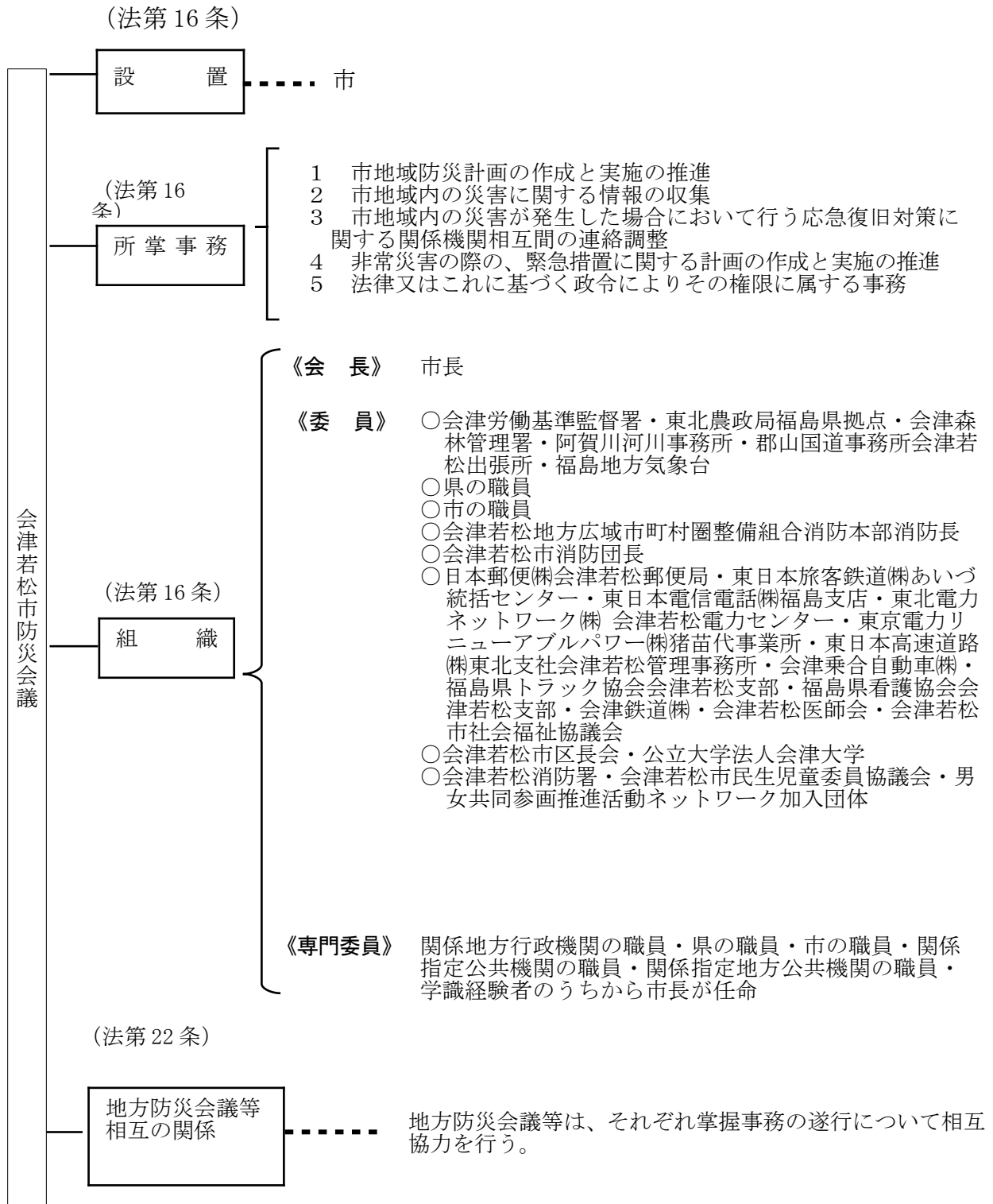
3 指定公共機関、指定地方公共機関の災害対策基本法上の事務

- (1) 業務に係る防災に関する計画の作成及び実施並びに国、県、市の防災計画の作成及び実施についての協力（法第6条第1項）
- (2) 役員又は職員が市防災会議の委員となりうること。（法第16条第6項）
- (3) 市防災会議の行う資料の提出等の要求の対象となること。（法第21条）
- (4) その処理すべき業務について、市防災計画の定めるものであること。（法第42条第2項）
- (5) 市防災会議の会長等の行う防災計画実施の推進のための要請等の対象となること。（法第45条第1項）
- (6) 災害予防の実施（法第46条第2項）
- (7) 防災に関する組織の整備（法第47条）

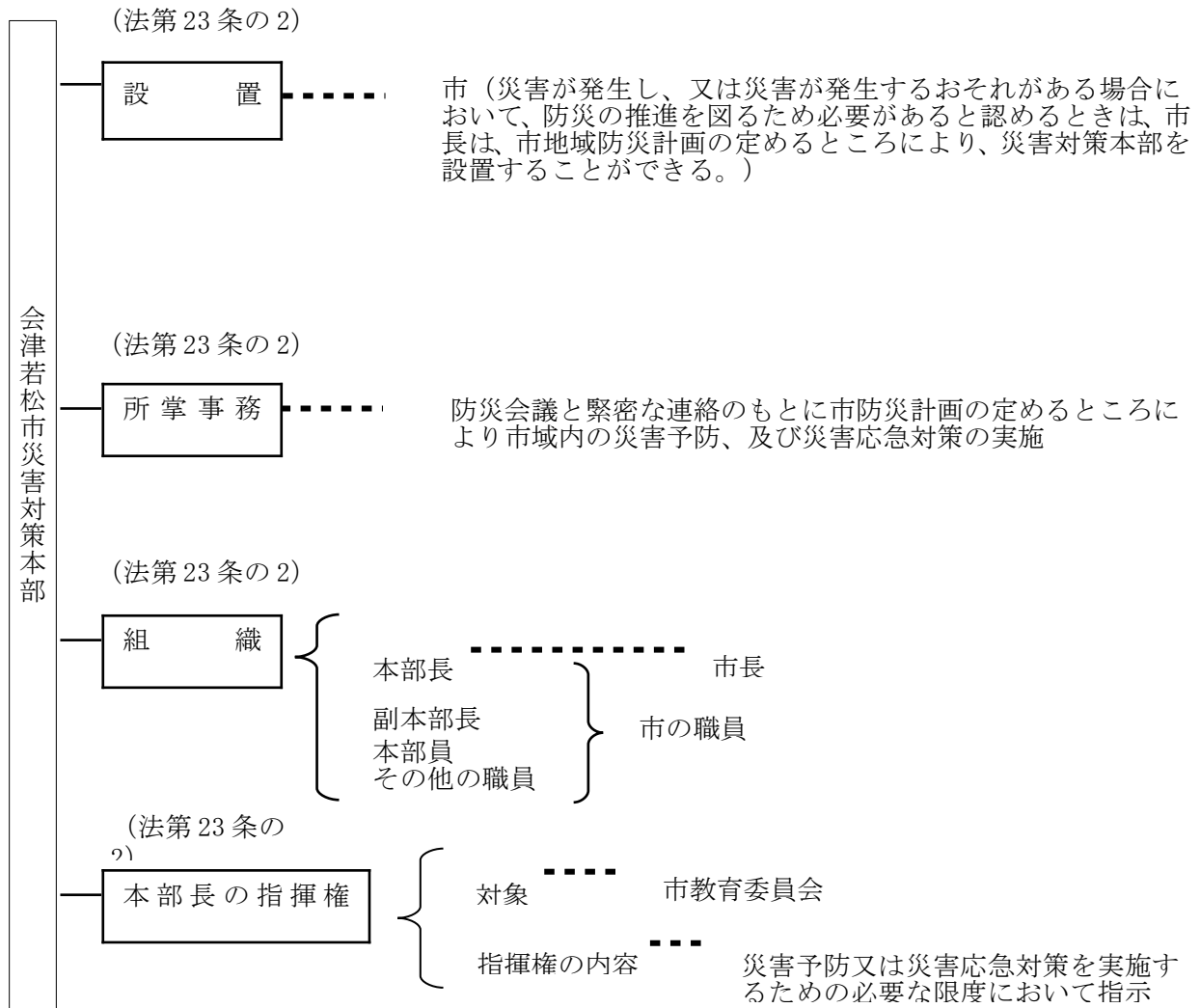
- (8) 防災訓練業務（法第 48 条）
- (9) 防災に必要な物資及び資材の備蓄等の業務（法第 49 条）
- (10) 災害応急対策の実施（法第 50 条第 2 項）
- (11) 災害に関する情報の収集及び伝達（法第 51 条）
- (12) 市長の行う伝達及び必要のある通知の対象となること。（法第 56 条）
- (13) 災害時における応急措置の実施（法第 80 条）
- (14) 災害復旧の実施（法第 87 条）

〔災害に関する市の組織〕

(1) 防災会議とは



(2) 災害対策本部とは



〔参考〕 災害救助法について

災害救助法は、昭和 21 年の南海大震災を契機として、各方面から強く要望されるところとなり、昭和 22 年の 10 月に制定された。

1 災害救助法による救助

本法による救助は

- (1) 災害に関しての応急救助であること。
- (2) 被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的とする。
- (3) 国の責任において行われること。
- (4) 地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に行われること。

2 災害救助の実施体制について

災害救助法による応急救助は、被災者の保護と社会秩序の維持を目的とするものであることから、適正かつ迅速な運用が要求されるものである。

- (1) 実施機関—都道府県知事（国の機関委任事務）
- (2) 協力機関—日本赤十字社
- (3) 都道府県知事相互間の応援
- (4) 補助機関—市町村

3 災害救助法の適用

- (1) 法による救助の要否は、市町村の区域単位に判定するものであること。
- (2) 原則として同一原因による災害によるものであること。
- (3) 被災者が現に救助を要する状態にあるものであること。

4 適用基準

- (1) 市の区域内の住家の滅失した世帯が次の世帯数以上に達した場合
（令第 1 条第 1 項第 1 号—令別表第 1）

市 の 人 口	住家滅失世帯数
100,000人以上 300,000人未満	100世帯

- (2) 福島県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ、それぞれ次の令別表第 2 に示す数以上であって、当市の区域内の被害世帯数が、それぞれ次の令別表第 3 に示す数以上であること。
（令第 1 条第 1 項第 2 号—令別表第 2）

県 の 人 口	住家滅失世帯数
1,000,000人以上 2,000,000人未満	1,500世帯
2,000,000人以上 3,000,000人未満	2,000世帯

（令第 1 条第 1 項第 2 号—令別表第 3）

市 の 人 口	住家滅失世帯数
100,000人以上 300,000人未満	50世帯

- (3) 福島県の区域内の被害世帯数が、次の表に示す数以上であって、当市の区域内の被害世帯数が多数であること。

（令第 1 条第 1 項第 3 号—令別表第 4）

なお、この場合の「多数」については、被害の態様や周囲の状況に応じて、個々に判断すべきものであるが、基準としては市の救護活動に任せられない程度の被害であるか否かによって判断される。

県 の 人 口	住家滅失世帯数
1,000,000人以上 2,000,000人未満	7,000世帯
2,000,000人以上 3,000,000人未満	9,000世帯

- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したものであること。

（令第 1 条第 1 項第 3 号後段）

- 例 ア 被害世帯を含む被害地域が他の集落から隔離又は孤立している等のため、生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とする場合
イ 有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とする場合

- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合。

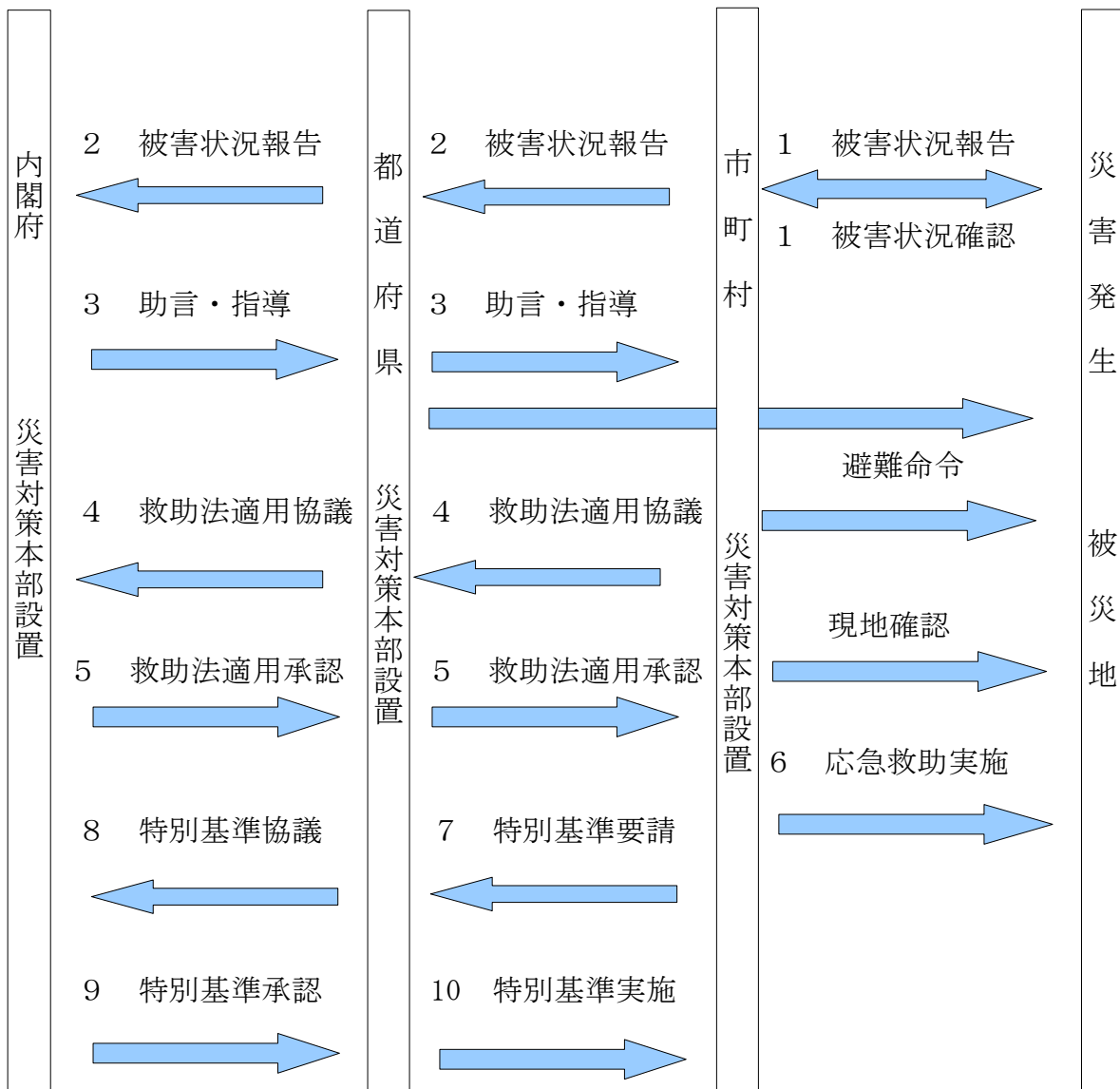
(令第1条第1項第4号)

- ア 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が避難して継続的に救助を必要とする場合であり、具体的には次のような場合であること。
 - (ア) 火山噴火、有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、多数の住民が避難の指示を受けて避難生活を余儀なくされる場合
 - (イ) 船舶の沈没、交通事故、爆発事故等の事故により多数の者が死傷した場合
- イ また、災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品等の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊な技術を必要とする場合とは、具体的には次のような場合であること。
 - (ア) 交通路の途絶のため多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合
 - (イ) 火山噴火、有毒ガス発生等のため多数の者が危険にさらされている場合
 - (ウ) 豪雪により多数の者が危険状態となる場合
 - a 平年に比して短期間の異常な降雪及び積雪による住家の倒壊等又はその危険性の増大
 - b 平年、孤立したことの無い集落の交通途絶

5 災害が発生するおそれ段階の適用〔法第2条第2項〕

災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置され、同法第23条の3第2項（同法第24条第2項又は第28条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該本部の所管区域として本県が告示されたとき、市町村の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがある場合には、災害救助法による救助を行うことができる。

災害発生から応急救助まで



被害の認定基準

被害区分		判定基準
人の被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実な者。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者。
	負傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受ける必要のある者。 (重傷) 1ヵ月以上の治療を要する見込みの者 (軽傷) 1ヵ月未満で治癒できる見込みの者
住家の被害	住家	現実に住家のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟	一つの建築物をいう。主屋より延面積の小さい建築物（同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場）が付着している場合は同一棟とみなす。 また、渡り廊下のように、二つ以上の主屋に付着しているものは折半して、それぞれを主屋の附属建物とみなす。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。（同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となるわけである。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎全体を1世帯として取り扱う。）
	全壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、もしくは流失した部分の面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のものであるとする。
	半壊	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもの。
	一部損壊	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものであるとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家の被害	非住家	住家以外の建築物をいう。ただし、これらの施設に常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用または公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

災害救助法による救助の程度、方法及び期間について

(「福島県災害救助法施行細則」令和5年6月改正 抜粋)

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	(1) 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	(1) 基本額 避難所設置費 1人 1日当たり 340円以内 ※法第四条第二項の避難所にあつては、災害が発生するおそれがある場合において必要となる別に定める経費 (2) 高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）、特別な配慮を必要とする要配慮者等に供与する「福祉避難所」を設置した場合は、特別な配慮のために必要な避難所を設置した地域における通常の実費を加算できる。 (3) 費用は避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金・借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。	(1) 災害救助法第四条第一項第一号の避難所を開設する期間は、災害発生の日から7日以内 (2) 同条第二項の避難所を開設する期間は、法第二条第二項の規定による救助を開始した日から、別に定める日までの期間	(1) 避難所には、学校、公民館等の既存の建物を充てることを原則とするが、これら適当な建物が得難い場合は、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施するものである。 (2) 避難所での生活が長期にわたる場合等、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館等宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの實力では住宅を得ることができないもの	建設型仮設住宅 (1) 規模・費用（1戸当たり） 実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、6,775,000円以内 (2) 建設型仮設住宅の供与終了に伴う建設型仮設住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。 賃貸型応急住宅 (1) 規模・費用（1戸当たり） 賃貸型応急住宅の一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて上段(1)に定める規模に準ずる。 借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。	(1) 災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置する。 (2) 供与期間は、完成の日から2年以内とする（建築基準法）。	(1) 原則として、公有地を利用する。ただし、公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することができる。 (2) 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数うにに応じた規模の施設を設置できる。 (3) 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型仮設住宅として設置することができる。
炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の	食品の給与 (1) 避難所に避難している者、又は住家に被害	(1) 食品の給与は、被災者が直ちに食べることができる現物によるものとする。	災害発生の日から7日以内	

供給	を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者		(2) 炊き出しその他による食品の給与を実施するために支出する費用は、主食費、副食費、燃料費等とし、1人1日当たり1,230円以内		
	飲料水の供給 (1) 現に飲料水を得ることができない者		(1) 飲料水の供給を実施するために支給する費用は、水の購入入費並びに給水及び浄水に必要な機械、器具等の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品費及び資材費とし、その地域における通常の実費とする。	災害発生の日から7日以内	
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	(1) 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）等により生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者		(1) 夏季（4月～9月） 冬季（10月～3月） の季別は、災害発生の日をもって決定する。 (2) 下記金額の範囲内	(1) 災害発生の日から10日以内	(1) 次に掲げる品目の範囲内とし、現物給付に限ること ① 被服、寝具及び身の回り品 ② 日用品 ③ 炊事用具及び食器 ④ 光熱材料

区 分			1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
全全流	壊焼失	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
		冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600
半半床	壊焼上浸水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
		冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700

医 療	(1) 医療の途を失った者（応急的処置） (2) 医療は、救護班によって行うものとする。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、病院又は診療所（あん摩マツサージ指圧師、はり師若しくはきゅう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において、医療（施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。）を行うことがある。	(1) 救護班による場合 使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費 (2) 病院又は診療所による場合 国民健康保険診療報酬の額以内 (3) 施術者による場合 協定料金の額以内	(1) 災害発生の日から14日以内	(1) 医療の範囲 ① 診察 ② 薬剤又は治療材料の支給 ③ 処置、手術その他の治療及び施術 ④ 病院又は診療所への収容 ⑤ 看護
助 産	(1) 災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	(1) 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 (2) 助産婦による場合は、慣行料金の2割引以内の額	(1) 分べんした日から7日以内	(1) 助産の範囲 ① 分べんの介助 ② 分べん前及び分べん後の処置 ③ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給
被災者の救出	(1) 現に生命又は身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者の捜索又は救出	(1) 舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費	(1) 災害発生の日から3日以内	
被災した住宅の応急修理	(1) 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者	(1) 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最少限度の部分に対し現物をもって行う (2) 費用（1世帯当たり） ① 次に掲げる世帯以外の世	(1) 災害発生の日から3箇月以内に完了（災害対策基本法に基づく、特定災害対策本部、非常災害対策本部又	

	(2) 大規模な補修を行わなければならない居住することが困難である程度に住家が半壊した者	帯 706,000 円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000 円以内	は緊急災害対策本部が設置された災害にあっては 6 箇月以内)	
生業に必要な資金の貸与	(1) 住家が全壊し、全焼し、又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯 (2) 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械、器具、資材等を購入するための費用に充てるものであり、生業を回復する見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者	(1) 貸与金額 ①生業費 1 件当たり 30,000 円 ②就職支度費 1 件当たり 15,000 円 (2) 貸与条件 ①貸与期間 2 年以内 ②利子 無利子	(1) 災害発生の日から 1 箇月以内に完了	
学用品の給与	(1) 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部その他これらに相当するものとして知事が認めるものの生徒	(1) 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもつ ①教科書 ②文房具 ③通学用品 (2) 支出限度額 ①教科書 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費（高等学校等生徒にあっては知事が認めた教材実費） ②文房具及び通学用品 小学校等児童 1 人当たり 4,800 円 中学校等生徒 1 人当たり 5,100 円 高等学校等生徒 1 人当たり 5,600 円	災害発生の日から（教科書） 1 箇月以内 （文房具及び通学用品） 15 日以内	
埋 葬	(1) 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のもの 災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	(1) 原則として、棺又は棺材をもつて、次の範囲内において、行う ① 棺（附属品を含む。） ② 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。） ③ 骨つぼ及び骨箱 (2) 支出限度額（一体当たり） 大人 219,100 円以内 小人 175,200 円以内	(1) 災害発生の日から 10 日以内に完了	
死体の搜索	(1) 行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	(1) 舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費	(1) 災害発生の日から 10 日以内	
死体の処理	(1) 災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 一体当たり 3,500 円以内 (2) 死体の一時保存 ① 既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費 ② 既存の建物を利用できない場合は一体当たり 5,500 円以内 ③ ドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、その地域における通常の実費を加算 (3) 救護班により検案ができない場合は、当該地域の通常の実費の額以内	(1) 災害発生の日から 10 日以内	
障害物（住居又はその周辺に運ばれた土石、竹	(1) 居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障	(1) ロープ、スコップその他障害物の除去のために必要な機械、器具等の借上費又	(1) 災害発生の日から 10 日以内	

木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの)の除去	をきたしている場合で自力では除去することのできない者	は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等 (2) 市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均が 138,700 円以内		
輸送費及び賃金職員等雇上費	(1) 被災者の避難 (2) 医療及び助産 (3) 被災者の救出 (4) 飲料水の供給 (5) 死体の搜索 (6) 死体の処理 (7) 救済用物資の整理配分	(1) 当該地域における通常の実費	(1) 救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	(1) 災害救助法施行令第 4 条第 1 号から第 4 号までに規定する者	(1) 日当 (1 人 1 日当り) ① 医師、歯科医師 24,100 円以内 ② 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技師、歯科衛生士 16,200 円以内 ③ 保健師、助産師、看護師、准看護師 15,800 円以内 ④ 救急救命士 14,200 円以内 ⑤ 土木技術者、建築技術者 15,600 円以内 ⑥ 大工 30,700 円以内 ⑦ 左官 28,400 円以内 ⑧ とび職 29,400 円以内 (2) 超過勤務手当 (1)の①から⑧までに掲げる者のそれぞれの日当額の 21 日分を給料月額と、その者の 1 週間の勤務時間を 38 時間 45 分とみなして職員の給与に関する条例第 16 条の規定により算出した勤務 1 時間当たりの給与額に基づき、同条例第 13 条の規定により算出した超過勤務手当の額に相当する額 (3) 旅費 福島県旅費条例の知事等以外の職務にある者が同条例の規定により支給を受ける旅費額に相当する額	(1) 救助の実施が認められる期間以内	(1) 災害救助法施行令第 4 条第 5 号から第 10 号までに規定する者 (土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者、鉄道事業者及びその従業者、軌道経営者及びその従業者、自動車運送事業者及びその従業者、船舶運送業者及びその従業者、港湾運送業者及びその従業者) 業者のその地域における慣行料金による支出実績額に手数料としてその百分の三に相当する額を加算した額

(1) この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

福島県における緊急通行車両の確認手続等取扱要領

第1 目 的

この要領は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第76条第1項の規定に基づき、都道府県公安委員会が災害時における通行の禁止又は制限を行った道路の区間において、災害応急対策を的確かつ円滑に行うため、同法施行令（昭和37年政令第288号。以下「災対法施行令」という。）第33条第1項に基づき知事が行う同第32条の2に定める緊急通行車両の確認に係る手続等について必要な事項を定めることを目的とする。

第2 緊急通行車両の確認手続の対象

災対法施行令第33条第1項の規定により、知事が確認を行う緊急通行車両は、次のいずれの要件にも該当する車両とする。

- (1) 地域防災計画等に基づき災害応急対策に使用される計画がある車両
災害時において、福島県又は市町村の地域防災計画及び指定行政機関又は指定公共機関の防災業務計画等（以下「地域防災計画等」という。）に基づき、災対法第50条第1項に規定する災害応急対策（別表1）を実施するために使用される計画がある車両であること。
- (2) 知事等が保有し又は調達する車両
知事及びその他の執行機関、市町村長及びその他の執行機関、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、指定公共機関及び指定地方公共機関等（以下「知事等」という。）が保有し、若しくは知事等との契約等により常時県等の活動のために専用使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両で、災害応急対策に使用される車両であること。

第3 緊急通行車両の確認申請に関する手続

1 確認申請の申出

- (1) 確認申請の申出を行う者
緊急通行車両の使用（緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者又はその代行者）
- (2) 確認申請先
次に掲げる部署（以下「災害対策グループ等」という。）において、緊急通行車両の確認申請を行おうとする者の申出を受け付ける。
ア 生活環境部県民安全領域災害対策グループ
〔災害対策本部設置後又は知事が必要と認めた場合にあっては、生活環境部県民環境総務班（県民環境総務領域生活交通グループ）〕
イ 各地方振興局県民環境（県民）部県民生活（県民環境）グループ〔災害対策地方本部設置後又は地方振興局長が必要と認めた場合にあっては、災害対策地方本部県税班（地方振興局県税部）〕
- (3) 確認申請の書類
確認申請の申出に必要な書類は、緊急通行車両確認申請書（様式第1号）及び次に掲げる添付書類各1通とする。
ア 自動車検査証（これに準ずるものを含む。以下同じ。）の写し
イ 輸送協定書又は県等の上申書等当該車両を使用して行う業務の内容を明らかにする書類の写し（県等が保有する車両で災害応急対策に使用するものを除く。）

2 確認する事項

災害対策グループ等において確認申請の申出を受理したときは、申請のあった車両が緊急通行車両として使用されるものであることについて、次の要件を確認する。

- (1) 申出のあった車両を使用して行う事務又は業務の内容が、別表1に掲げる災害応急対策を実施するために必要なものであること。
- (2) 当該災害応急対策に係る車両の用途（緊急輸送を行うこととなる車両にあっては、輸送人員又は品名）及び車両の使用人等が適正であること。

3 標章等の交付

- (1) 確認の結果、緊急通行車両に該当すると認められた場合は、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号。以下「災対法施行規則」という。）第6条第1項に定める標章（別記様式第3）及び同第6条第2項に定める緊急通行車両確認証明書別記様式第4。以下「確認証明書」という。）を交付する。
- (2) 標章等の交付にあたっては、申請者に次の事項を遵守するよう指導する。
ア 標章を緊急通行車両のダッシュボード等前面の見やすい箇所に掲示すること。
イ 標章とともに確認証明書を必ず携帯すること。
ウ 当該緊急通行の用務が終了した場合、標章及び確認証明書を災害対策グループ等に速やかに返還すること。

第4 事前届出済証の交付を受けている車両の申請書類及び確認手続

災害発生前において、あらかじめ福島県公安委員会（以下「県公安委員会」という。）から緊急通行車両等事前届出済証（様式第1号）（以下「事前届出済証」という。）の交付を受けている車両等について、災害対策グループ等に確認申請の申出があった場合、申請書類及び確認手続は次のとおりとする。

1 確認申請の書類

確認申請の申出に必要な書類は、県公安委員会から交付されている事前届出済証及び緊急通行車

両確認申請書（様式第1）とし、自動車検査証等の添付書類の提出は省略するものとする。

2 確認手続き

事前届出済証を受けていない緊急通行車両に優先して確認を行い、確認のための必要な審査は省略することができるものとする。

第5 緊急通行車両の確認手続の処理経過の明確化及び報告

1 緊急通行車両の確認手続の処理経過の明確化

緊急通行車両であることの確認を行い、標章及び確認証明書を交付した災害対策グループ等においては、緊急通行車両の確認事務の処理経過を明らかにしておくため、緊急通行車両確認申請受理簿（様式第2号。以下「確認申請受理簿」という。）を作成する。

2 県公安委員会への報告

災害対策グループ等において緊急通行車両の確認を行ったときは、速やかに福島県警察本部交通部交通規制課経由で県公安委員会に対し、確認申請受理簿の写しにより報告する。

第6 大規模地震対策特別措置法に基づく取扱い

県公安委員会から、大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年政令第385号）第12条第2項の規定に基づく緊急輸送車両として届出済証の交付を受けている車両は、災対法第76条第1項の規定に基づく緊急通行車両の取扱いに準じて行う。

第7 国民保護法に規定する緊急通行車両の取扱い

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第155条第1項の規定に基づく緊急通行車両の取扱いについては、災対法第76条第1項の規定に基づく緊急通行車両の取扱いと同様に行うものとし、上記第2から第5の手続きにより確認事務を行う。

この場合、第2から第5の字句のうち別表2の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替える。

第8 制度の周知

緊急通行車両の確認手続き、県公安委員会が実施する事前届出及び通行の禁止又は制限から除外する車両の取扱い等については、福島県地域防災会議等を通じて関係機関等に対し、その趣旨、対象、申請手続き等の周知を図るよう努める。

附 則

1 この要領は、平成19年3月12日から施行する。

別表 1 災害応急対策等一覧表（第 2 (1)、第 3 の 2 (1) 及び第 7 関係）

災対法第 50 条第 1 項に規定される災害応急対策は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防禦し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、右の事項を行うものとする。		1 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項 2 消防、水防その他の応急措置に関する事項 3 被災者の救難、救助その他保護に関する事項 4 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項 5 施設及び設備の応急の復旧に関する事項 6 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項 7 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項 8 緊急輸送の確保に関する事項 9 その他、災害の発生を防禦又は拡大の防止のための措置に関する事項
第 7 で準用する国民保護措置又は緊急対処保護措置	国民保護法第 2 条第 3 項で定める武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成 15 年法律第 79 号。以下「事態対処法」という。）第 22 条第 1 項に掲げる国民保護措置は、武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針が定められてから廃止されるまでの間に、県等が法律の規定に基づき実施する右の措置その他の武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするための措置をいう。	1 警報の発令、避難の指示、被災者の救助、消防等に関する措置 2 施設及び設備の応急の復旧に関する措置 3 保健衛生の確保及び社会秩序の維持に関する措置 4 輸送及び通信に関する措置 5 国民の生活の安定に関する措置 6 被害の復旧に関する措置
	国民保護法第 172 条第 1 項で定める事態対処法第 25 条第 3 項第 2 号に掲げる緊急対処保護措置は、緊急処理事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、県等が法律の規定に基づき実施する右の措置をいう。	緊急処理事態における攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は緊急処理事態における攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするために緊急処理事態の推移に応じて実施する警報の発令、避難の指示、被災者の救助、施設及び設備の応急の復旧その他の措置

別表 2 国民保護法第 155 条に規定する緊急通行車両について確認手続きを行う場合における字句の読替え一覧表（第 7 関係）

適用	読替え前	読替え後
全般	災害時	事態対処法第 2 条に定める武力攻撃事態又は武力攻撃予測事態並びに同法第 25 条第 1 項に定める緊急処理事態の認定が行われた場合
	災害応急対策	国民の保護に関する措置（国民保護措置）又は緊急対処保護措置
	輸送	運送
第 2	災対法施行令第 33 条第 1 項	国民保護法施行令第 39 条により同様に行う災対法施行令第 33 条第 1 項
	福島県地域防災計画等	福島県民等保護計画等
	災対法第 50 条第 1 項に規定する災害応急対策	国民保護法第 2 条第 3 項で定める国民保護措置又は国民保護法第 172 条第 1 項で定める緊急対処保護措置
第 3	福島県災害対策本部	福島県民等保護対策本部又は福島県緊急処理事態対策本部
	福島県災害対策地方本部	福島県民等保護地方対策本部又は福島県緊急処理事態地方対策本部

様式第 1 号

年 月 日 福島県知事 緊急通行車両確認申請書			申請者住所 (電話) 氏 名	
番号標に表示されている番号				
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)				
使用者	住所	() 局 番		
	氏名			
通 行 日 時				
通 行 経 路		出 発 地	目 的 地	
備 考				

備考 用紙は、日本工業規格A5とし、2枚複写(2枚目)は、災害対策基本法施行規則第6条第2項別記様式第4の緊急通行車両確認証明書とする。

様式第2号

緊急通行車両確認申請受理簿(確認証明書交付簿)

受付(交付)番号	番号標に表示されている番号	使用者氏 名	交付年月日	備 考
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	

備考 用紙は、日本工業規格A4とする。

○災害対策基本法施行規則関係様式
別記様式第3（第6条第1項関係）

登録（車両）番号

緊急

有効期限 年 月 日

15

21

- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒字、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式第 4 （第 6 条第 2 項関係）

第 号			年 月 日	
緊急通行車両確認証明書				
福島県知事				
番号標に表示されている番号				
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）				
使用者	住所	() 局 番		
	氏名			
通行日時				
通行経路	出発地	目的地		
備考				

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。